

第73回市町村職員を対象とするセミナー 「障害福祉に関する相談支援体制の充実と自立支援協議会」

1 日 時 平成20年7月23日(水) 13:00～17:00 (12:30開場、受付開始)

2 会 場 中央合同庁舎5号館 低層棟2階 講堂

3 プログラム

<p>一 【開 会】</p> <p>二 【開会あいさつ】 厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課 課長 藤井 康弘</p> <p>三 【行政説明】 「相談支援体制の充実と自立支援協議会」 厚生労働省 障害保健福祉部 障害福祉課 障害福祉専門官 高原 伸幸</p> <p>四 【自治体の取り組みについて】 — 自治体職員からの報告 —</p> <p>① 地域自立支援協議会の設置に向けた取り組み 秋田県湯沢市福祉事務所 主幹 佐藤 博 氏</p> <p>② 相談支援体制充実への取り組み 広島県東広島市社会福祉課 課長補佐 石原 さやか 氏</p> <p>③ 災害時における相談支援と地域自立支援協議会の取り組み 新潟県柏崎市福祉課 主査 若月 啓満 氏</p> <p style="text-align: center;">— 休 憩 —</p> <p>五 【シンポジウム】 「どのように相談支援体制の整備をするか、自立支援協議会をどう活用するか」 — 相談支援事業者と自治体の協働の仕方 —</p> <p>コーディネーター 福岡 寿 氏 (長野県北信圏域障害者生活支援センター 相談支援専門員)</p> <p>アドバイザー 小澤 温 教授 (東洋大学ライフデザイン学部教授)</p> <p>パネラー (各自治体からは職員と相談支援専門員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>湯 沢 市</u> 佐藤 博 氏 (福祉事務所) 長沼 敏幸 氏 (社会福祉法人雄勝福社会複合施設 ぱあとなあ) ・ <u>東広島市</u> 石原 さやか 氏 (社会福祉課) 金子 百合子 氏 (東広島市障害者相談支援センター地域生活支援センター まほろば) ・ <u>柏 崎 市</u> 若月 啓満 氏 (福祉課) 村山 智 氏 (障がい児(者)生活支援センターふくし・パートナー) ・ <u>厚生労働省職員</u> ※ 参加者からの質問事項(申込時提出)への回答もあわせて行います。 	<p>13:00～</p> <p>13:10～ (20分)</p> <p>13:30～ (60分)</p> <p>14:30～ (15分)</p> <p>14:45～ (135分)</p> <p>17:00×ド</p>
六 【閉 会】	

※ 進行には万全を期してまいります。場合により終了時間を超過する場合がございます。

相談支援体制整備と 地域自立支援協議会

平成20年7月



厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

相談支援事業の現状

障害者相談支援事業

- ・一般的な相談支援(情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等)

【財源】 交付税

機能強化

- ・市町村相談支援機能強化事業(専門職員の配置等)
- ・成年後見制度利用事業
- ・住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

【財源】 地域生活支援事業費補助金

国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・相談支援充実・強化事業

(家庭訪問等)

【財源】基金事業

(市町村／相談支援事業者に委託可)

一般的な相談支援

(広域的・専門的な支援)

都道府県

サービス利用計画

サービス利用計画費の支給 (指定相談支援事業者)

- ・サービス利用のあっせん・調整

【財源】自立支援給付

国1/2、県1/4、市町村1/4

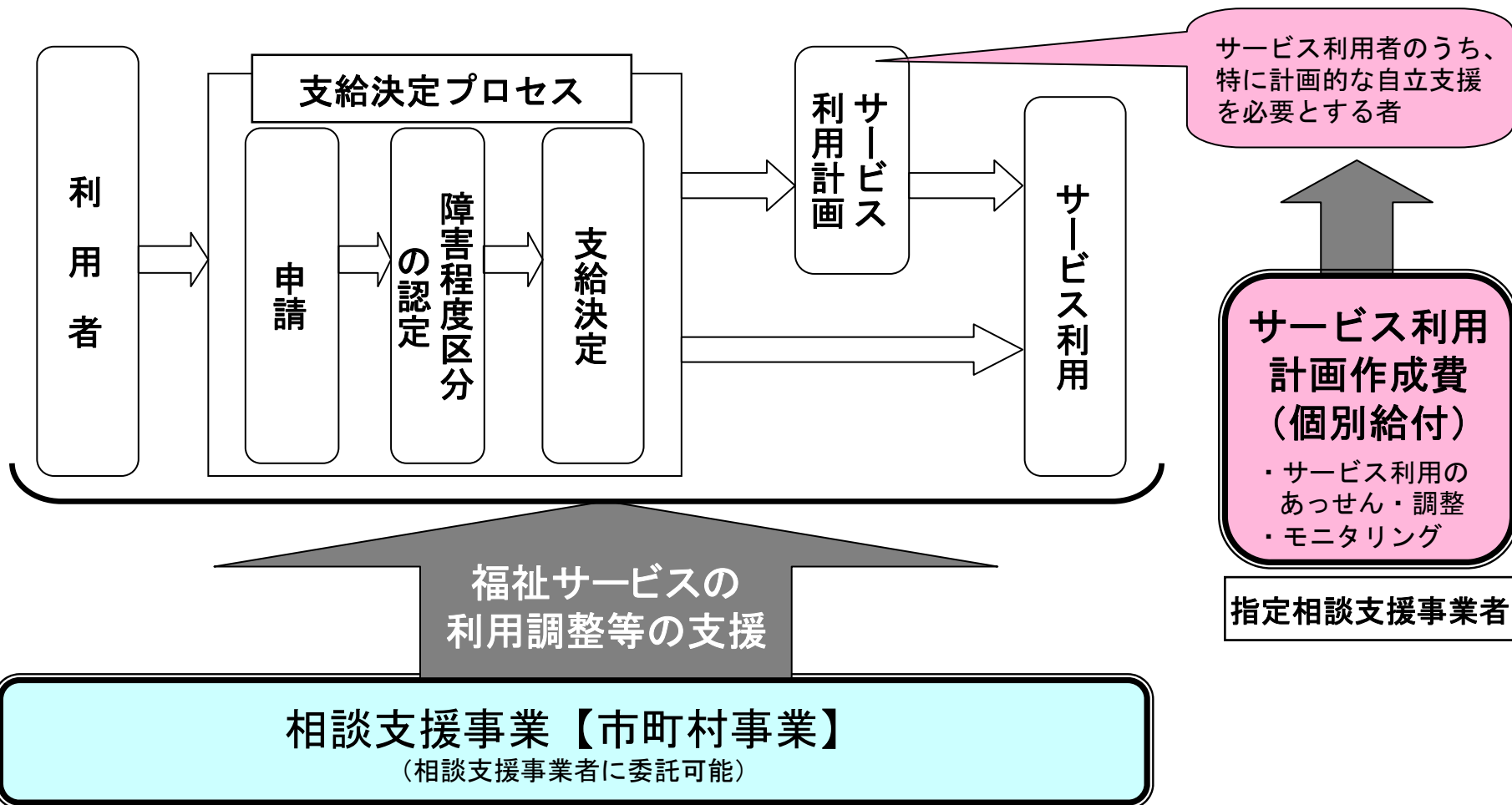
※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者に限定

- ①施設退所等に伴い集中的に支援が必要
- ②単身世帯
- ③重度障害者

(1) 相談支援事業とサービス利用について

障害者のニーズに応じて、支援を効果的に実施するための仕組み（ケアマネジメント）を導入。

- (1) 一人一人の利用者が、必要に応じて支援を受けられるよう、市町村の事業として相談支援事業を位置付けた（相談支援事業者に委託可）。
- (2) 特に計画的な支援を必要とする者を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付（サービス利用計画作成費）を制度化。



(2) 地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

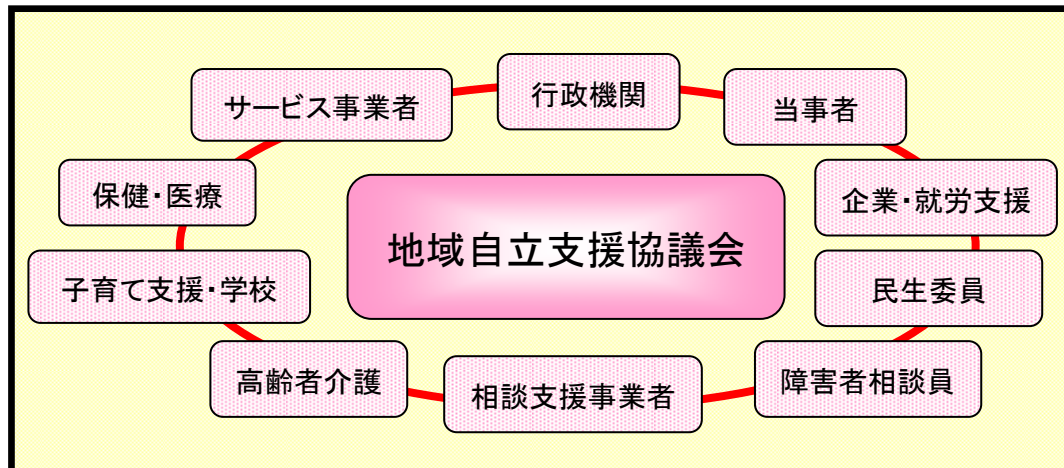
【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者に委託可）

【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



(3) 相談支援事業の実施状況について

1 市町村相談支援の実施状況 (19年4月1日現在)

①実施主体	市町村直営	25%	委託	58%	直営+委託	17%
②市町村相談支援実施強化事業	実施	35%	実施予定	8%	未実施	57%
成年後見制度利用支援事業	実施	28%	実施予定	11%	未実施	61%
居住サポート事業	実施	12%	実施予定	6%	未実施	82%

2 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 (20年5月20日現在)

45ヶ所/47都道府県 = 95.7%

3 地域自立支援協議会の設置箇所数 (19年12月1日現在)

904ヶ所/1,821市町村 = 49.6%

4 指定相談支援事業者数 (19年4月1日現在)

2,523事業者

5 サービス利用計画作成費の支給決定者数 (19年4月1日現在)

1,429人

重点施策実施5か年計画

～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い
共に生きる社会へのさらなる取組～

平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定(抄)

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

2 生活支援

○地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

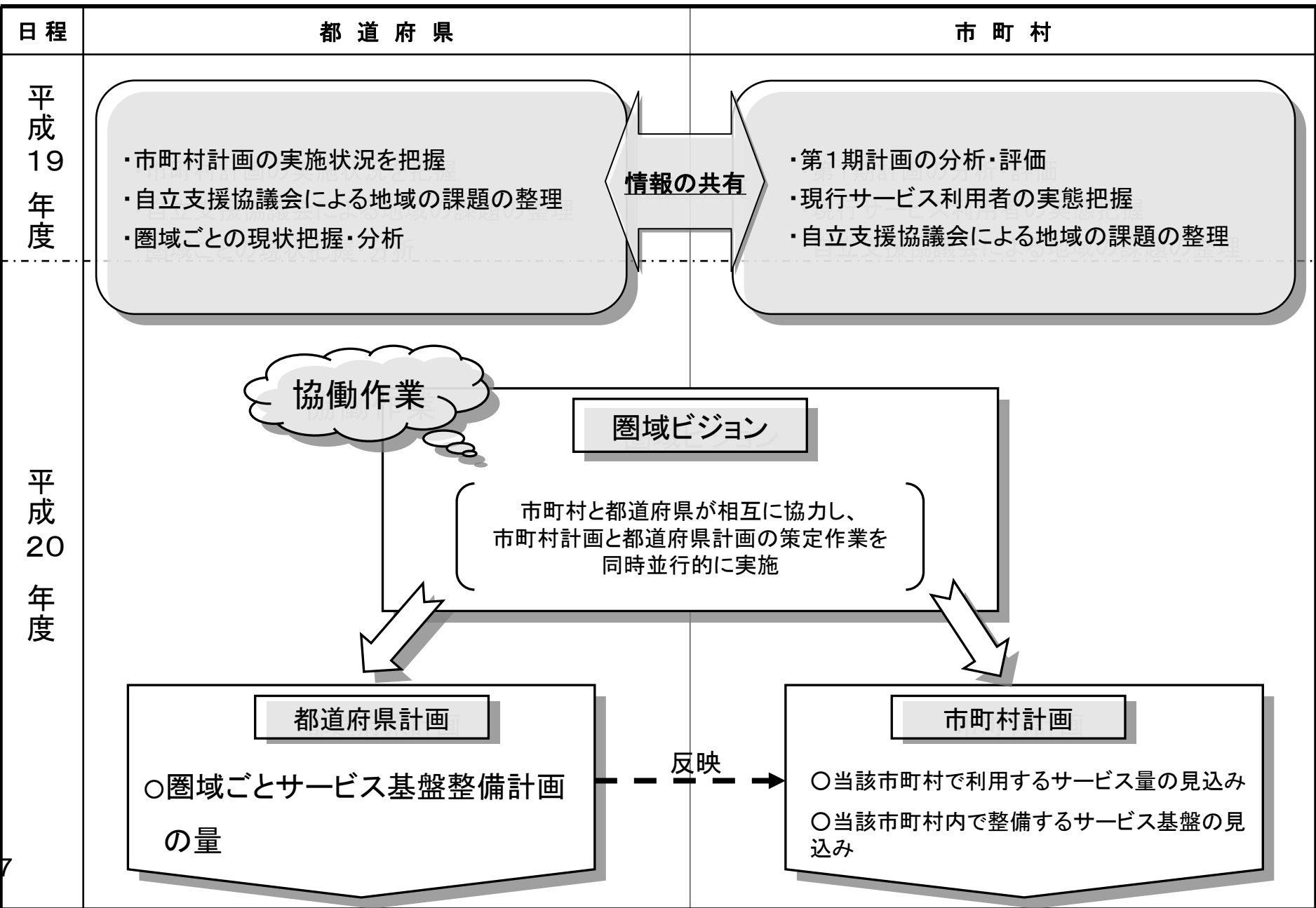
- ア ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援(ピアカウンセリング)、権利擁護のために必要な援助等を提供する体制の充実のために、地域自立支援協議会を中心とした障害者の地域生活を支えるネットワークを構築する。
- イ 国立専門機関等において、地域で生活する障害者や支援者が、障害の特性に応じた支援方法などについて、より高度な専門的・技術的支援を受けることができる体制を整備する。

(数値目標・達成期間)

○地域自立支援協議会の設置市町村数

700市町村〔19年〕→全市町村〔24年〕

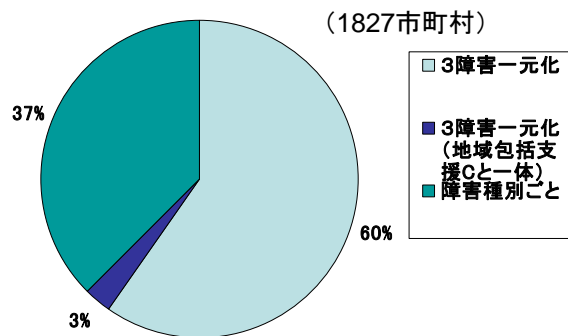
第2期障害福祉計画策定スケジュールのイメージ



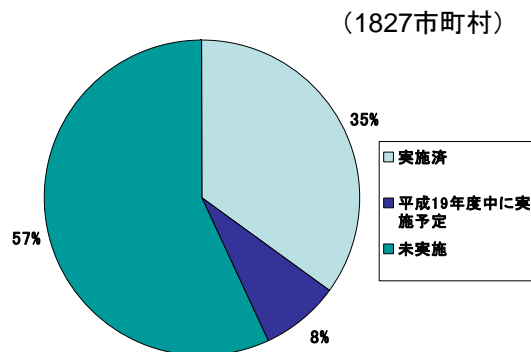
障害者相談支援事業の実施状況等調査の概要(平成19年)

市町村相談支援体制の状況について

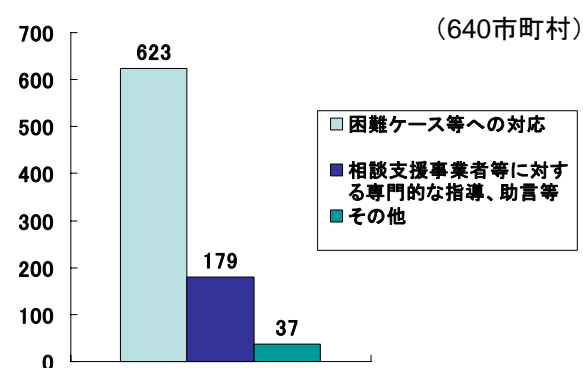
障害者相談支援事業の実施方法



市町村相談支援機能強化事業の実施状況

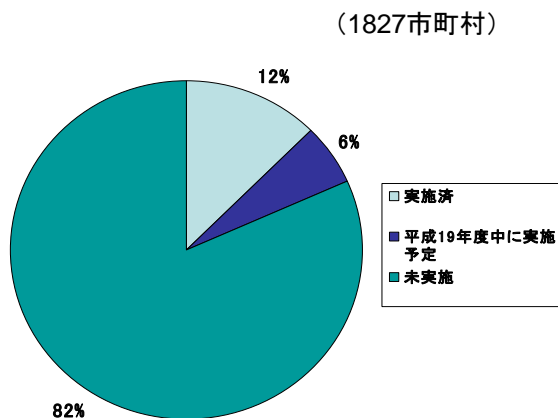


市町村相談支援機能強化事業の業務内容

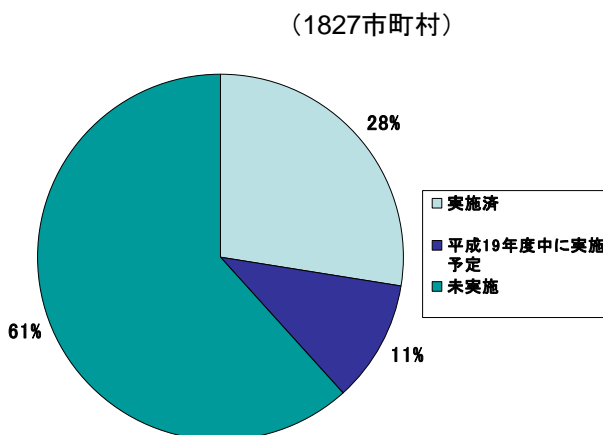


相談支援に関する事業の実施状況について

居住サポート事業の実施状況



成年後見制度利用支援事業の実施状況



障害者相談支援事業の実施状況等調査の概要(平成19年)

障害者相談支援事業に係る課題等の主な意見

【相談支援体制について】

- 指定相談支援事業所が不足している。3障害全てに対応できる相談支援事業所がない。

【相談支援従事者の専門性について】

- 相談支援従事者の専門的な知識が不足している。

【財源の確保について】

- 相談支援事業の財源が交付税での措置であり、自治体での財源確保が困難。

【市町村相談支援機能強化事業の実施について】

- 市町村単独での実施は困難。
- 専門職員の人材の確保が困難である。

【居住サポート事業の実施方法等について】

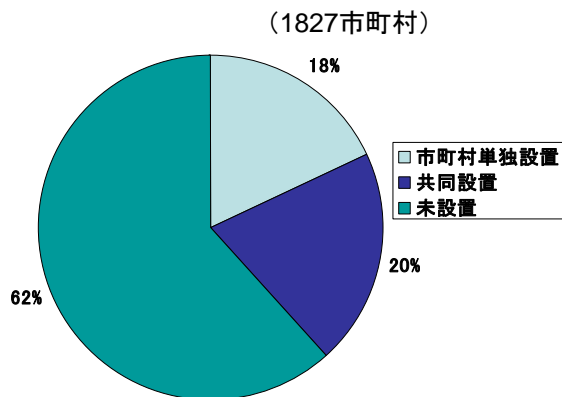
- 居住サポート事業の成功事例等の情報が少ない。居住サポート事業の具体的な実施方法がわからない。
- 24時間支援体制を整備することが困難である。(委託できる事業者がない。)
- 障害者向けの住宅(バリアフリーなど)の確保自体が課題となっている。

【その他】

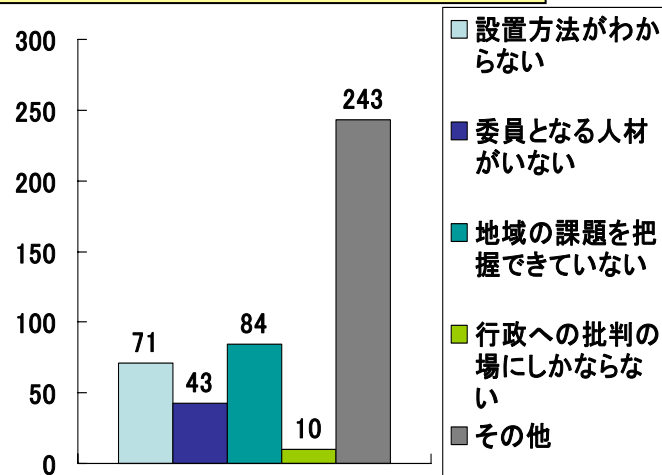
- 相談支援事業が軌道に乗っておらず、相談件数が少ない。
- 相談支援従事者の専門的な知識が不足している。(スキルアップが必要)
- 市町村単独での実施は難しく、近隣市町村との連携が必要であると考えている。
- 社会資源の不足、創出の難しさから相談を受けても状況が進展しないことが多い。
- 広報等を通じて相談支援体制について周知しているが、なかなか認知されない。
- 発達障害などに対する支援について、いかに対応していくかが課題である。
- 個人情報保護との関係でどこまでの情報を提供・共有化していくのが課題である。

障害者相談支援事業の実施状況等調査の概要(平成19年)

地域自立支援協議会の設置状況



地域自立支援協議会未設置の理由



地域自立支援協議会に係る課題等の主な意見

【地域自立支援協議会の設置について】

- 相談支援体制が整備されていない中で、地域自立支援協議会を設置することは困難。
- 障害者施策推進会議等の既存の協議会との棲み分けが課題。
- 協議会の必要性が不明。
- 協議会設立の法的根拠が曖昧なため、現状のままでは設置困難。
- 社会資源の少ない小規模自治体では、地域自立支援協議会が行政への批判の場となることが想定される。
- 地域自立支援協議会の単独設置は困難であるので広域設置が望ましいと考えている。(調整が困難との意見も)
- 地域自立支援協議会の具体的な設置方法、運営方法のイメージが湧かない。
- 相談支援事業者の評価方法が確立されていない。

相談支援事業の現状及び課題について

現状

課題

相談支援体制

- ・人材の確保が困難
- ・相談支援体制が不十分で自立に必要な情報と支援が届いていない
- ・入所入院から地域生活に移行する取り組みが不十分
- ・事業の具体的実施方法が不明

※市町村相談支援機能強化事業の実施率:35%
居住サポート事業の実施率:12% (H19年4月1日現在)

- ・人材の養成とスキルアップ
- ・自宅訪問などによるきめ細やかな相談支援の実施
- ・居住サポート等の強化
- ・相談支援マニュアルの作成と普及

自立支援協議会

- ・地域自立支援協議会の未設置市町村が多く、地域の支援体制が構築されていない

※未設置市町村:50%(H19年12月1日現在)
※都道府県自立支援協議会の設置箇所数:45ヶ所(20年5月20日現在)

- ・運営方法がイメージしにくいとの声があり、運営の形骸化が懸念

- ・地域自立支援協議会の法令上の位置づけの明確化
- ・地域自立支援協議会設置・運営マニュアルの普及

サービス利用計画作成費

- ・単一サービスや過大支給決定の状況も見受けられる
- ・ケアマネジメントがほとんど実施されていない(モニタリングが一部のみ実施)
- ・制度が複雑で理解不足、対象者限定などにより、サービス利用計画作成費の活用が不十分で(支給決定者が少ない)自立に必要な支援が進んでいない

※支給決定者:1,429人(19年4月1日現在)

- ・サービス利用計画作成費の支給対象者の明確化・拡大

権利擁護

- ・虐待防止、権利侵害防止の支援体制が不十分

※成年後見制度利用支援事業の実施率:28%

- ・虐待防止、権利侵害防止のための制度的な整備

參考資料

地域自立支援協議会のステップアップ指標（案）

	相談支援体制	行政の関与	協議会の運営
第1段階	専門的相談窓口が明らかでない (どこに相談したらよいか分からない)	窓口対応だけとなっていて相談支援の重要性を理解していない	協議会が設置されていない
第2段階	相談支援事業が実施されているが窓口対応、電話対応のみとなっている	事業者や関係団体と意見交換をして実態の把握が少しずつ出来始める	協議会は設置されているが形骸化している
第3段階	相談件数も増え始め個別支援会議が開催され始める	個別支援会議に出席し連携を始める	協議会が定期的開催され情報共有が活発化し始めている
第4段階	個別支援会議が当たり前のように日常的に開催されている、また積極的な訪問相談が行われている	個別事例に確実に関与し、協議会の事務局機能を持つ	情報共有が活発になり専門部会等の取り組みも具体化され、協働体制が整う
第5段階	相談窓口にアクセス出来る利用者のみならず、きめ細やかに対応し全ての利用者の状態を把握している	施策の立案と推進機関として協議会の重要性・必要性を十分認識している	新たな社会資源が開発され、施策の提言ができはじめる

協議会の機能強化に向けて その阻害要因から解決手順を明らかにするための要因例

1	相談支援事業が委託で実施されていない
2	相談窓口にアクセスできる利用者だけを相談対象にしてアウトリーチしていない
3	委託相談事業が法人敷地内に設置され活動が不透明
4	個別支援会議が開かれていない、開かれていたとしてもサービスの利用調整のみに終始している
5	一部の事業者が利用者を抱え込み協議会に非協力的(事業者にモチベーションがない、相互の信頼関係、協力関係がない)
6	サービスの社会資源量が少ない
7	構成員が協議会を要求交渉の場と捉えたり、新たな社会資源の創出をあきらめ評論家的になっている
8	行政が自立支援協議会のイメージが出来ず消極的な姿勢となっている
9	協議会で協議すべき項目、論点が明確に出来ず、中・長期目標が設定されない
10	事業のモニタリングが不十分で、質の向上を疎んじている

自立支援協議会の活性化にむけて

—いくつかの自治体から聴き取り結果から—

【形骸化の原因】

【遭難型】

・相談支援事業が適正に実施されず、議題の素材が精選されないまま開催され、見通しが持てていない。

【陳情型】

・構成員が既定の団体中心になり（障害福祉計画策定委員会の看板換え等により）、協議会が陳情、団体交渉の場となっている。

【行政主導型】

・担当部課長が会長になるなど、行政主導になり、形式的な議事進行と協議内容になっている。

事務局機能の強化
アドバイザー事業の活用

【今後の取り組み】

【アプローチ1】

- ・相談支援事業の充実と強化
- ・個別支援会議の開催

【アプローチ2】

- ・相談支援事業、団体と行政との協議
- ・スキームの検討

【アプローチ3】

- ・構成員を柔軟に再編成
- ・議事内容の調整

<見直しの4つの基本的視点>

- (1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援
- (2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- (3) 家族を含めたトータルな支援
- (4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

1. 障害の早期発見・早期対応策

- 医療機関(産科、小児科等)、母子保健、障害児の専門機関等の連携を強化。
- 「気になる段階」から、保健センター等の身近なところで専門的に支援。

2. 就学前の支援策

- 障害児の専門機関による、保育所等への巡回支援等により、保育所等での受入れをできるだけ促進。
- 通所施設について、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受入れられるよう検討。

3. 学齢期・青年期の支援策

- 放課後において、子どもの発達に必要な訓練などを実施するものは、放課後型のデイサービスとして事業実施を検討。
- 卒業後の地域生活や就労を見据え、夏休み等において体験的に就労事業等を利用。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

- 市町村を中心として、都道府県や障害児の専門機関が、市町村を支える体制。
- 地域自立支援協議会(子ども部会の設置)等により関係者の連携を強化。教育と連携した「個別の支援計画」づくり。

5. 家族支援の方策

- 心理的なカウンセリング、養育方法の支援等を検討。
- ショートステイの充実等により、家族の負担感を軽減。

6. 入所施設の在り方

- 障害の重複化等を踏まえれば、基本的な方向としては、一元化を図っていくことが適当。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮。
- 子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、満18歳以上の入所者は、障害者施策として対応することを検討。その際、支援の継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないようにするなど配慮が必要。
- 特に、重症心身障害児施設については、更に、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう、小児神経科医等が継続して関われるようにするなど、十分な配慮が必要。

7. 行政の実施主体

- 通所については、在宅の支援施策等との関係から、市町村とする方向で検討。
- 入所については、以下の3案を踏まえ、さらに検討が必要
 - (第1案) 市町村。(この場合児童養護施設等への入所と実施主体が異なるという課題あり。)
 - (第2案) 措置は都道府県、契約は市町村。(この場合、措置と契約で実施主体が異なるという課題あり。)
 - (第3案) 当面は都道府県。(この場合、市町村の関与を現状より強めることが適当。また、将来的には、市町村とすることを検討。)
- 障害児施設の利用(措置・契約)については、現行制度を基本にさらに検討。措置と契約について全国的に適切な判断が行われるよう、ガイドラインを作成。

8. 法律上の位置付けなど

- 保育所等の一般施策との連携の観点から「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべき。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

(1) 市町村を基本とした相談支援体制

- これまで、子どもの年齢別に応じて支援策を検討してきたが、子どものライフステージを通じた相談支援の方策についても、一層の充実を図っていくことが必要である。
- まず、障害児の親子の相談支援について中心的な役割を果たす機関としては、平成17年度から児童福祉についての一義的な相談を行う者が市町村とされたことや、障害者の一般的な相談支援事業について市町村が行っていることを踏まえれば、市町村がその役割を担うべきものである。
- その上で、都道府県が、児童相談所、発達障害者支援センター、障害児等療育支援事業の実施によって、広域的・専門的な支援を行い、市町村を支えていくべきである。

さらに、障害児通園施設等の障害児の専門機関が、市町村の相談支援を支える機関としての役割を果たしていくことが考えられる。

このように、市町村を基本として、それを障害児の専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制を、都市部や町村部などそれぞれの地域の実情に応じて、構築していくことが適当と考えられる。

- その際、相談支援については、身近な市町村を基本としつつ、各地域ごとに、それを担う専門的な人材を確保、養成していくことが必要である。
- 特に、障害児の専門機関が、通所施設等の機能に加え、保育所等への巡回など外に出て行って療育や相談支援を行ったり、障害児や発達上支援が必要な子どもについての相談支援を行ったりすることにより、地域全体の相談支援の充実が図られると考えられる。
- また、相談支援については、例えば保健センターなど、障害児の親子にとって身近な敷居の低い場で行われることが必要であり、また、「気になる」という段階から相談支援を受けやすいようにしていくことが必要である。
このため、例えば、障害児の専門機関が外に出向いていたり、あるいは、障害児の専門機関を気軽に行きやすい所とするために、名称を「子ども発達センター」のように改めたりといった工夫が必要と考えられる。
- 小規模な町村においても、障害児の専門機関と連携を図ることにより、身近なところで専門的な相談支援が受けられるようにする、あるいは町村への相談を専門的な相談支援につなげる体制を地域の実情に応じて築いていくことが有効と考えられる。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

(2) 関係者の連携の強化

- 障害児には、その時々に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

また、個人情報取り扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていくことも必要である。

(3) 移行期における支援

- 特に、就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいては、支援のつながりが途切れるおそれがあるので、切れ目が生じないよう関係者の連携を強化し、移行支援を図っていくことが必要である。例えば、保育所等と小学校・特別支援学校が、交流、相互訪問、情報共有、相互理解に努め、積極的な連携を図っていくことが必要である。

(4) 個別の支援計画の作成と活用

- 関係者の連携を図り、子どもの成長に応じて途切れなく障害児の親子を支援していくためには、ケアマネジメントの観点から、障害児について保健、医療、福祉、教育、就労等の各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくかの「個別の支援計画」づくりや、関係者による支援会議の開催を進めていくことが必要である。
- 今後、障害児本位のサービス利用の観点から、保護者の意向に基づき、障害児のサービス利用決定の際などに、個別の支援計画づくりや関係者による支援会議の開催、モニタリングの実施を進めていくことが必要である。その際には、サービス利用計画作成費を活用するなどにより、特に障害の発見時や入学時、進学時、卒業時などの節目において重点的な支援を行っていくことが必要である。
- また、学齢期においては、障害児のサービス利用決定の際などに作成する個別の支援計画や、学校等が作成する個別の教育支援計画について、関係機関の連携・協力により作成・活用することにより、保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野の連携を強化していくことが必要である。
- さらに、一貫した支援のため関係者で情報を共有化していくことの重要性に鑑み、個人情報保護に留意しつつ、保護者の同意をとるなどの対応をした上で、障害児についての個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有していくことを促していくことが必要である。例えば、支援の情報をファイルしたものを保護者が所有し、更新していったり、関係者による支援会議で情報を共有したりといった工夫が考えられる。

障害者自立支援法の目指すもの

(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄))

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 障害者自立支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、平成18年4月に施行された。
- 共生社会の実現をより確かなものとするためには、子どもの頃から、障害の有無にかかわらず、共に遊び・学び・暮らす環境を整備していくことが重要。

障害者の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援事業の充実が不可欠であり、その中核的役割をなす自立支援協議会を強化する必要がある。

障害者自立支援法と自立支援協議会

—個別ニーズの普遍化—

法律の目的

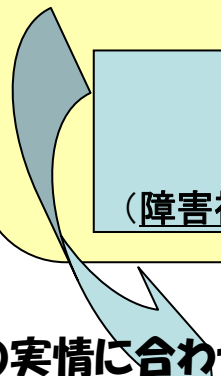
障害のある人も普通に暮らせる地域づくり



そのために障害福祉計画で

地域で暮らす基盤を計画的に整備する

(障害福祉サービス・地域生活支援事業・その他の公的社会資源・インフォーマルな社会資源)



地域自立支援協議会

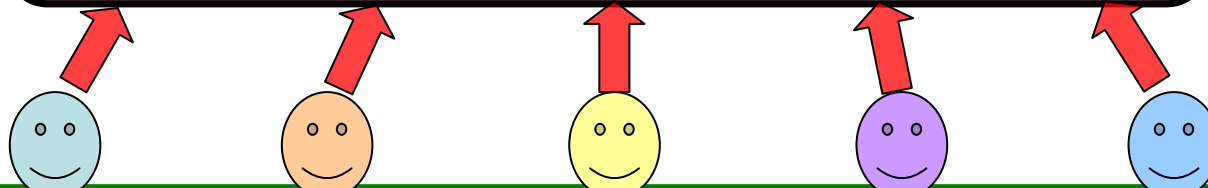
地域(市町村)自身で地域づくりを考え進める

地域の実情に合わせて

活用する
工夫する

地域に無かったら

創る
手直しする

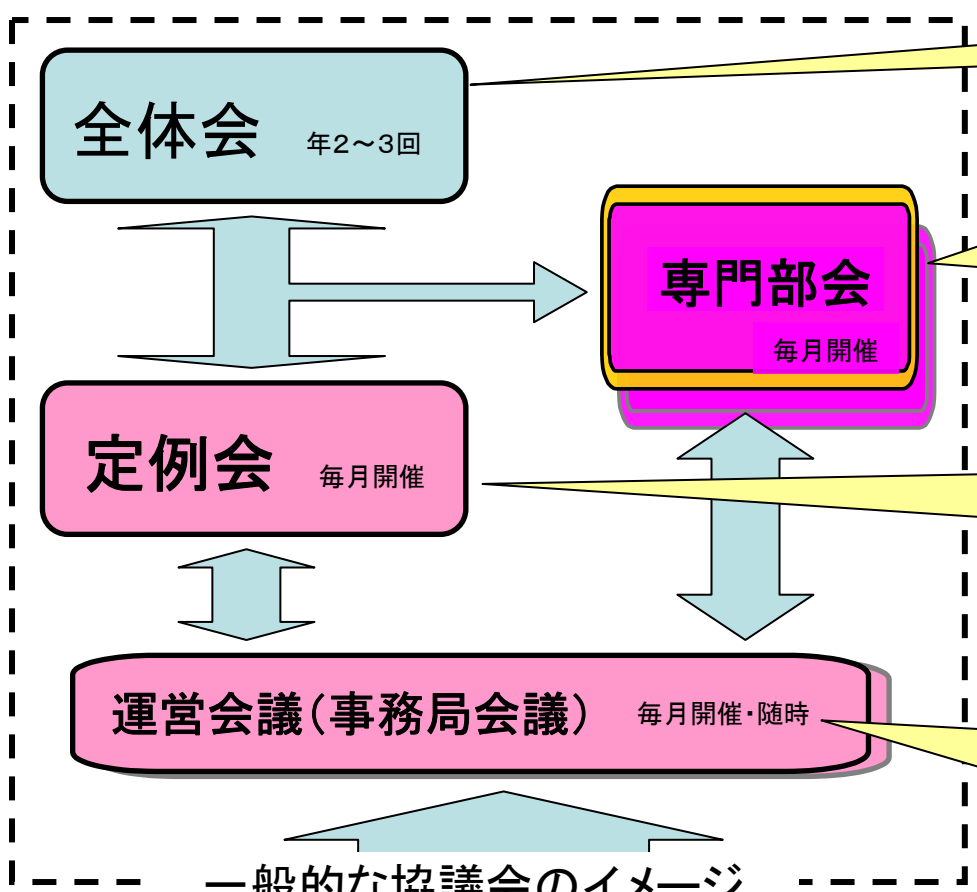


個別支援会議で明らかになる

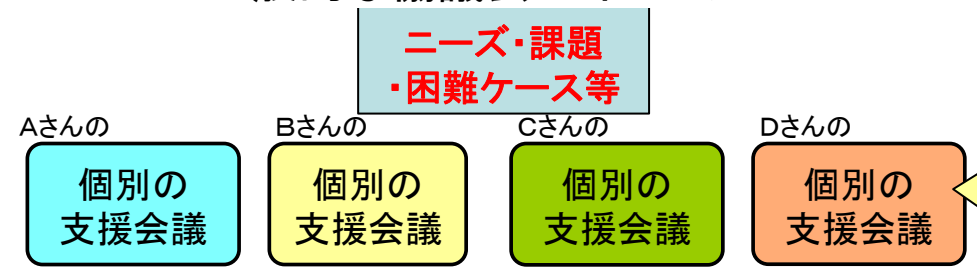
ひとりひとりの希望(ニーズ)を地域の課題としてとらえ

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

機能する協議会のイメージ



一般的な協議会のイメージ



ポイント5

* 全体会において地域全体で確認

ポイント4

* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
(参加者は現場レベル)

ポイント2

* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
(交通整理役、協議会のエンジン)

ポイント1

* 個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

自立支援協議会の目的・機能

情報機能

- ・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

開発機能

- ・地域の社会資源の開発、改善

教育機能

- ・構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

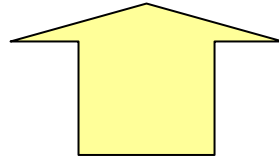
- ・権利擁護に関する取り組みを展開する

評価機能

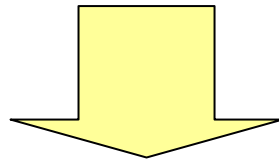
- ・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

地域自立支援協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない(ネットワークで取り組む基盤をつくる)
- 他人事にとらえない(地域の課題を的確に把握する)
- 出来ることから進める(成功体験を積み重ねる)
- 取り組みの成果を確認する(相互に評価する)



地域自立支援協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

精神障害者地域移行支援特別対策事業 (新規)(17億円)

精神科病院・ 関連施設内

精神科病院

福祉施設
福祉ホームB型
地域移行型ホーム
等

地域体制整備コーディネーター
退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整
・病院・施設への働きかけ
・必要な事業・資源の点検・開発に関する助言、指導
・複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言 等
・個別の支援計画の作成への助言指導

**病院・施設から退院し
地域移行する個人への支援**

地域移行推進員（自立支援員）
・精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動
・個別支援計画作成と計画に基づいた院外活動に係る同行支援等直接支援
※ 必要に応じピアサポートなどを活用

地域生活

精神障害者の地域生活
に必要な事業(例示)

日中活動の場
・自立訓練(生活訓練)
・就労移行支援・
就労継続支援
・地域活動支援センター等

住まいの場
・グループホーム
・ケアホーム 等

・相談支援事業
・居住サポート事業
・ピアサポート 等

・訪問看護

その他活用可能な社会資源

(主として市町村が整備することを想定)

地域自立支援協議会

働きかけ

働きかけ

連

携

連携

連携

相談支援充実・強化事業

1 事業の目的

障害者自立支援法の定着を図るため、「特別対策」として、①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への移行等のための緊急的な経過措置を講じてきたところであるが、一部の障害者等に情報が周知されていない状況が見受けられる。

以上のことから、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの報告書においても、相談支援事業に対する支援措置について提言を受けていることから、相談支援の充実・強化を図るための支援措置を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県又は市町村（指定相談支援事業者等である社会福祉法人等へ委託可）

(2) 内容

障害者等に対して、これまで講じられてきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

(3) 補助単価 1市町村あたり 1,700千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 20年度

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 既存の障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業を活用する等により、障害者にもわかりやすいパンフレットを作成する等して、制度の一層の定着を図ること。
- (2) 障害者等に対して、障害福祉施策に関する情報が行き届かないことがないよう、きめ細やかな相談支援を実施すること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を活用して、障害者等の状況把握の方法や支援台帳の整備方法について検討する等、継続的に相談支援を提供できるよう留意すること。

6 事業担当課室・係 障害福祉課相談支援係

個別訪問による相談支援の実際例(竹原市)

広島県竹原市の概況

人口: 30,712人(高齢化率29.2%)

障害者数: 2,252人(身体1,820人、知的239人、精神193人)※2,007.4.1現在

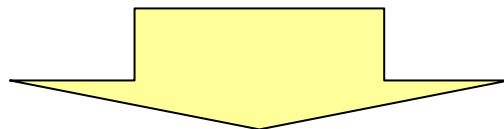
【実施内容】

- ① 分かりやすいパンフレットの作成
- ② 説明会の実施(民生委員、地域、当事者等に寸劇を交えて)
- ③ 家庭訪問
- ④ 相談支援の実施
- ⑤ 検証会議

【結果】

支援機関につながっておらず日頃から気になっている人	365件	
相談窓口があることを知っていた人	144/365	(39.5%)
相談希望者	50/365	(13.7%)

→ 該当しない者 (人口の0.5%)



- ・何らの支援機関等にもつながっていない在宅障害者への情報提供とニーズ把握が出来た
- ・広く市民に相談支援窓口、サービス等の施策の周知がはかられた
- ・地域福祉の核となっている民生委員に周知でき、関係者間の連携が始まりシステムづくりの第1歩となった
- ・サービスの利用増を予想したが、実際は少数にとどまり、一義的には相談支援事業とのつながりこそが求められていた

地域自立支援協議会に取り組んで！

地域包括支援ネットワーク協議会
～「ねらい」とするところ～

市町村セミナー20.7.23

秋田県湯沢市福祉事務所 佐藤 博

湯沢市が重視した大切なこと

何度も様々な関係者・団体・機関との協議会や説明会を開催し、地域自立支援協議会が「**必要だよなあ**」という共通認識を高める意見交換会を行うことを重視した。



様々な現場の疑問や問題を提示していただき、事例を増やし、説得力をもって地域自立支援協議会の**必要性とあるべき姿**を作り上げていくことにした。

今まで何が問題であったのか、様々な疑問・矛盾・課題などを議論することにより、地域自立支援協議会で整理し、解決していく方向性が見えてくる。

秋田県湯沢市の取り組み 湯沢市の地域自立支援協議会の作り方

1. 地域自立支援協議会の必要性について議論する。
⇒**熱く語る!**

- ・現状の問題点を徹底的に出し合う。
- ・行政からも素直に言わせていただく。

2. 地域自立支援協議会をどのように作るかをイメージしてもらう。

3. 地域自立支援協議会の運営はどうする？

地域包括支援ネットワーク協議会の構成員 (議論した機関・団体等)



現状の問題点を徹底的に出し合う。(良い点・悪い点)

1. 個別にお集まりいただき議論した。

1. 入所系施設の集まり

2. 通所系施設の集まり

3. 企業や商工会・商工会議所の集まり

4. 相談支援事業所の集まり

5. 相談支援事業所と養護学校訪問学級の集まり

6. 身体障害者協会、精神障害者家族会、手をつなぐ親の会の集まり

7. 養護学校移行支援ネットワーク会議の集まり

2. 組み合わせでお集まりいただき議論した。

1. 入所系と通所系施設の集まり

2. 入所・通所施設と企業や商工会・青年会議所の集まり

3. 入所・通所施設と相談支援事業所の集まり

4. 相談支援事業所と行政の集まり

5. 相談支援事業所と精神障害者・虐待関係者の集まり

19年4月～12月まで9ヶ月間議論。地域の中の疑問・不満・問題がいっぱい詰まっていた。【どこで解決？】

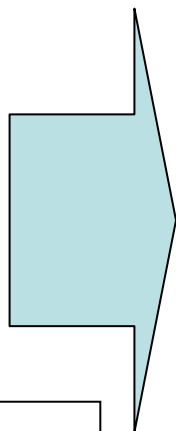
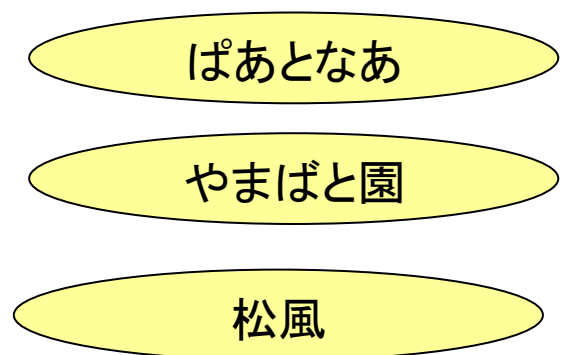
地域自立支援協議会が必要だ！という意識の共有ができた。

地域包括支援ネットワーク協議会

「地域自立支援協議会」という名称では「地域」が満足できない。地域で様々な法律や制度が動いていますが、それは、制度別・年齢別という、地域内の意識が分けられて動いています。その弊害が、住民に寄せられています。そこで湯沢市は、地域の意識を「地域を包括して支援していくネットワークをつくろう！」という共通理念で協議会を作ることになりました。

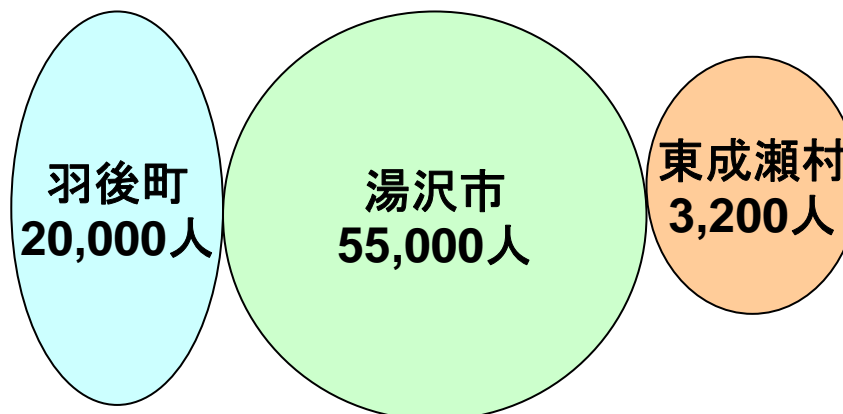
湯沢雄勝圏域 地域包括支援ネットワーク協議会の設立イメージ

第1ステップ 指定相談支援事業所連絡協議会の設立

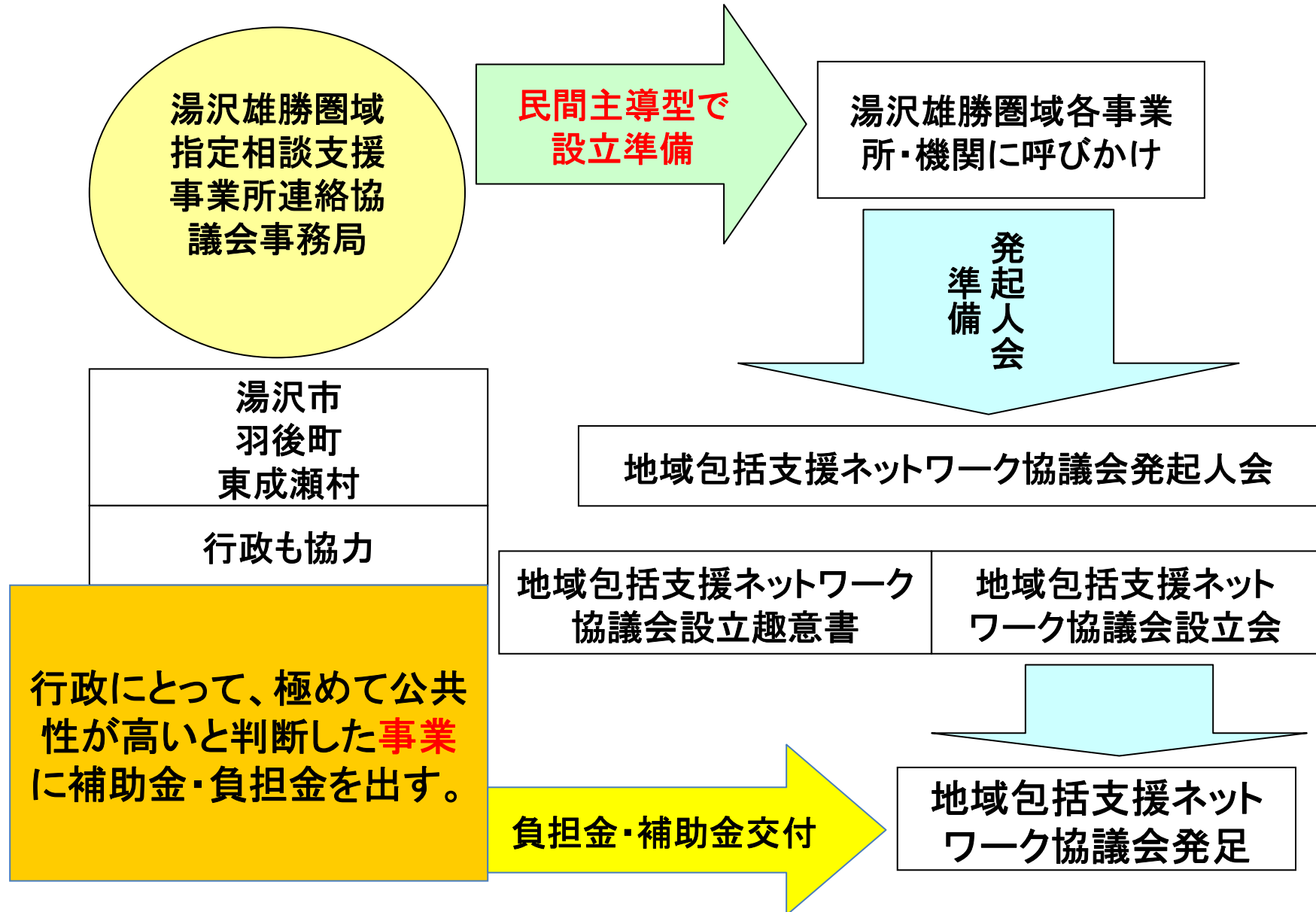


湯沢市 羽後町 東成瀬村	生活圏域 約8万人
相談支援事業要綱改正 相談支援事業(委託) 自立支援協議会(負担金・補助)	

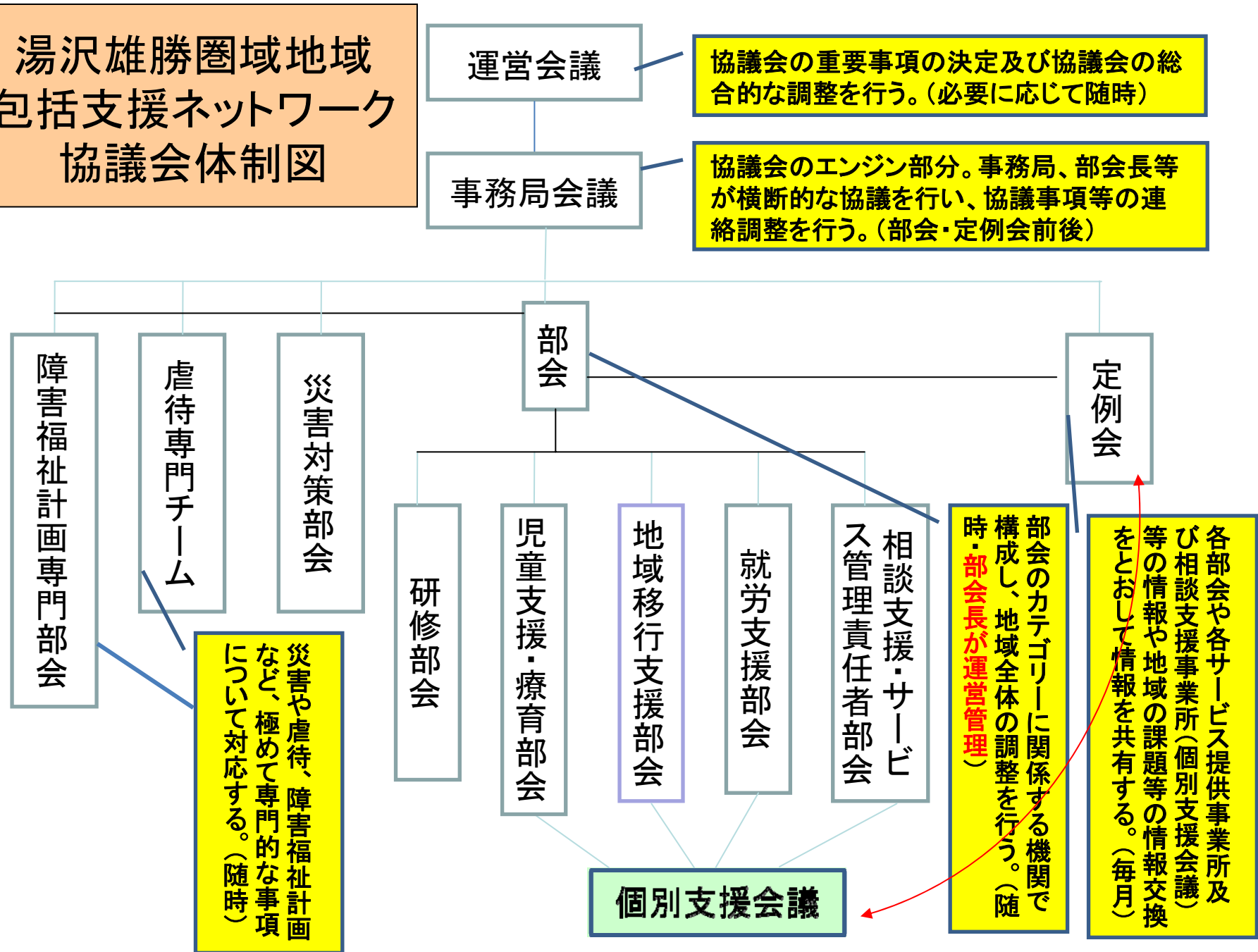
湯沢雄勝圏域指定 相談支援事業所 連絡協議会設立	指定相談支援事業所長 (相談支援専門員) 市町村課長 (担当者)
<ul style="list-style-type: none"> ・湯沢雄勝圏域指定相談支援事業所連絡協議会設置要綱作成 ・要綱の中に「地域自立支援協議会の事業」を入れる。 	



第2ステップ 地域包括支援ネットワーク協議会の設立発起人会



湯沢雄勝圏域地域 包括支援ネットワーク 協議会体制図



地域包括支援ネットワーク協議会の湯沢市の考え方

行政は散弾銃を撃ち、その反撃を見る。

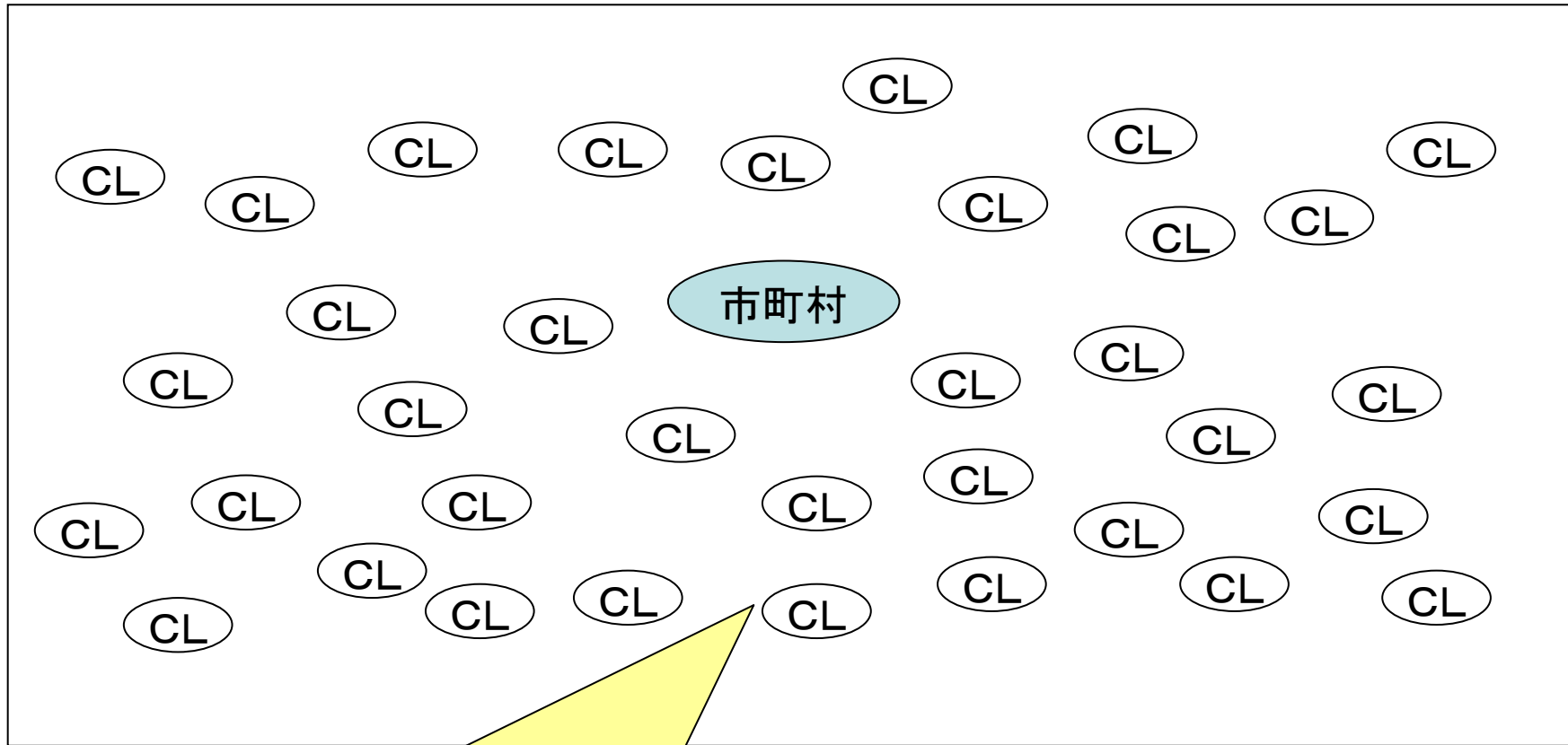
行政主導にならない。脇役で、惜しみなく連携。

行政モデルを作らない。(設置要綱も作らない。)
市長は委嘱状を交付しない。(融通がきかなくなるから)
・委員を委嘱すると、臨機な会議・議論ができない。

自立支援協議会の独自ルールを決める。(設置運営要綱)
・構成メンバーを自由にできること。
・部会等は、部会長の臨機な判断で召集・運営ができること。
・委員会や部会等の長の責任を明確にすること。(無責任の防止)
・様々な部会等と横断的に連携・協議ができること。
・記録は必ず残すこと。
・事務局との連絡は密にすること。
・はじめから、無理な理想はやめ、できることから。……等々

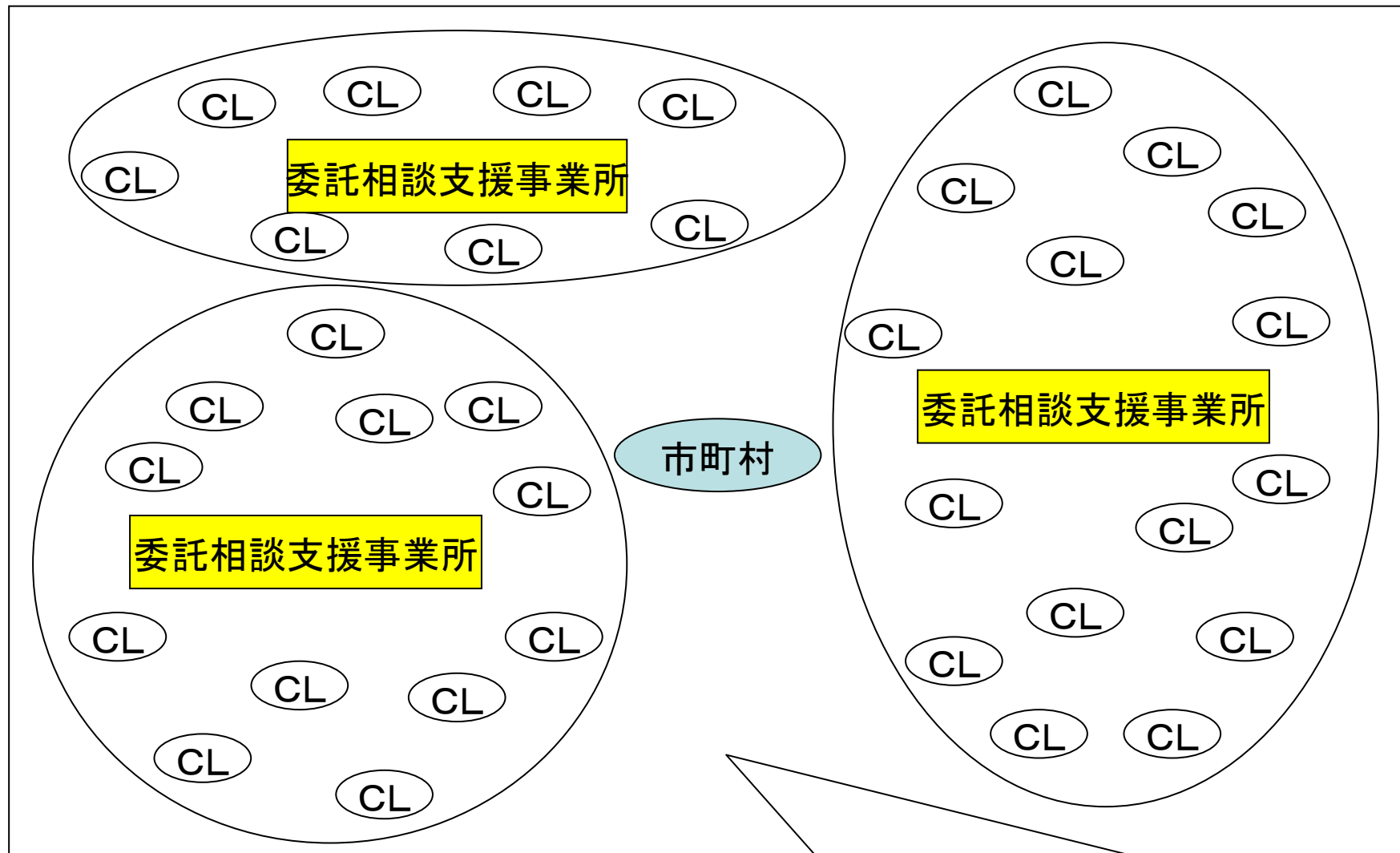
地域包括支援ネットワーク協議会 より具体的に理解するために

身体障害者協会や精神障害者家族会などから、この協議会に我々はどのように係わることになるのか、さっぱり分からない。分かりやすく教えてもらわないと、会員に説明が付かない。

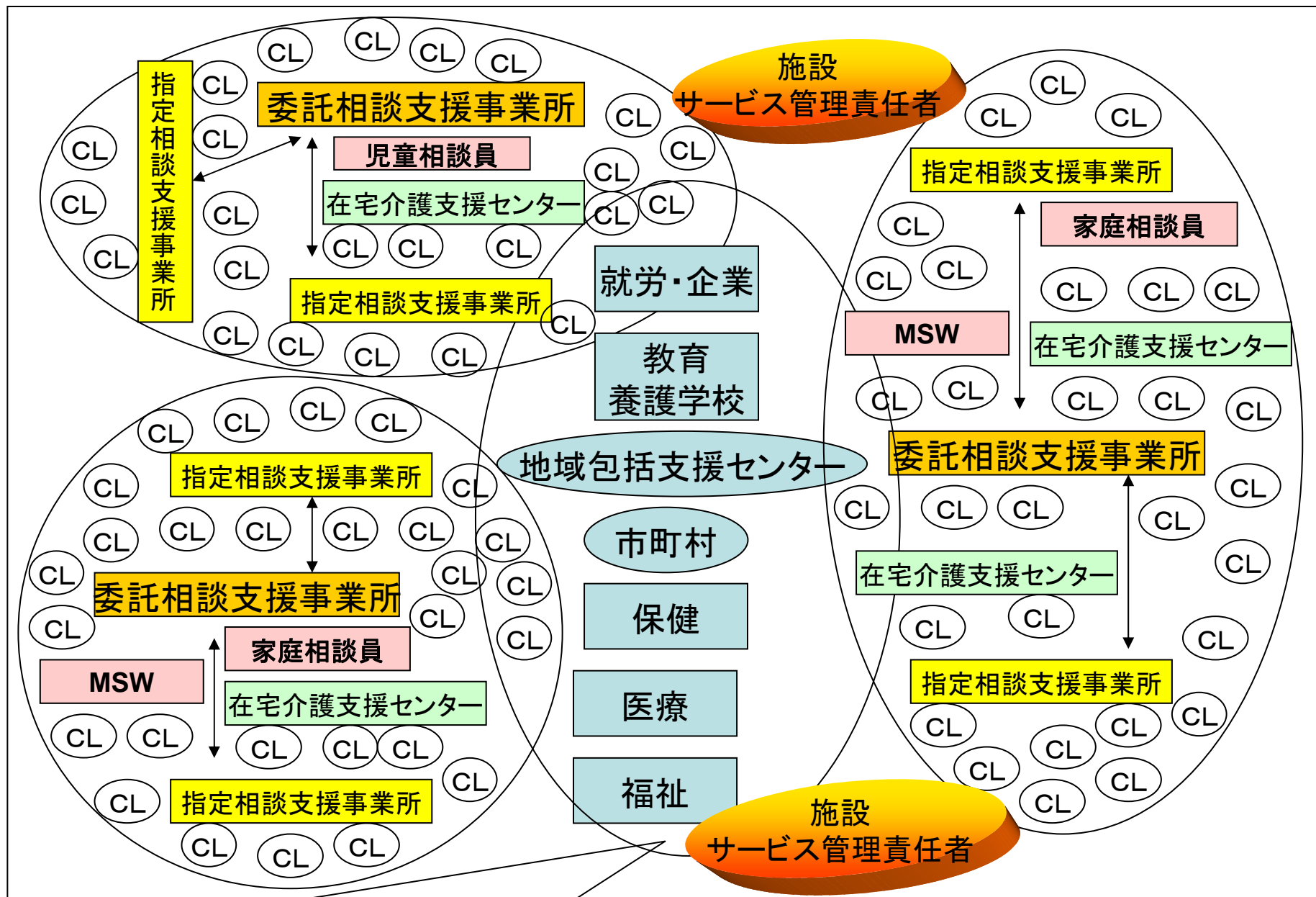


市町村が実施主体として、市町村全体の相談支援の責務をカバーすることは至難です。

できることは、窓口に来た人への対応だけで精一杯。
それじゃあ、窓口に来れない「声なき声」をどうすんですか？



市町村は、住民の福祉サービスの質を確保するため、相談支援専門員を配置する委託相談支援事業者等との連携を密に図ることにより、相談支援の体制基盤を構築することができる。



相談支援機関や関係機関相互の支援体制基盤が整うことにより、地域の支援機関のネットの広がりと充実が期待できる。これが地域自立支援協議会へと発展する。

相談支援が重要

1. 相談は、色々なところに出てきます。

相談支援専門員 ↔ 当事者

介護支援専門員 ← 要介護認定者
← 当事者

民生・児童委員 ← 当事者

教師 ← 当事者

児童相談員 ← 当事者

隣家 ← 当事者

保健師 ← 当事者

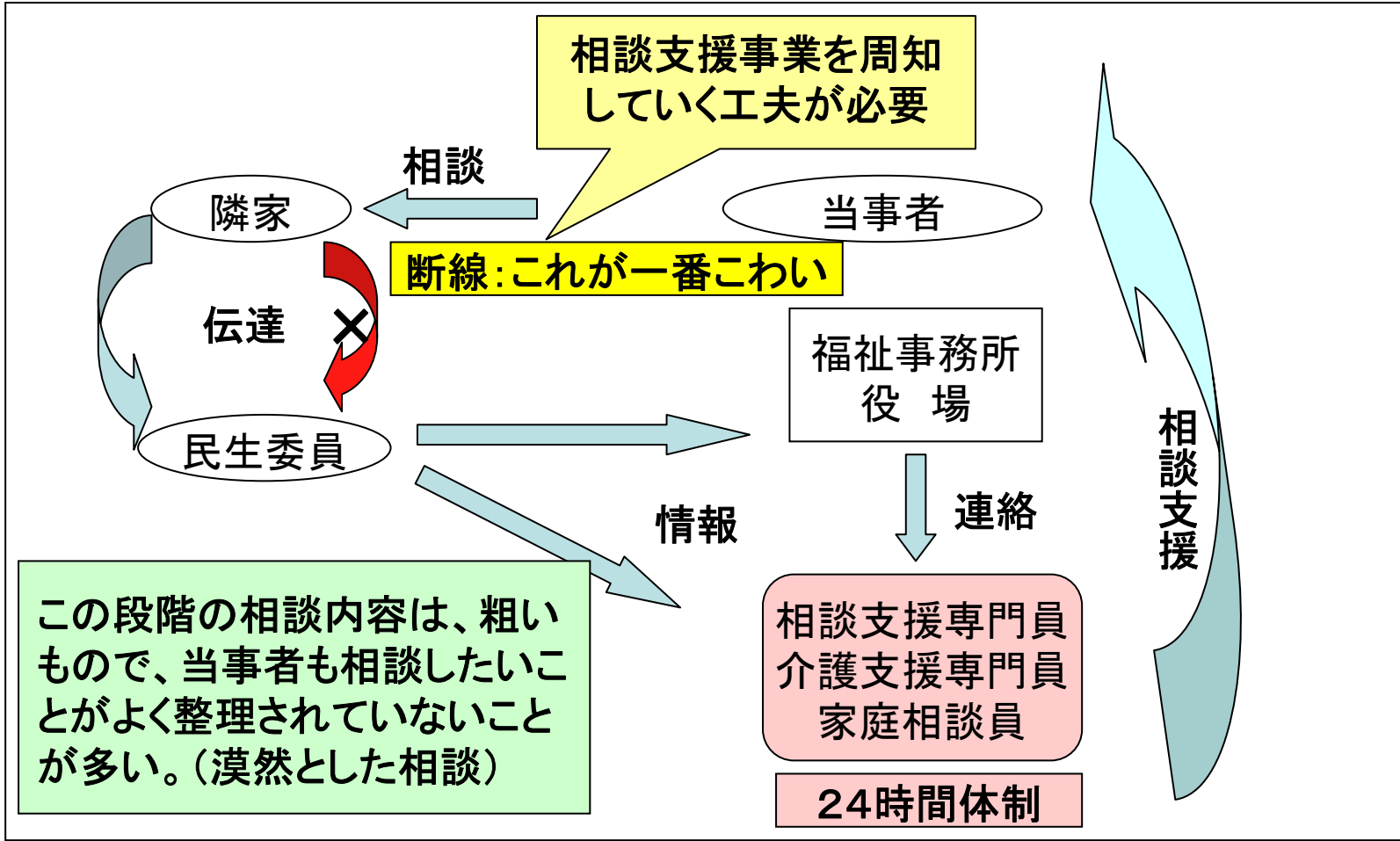
身障相談員 ← 当事者

医師 ← 当事者

家族会 ← 当事者

出てきた相談がここで終わらず、どこにつながっていくかが地域で共有していることが重要

2. 相談がつながっていく。

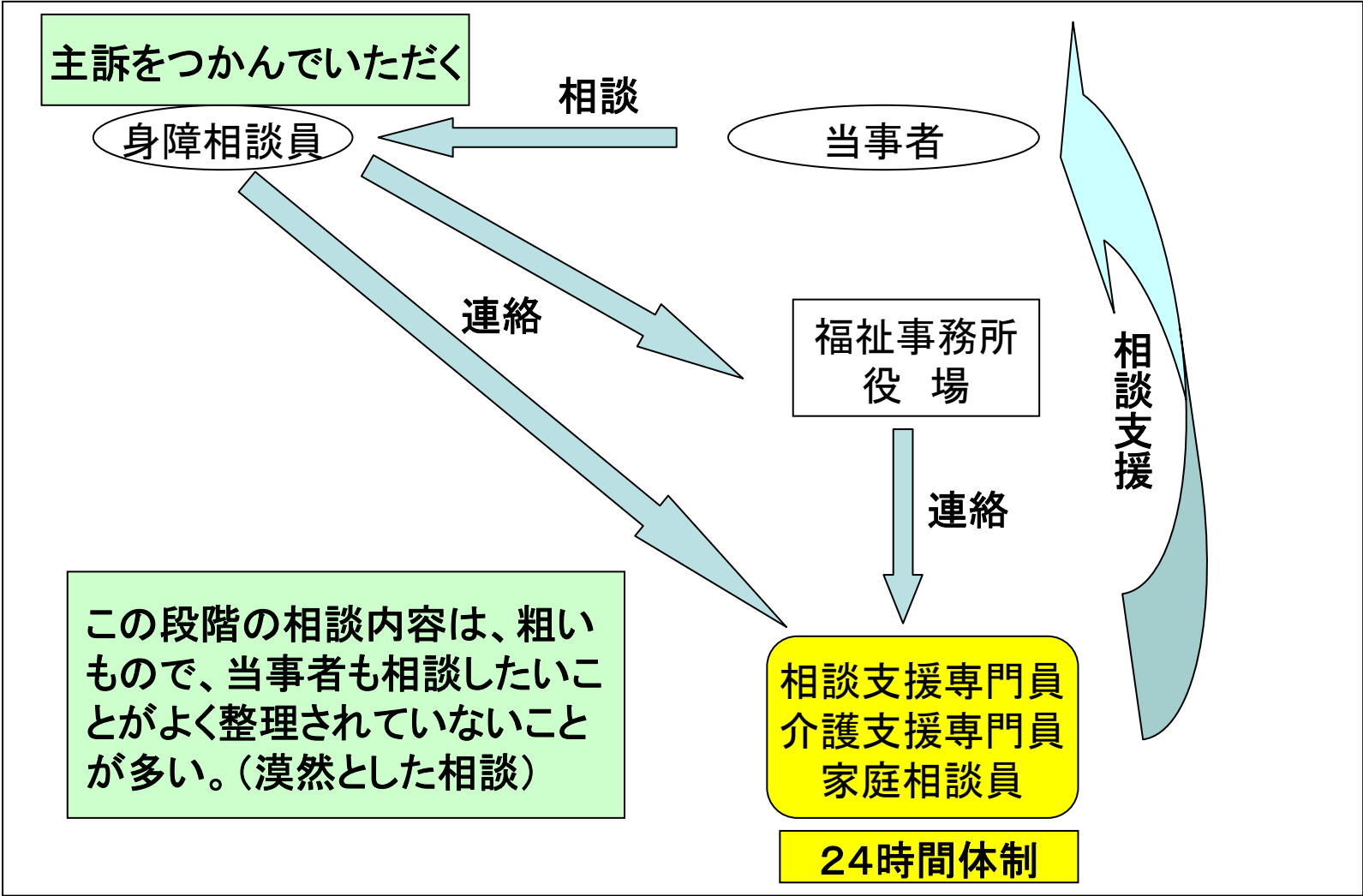


「相談と相談支援の違い」

「相談」は、市役所等の窓口やその場だけの話しで終わるもの。

「相談支援」は、相談内容を継続して支援していき、継続的な課題解決や適切なサービスの調整を可能にしていくもの。

2-2. 相談がつながっていく。



3. 相談が専門職につながり、ニーズが掘り下げられ、当事者のストーリーがまとめられる。

当事者の相談の内容が整理され、課題解決の糸口も整理されてくる。

当事者

- ・当事者の問題、課題及び生活上で不便を感じていること
 - ・当事者が今「やっていること」、「できていること」、「こういうふうになりたい」こと。(エンパワーメント、ストレングスを確認する。)
- ※当事者のストーリーが語られるアセスメントをする。

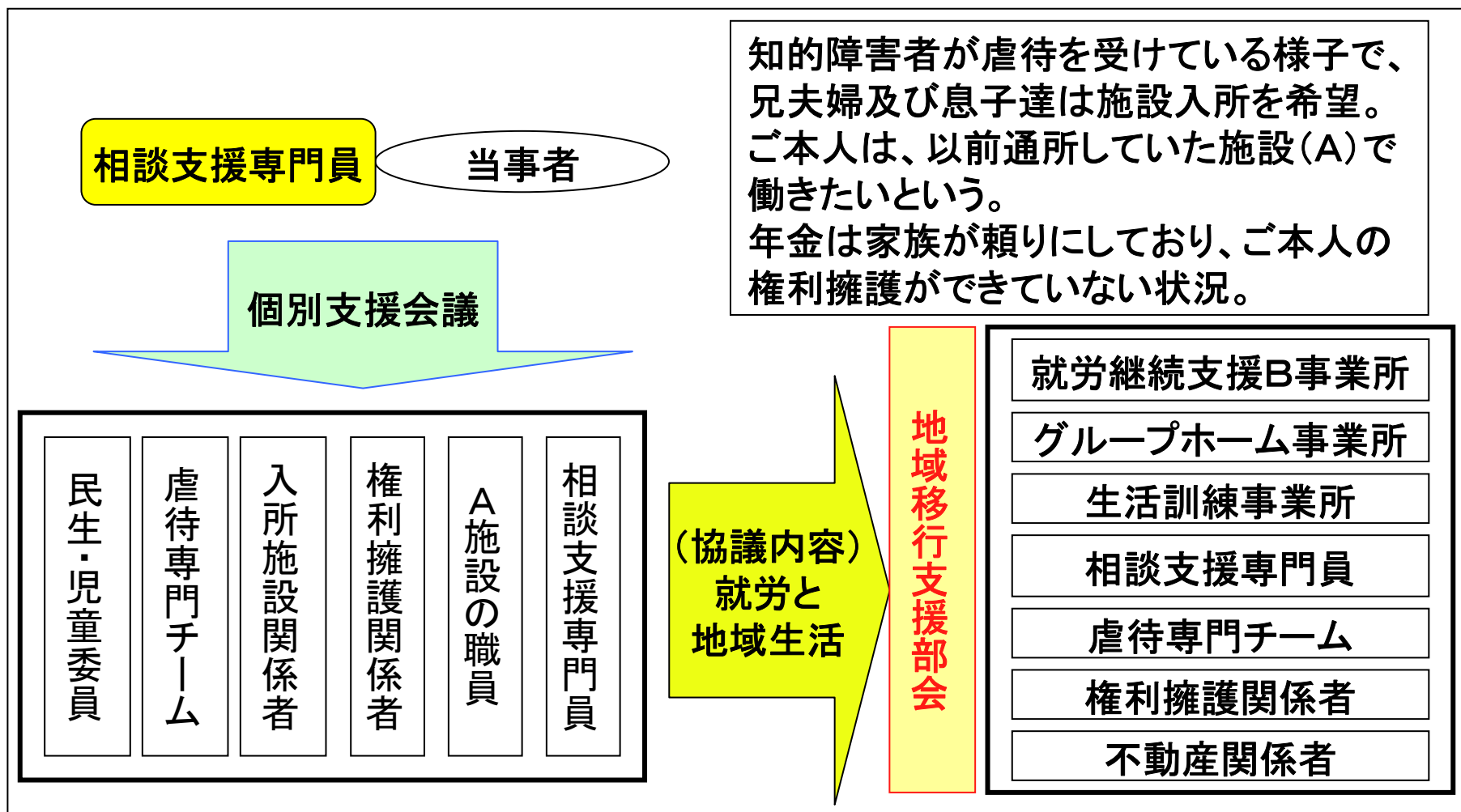
相談支援

市町村が、相談窓口に来る人をもって、「相談」と位置づけても、専門領域まではできないのが現状。また、休日や夜間を含め、継続した支援も無理。(窓口で終わるのが行政の限界)本来、市町村が行わなければならない相談支援事業は、予算も含め、しっかり「相談支援」に位置づけることである。そこから市民の安心と福祉の底上げができるようになる。

相談支援専門員
介護支援専門員
家庭相談員

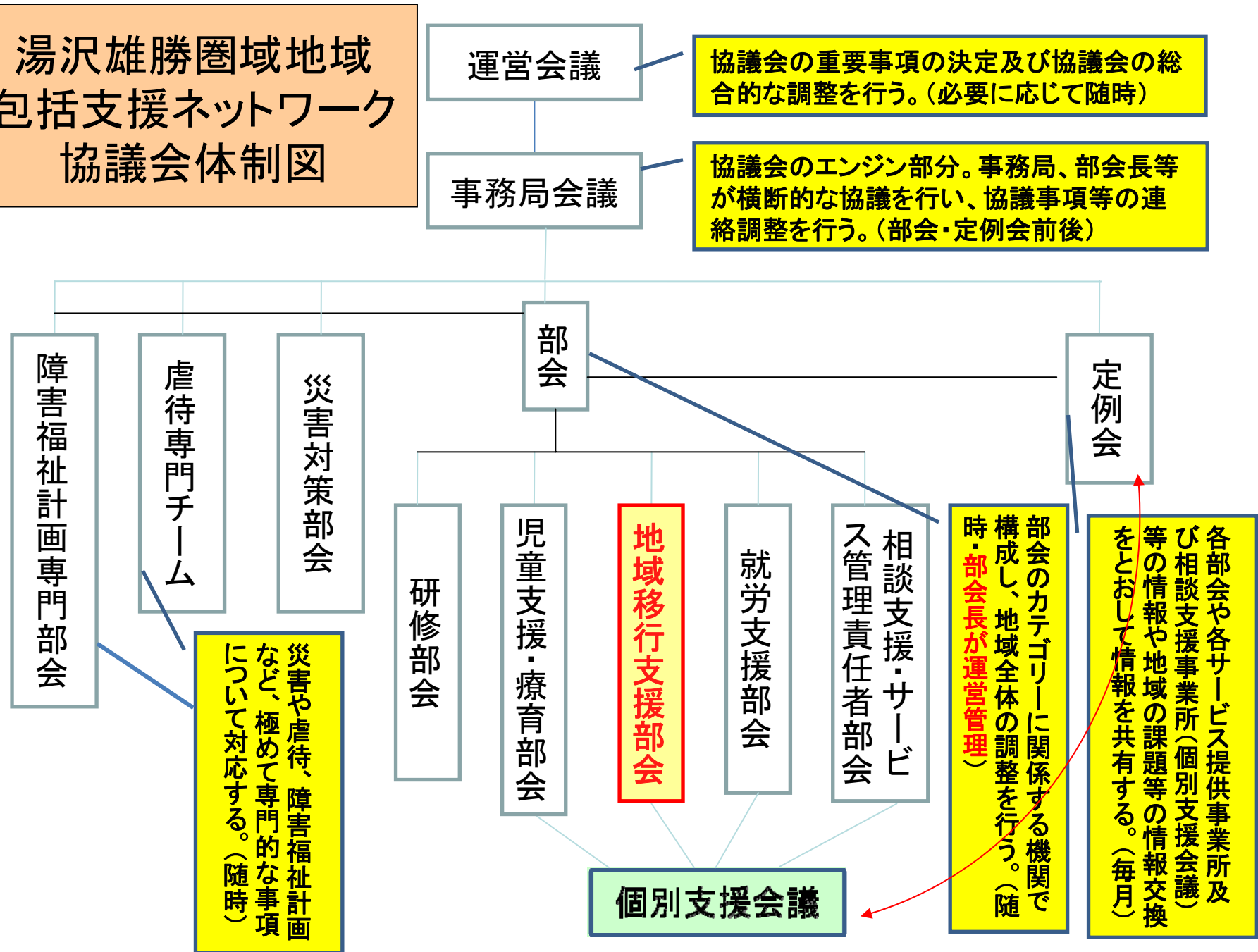
24時間体制

4. 地域包括支援ネットワーク協議会の機能が生きてくる。



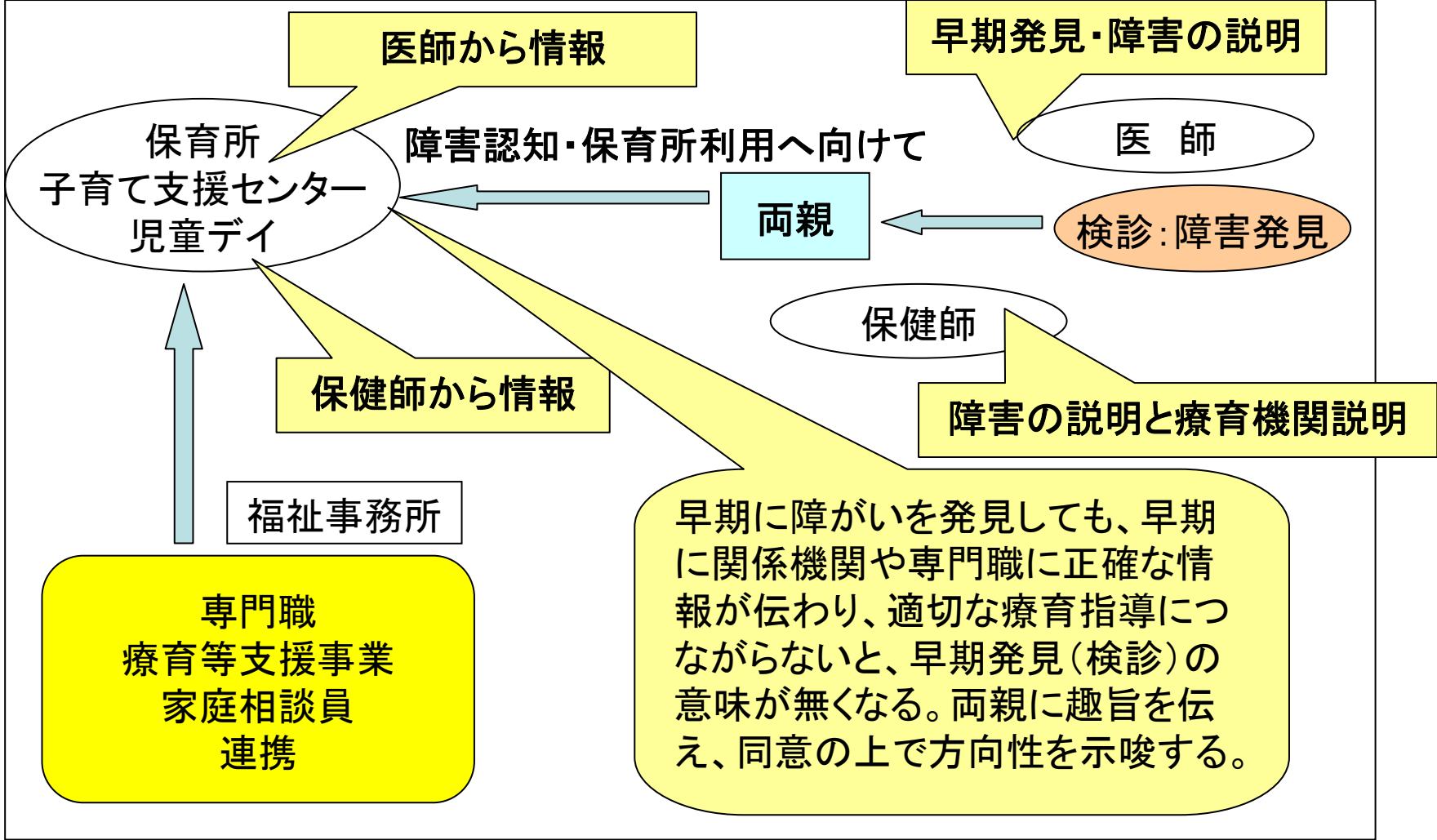
将来的には、ハローワーク、商工会議所等との連携につながっていく。

湯沢雄勝圏域地域 包括支援ネットワーク 協議会体制図

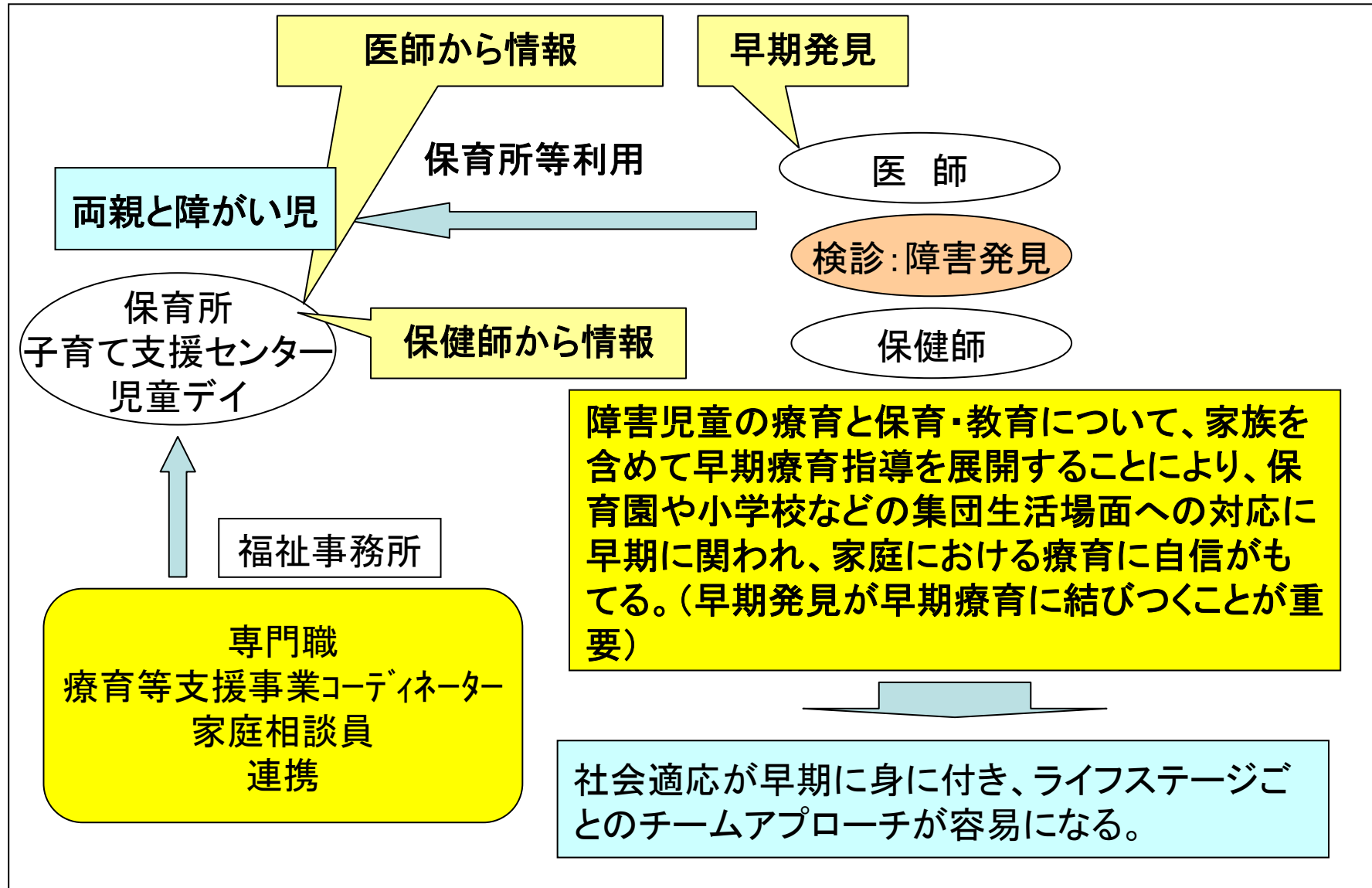


児童支援・療育部会の事例

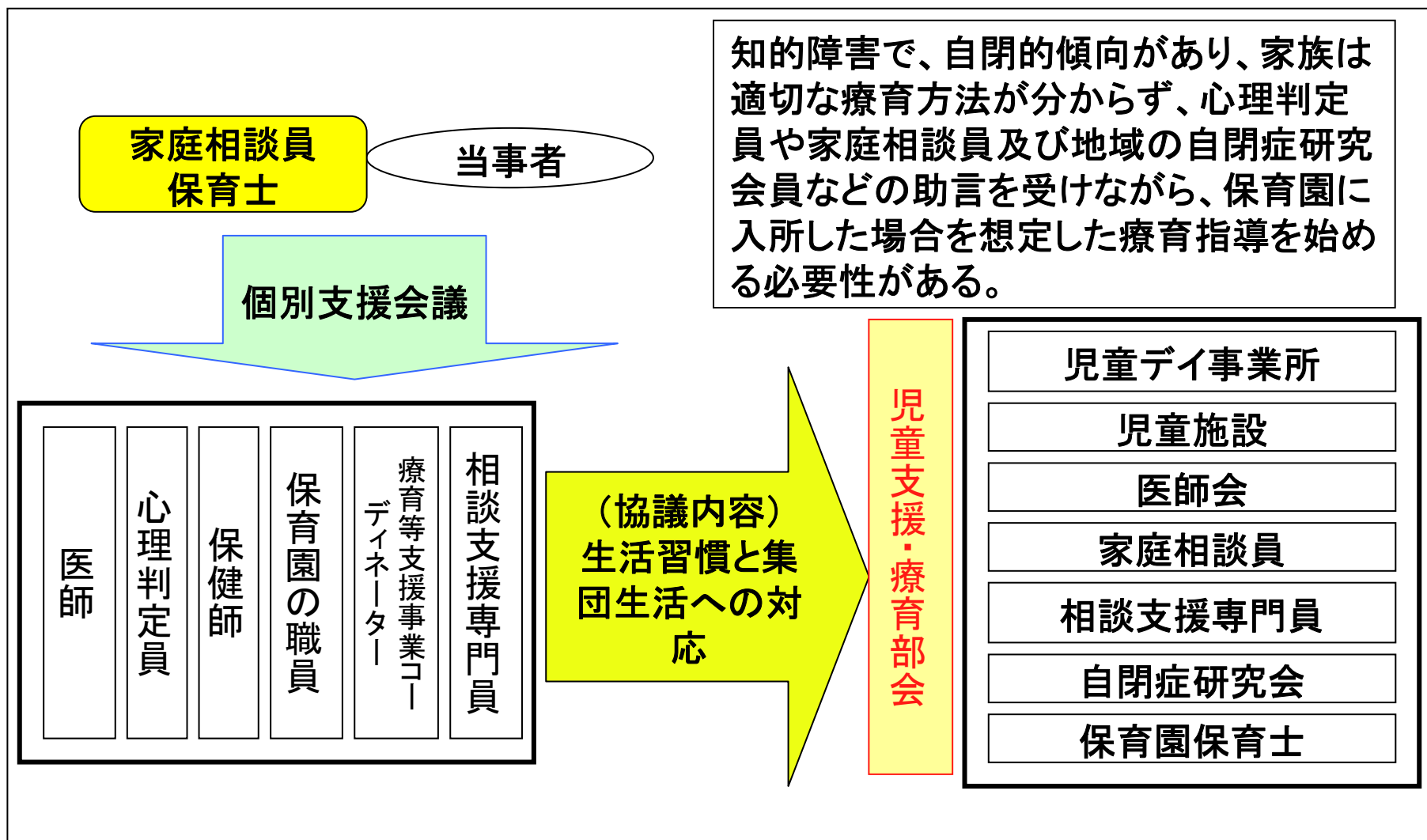
早期発見が活かされているか



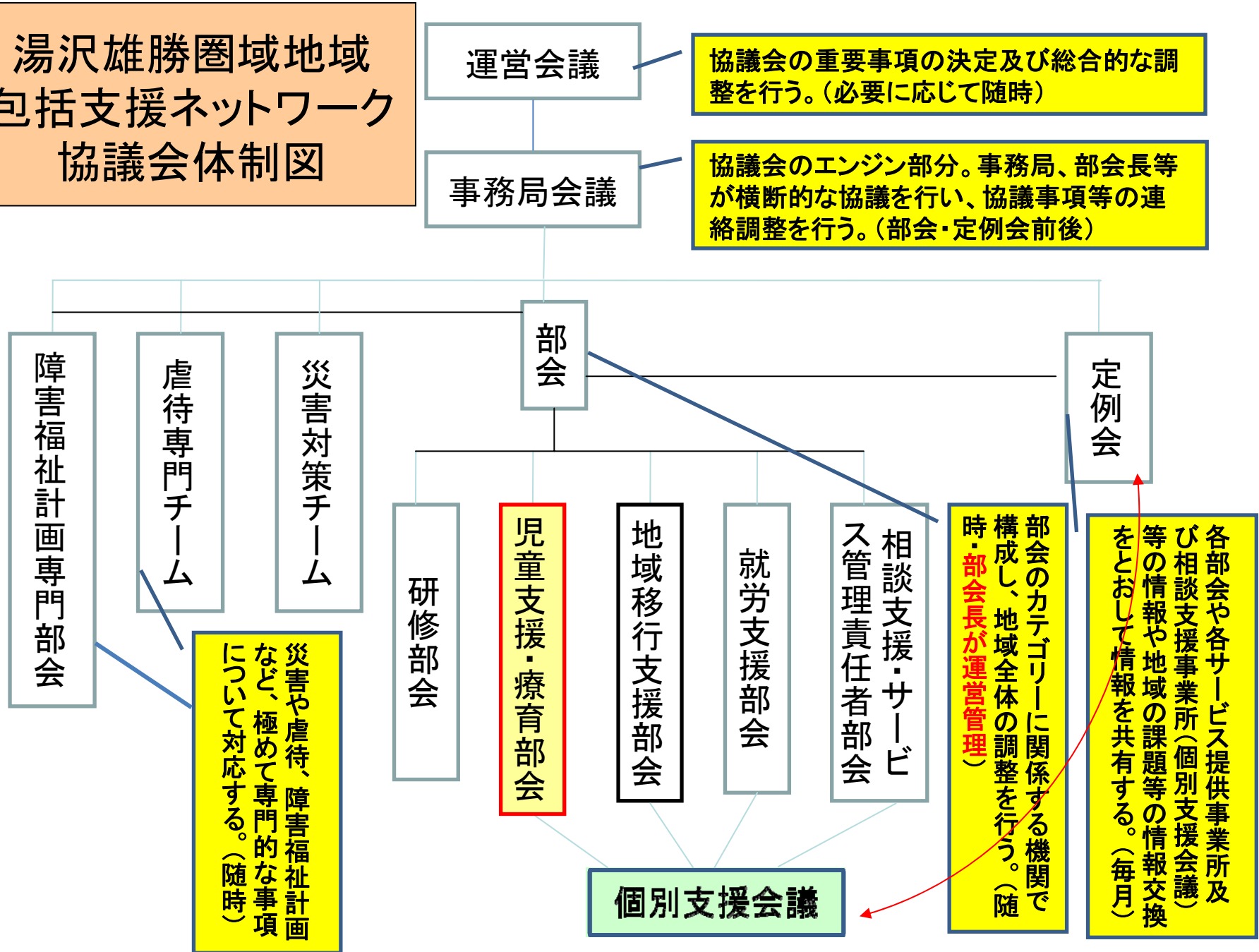
関係機関へつながっていく。



7. 地域包括支援ネットワーク協議会の機能が生きてくる。

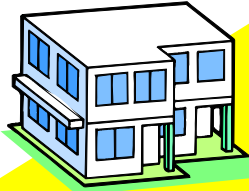


湯沢雄勝圏域地域 包括支援ネットワーク 協議会体制図



地域を包括して支援するネットワークシステム

【職業生活支援】



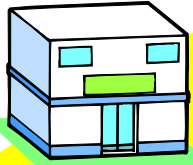
障害者就業・生活支援センター
 ・就職・定着支援
 ・事業主支援 等



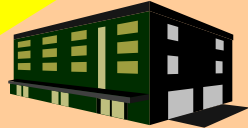
就労継続支援
 ・就労の場の提供



退職



地域障害者職業センター
 ・職業評価
 ・ジョブコーチ支援 等



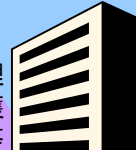
ハローワーク
 ・求職登録
 ・職業紹介
 ・求人開拓 等



職業訓練機関

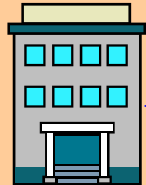


再就職



金銭管理
 権利擁護
 犯罪対応 等

福祉事務所
 社会保険事務所
 消費者センター
 弁護士
 警察 等

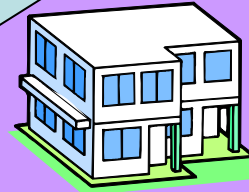


就労移行支援
 ・職業訓練
 ・職場実習
 ・定着支援 等

再チャレンジ



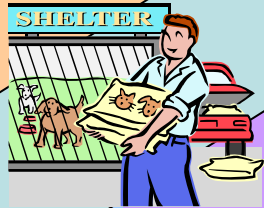
離職



障害者就業・生活支援センター
 ・就業に伴う生活支援



ホームヘルプ・重度障害者等包括支援
 グループホーム
 ケアホーム
 福祉サービス



就職



相談支援事業者(必須)
 ・居住サポート
 ・福祉サービス利用援助



福祉ホーム、小規模多機能施設



養護学校 卒業

参考資料

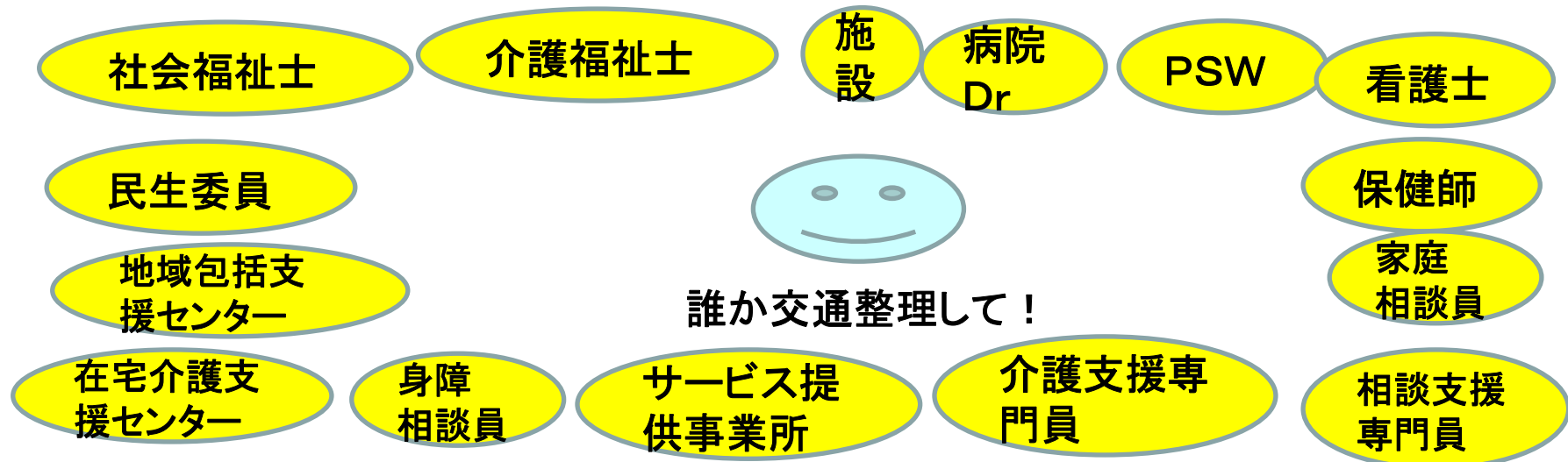
関係機関・専門職との関係

地域で期待される相談支援体制

地域の総合調整機能(相談支援体制の交通整理)

地域には多くの専門職や職種の方々が目的を一つにして業務を遂行している。しかし、それは、交通整理されていない、「それぞれ機能型」という現状である。

- ・情報をそれぞれ持っている。
- ・情報はそこで止まっている。相談が制度や年齢で遮断される。
(「私は、介護保険の相談ですので、障害は障害の相談員へしてください。」という、制度別、年齢別で相談支援を展開している相談支援の専門職が多い。)

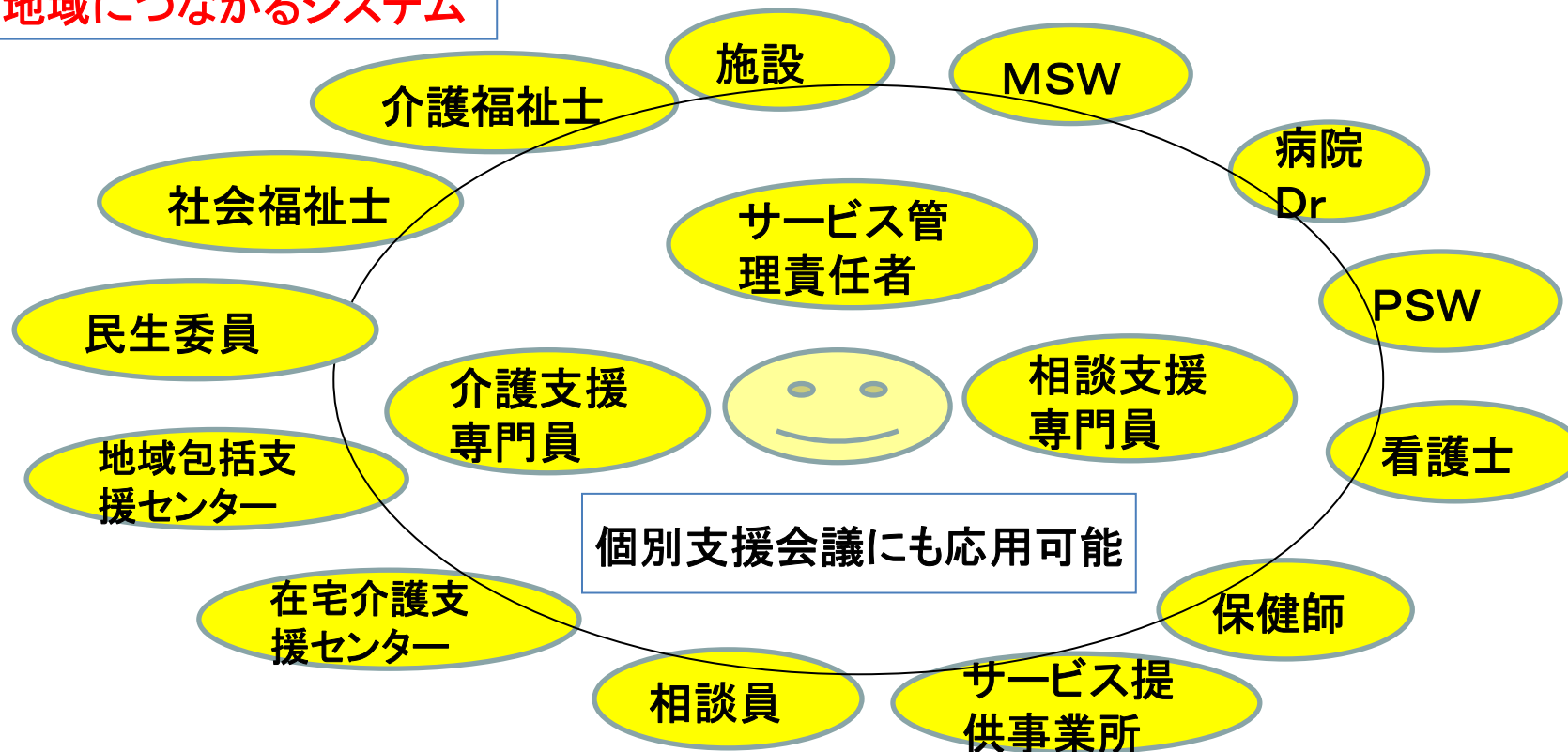


地域の総合調整機能(相談支援体制の交通整理)

◎介護保険法や障害者自立支援法は、相談支援事業の方々が総合調整(交通整理)する役割として、制度上に相談支援の専門職を位置づけた。

◎上下の関係ではなく、専門職の専門性や関係機関を調整・整理する位置づけ。だから、経験と実績がものをいうことになる。だから、**優秀な人材を育成**しなければならない。

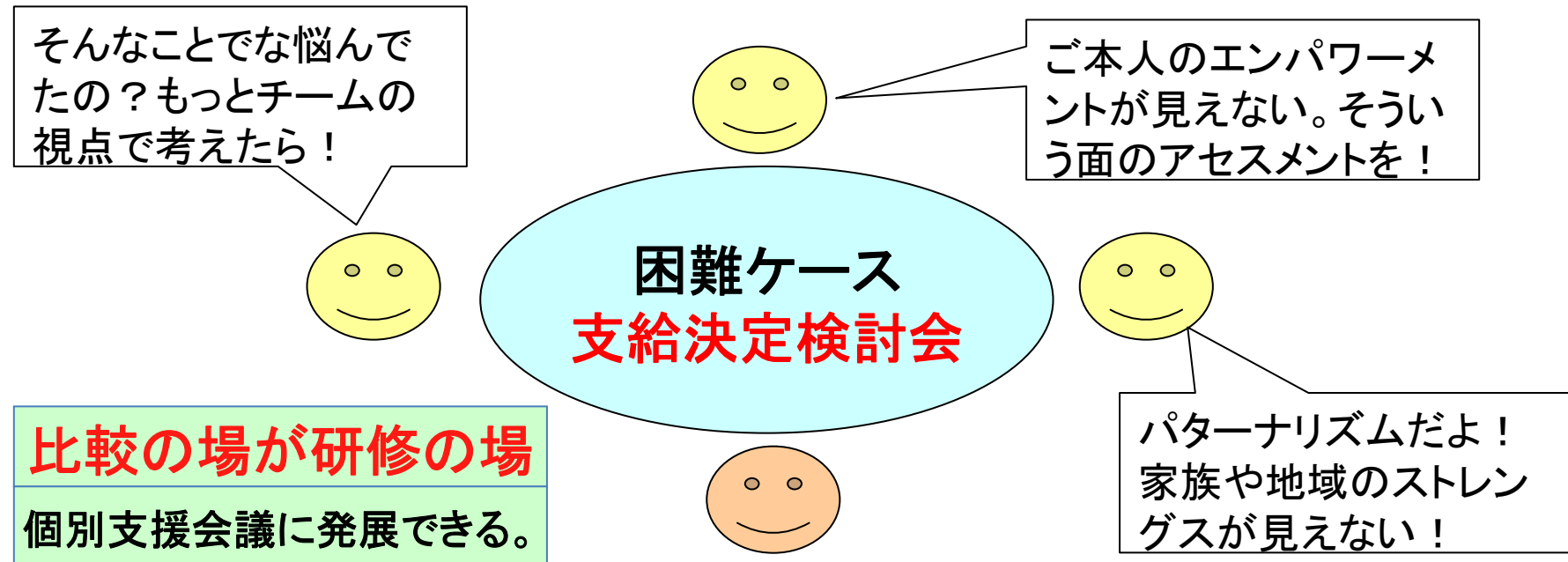
相談の糸が切れ間無く、
地域につながるシステム



地域自立支援協議会の活用法

地域自立支援協議会 ポイント1

相談支援専門員の質の確保



相談支援専門員の情報交換と困難ケースを検討することで、ケースのアセスメントの視点や課題の整理など、それぞれの質の均衡を図るためにも重要。相談支援専門員同士の比較ができるようになり、自分自身のスキルアップにつながる。介護支援専門員も加わると、相談支援の幅が広がる。

※市町村の支給決定や支給変更のアセスメントについて、支給決定の検討会（委託相談支援事業所）

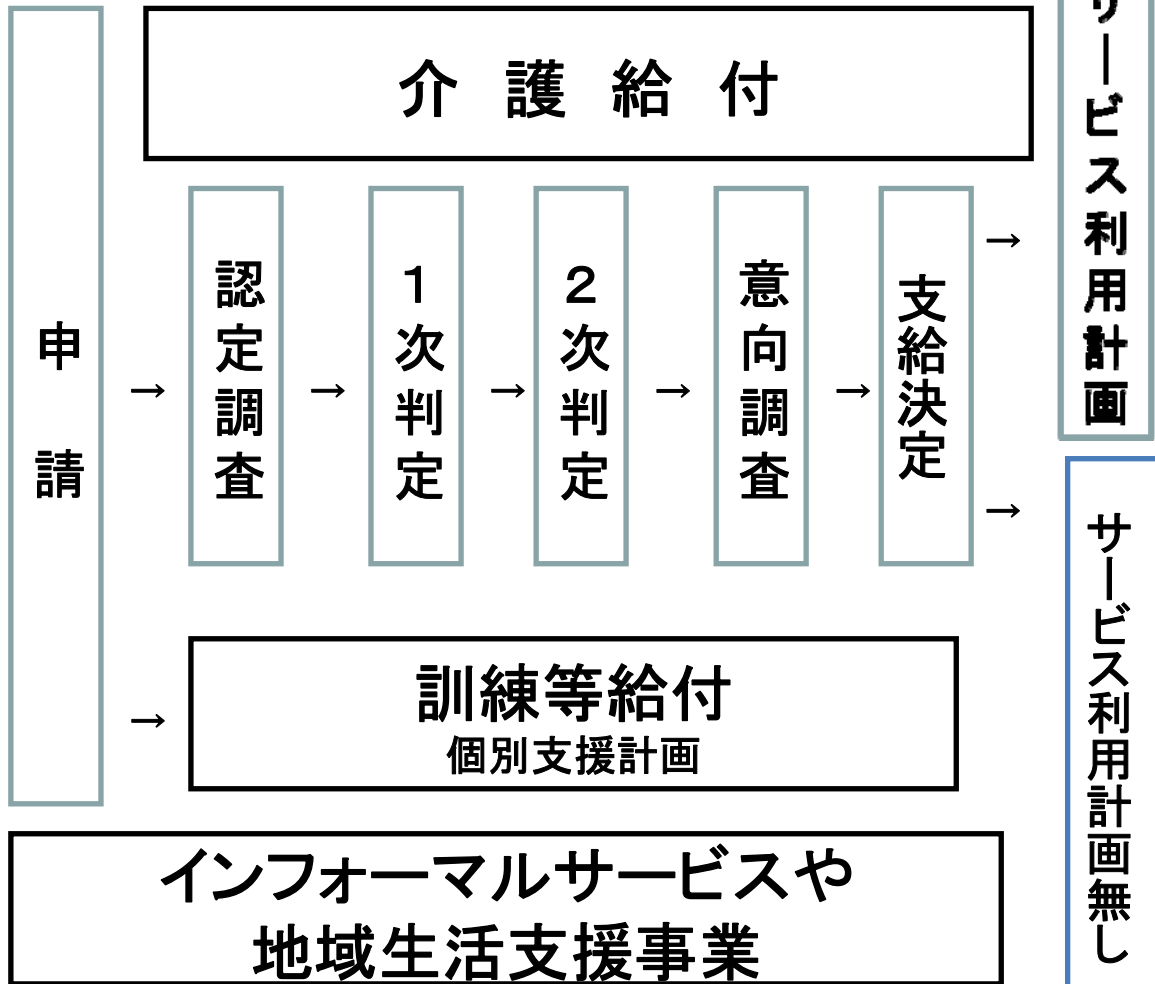
相談と相談支援

申請に結びつくまで
相談支援をしてきた
部分の評価

インテークから次第
にチームアプローチ
に結びつき、安定し
てきた

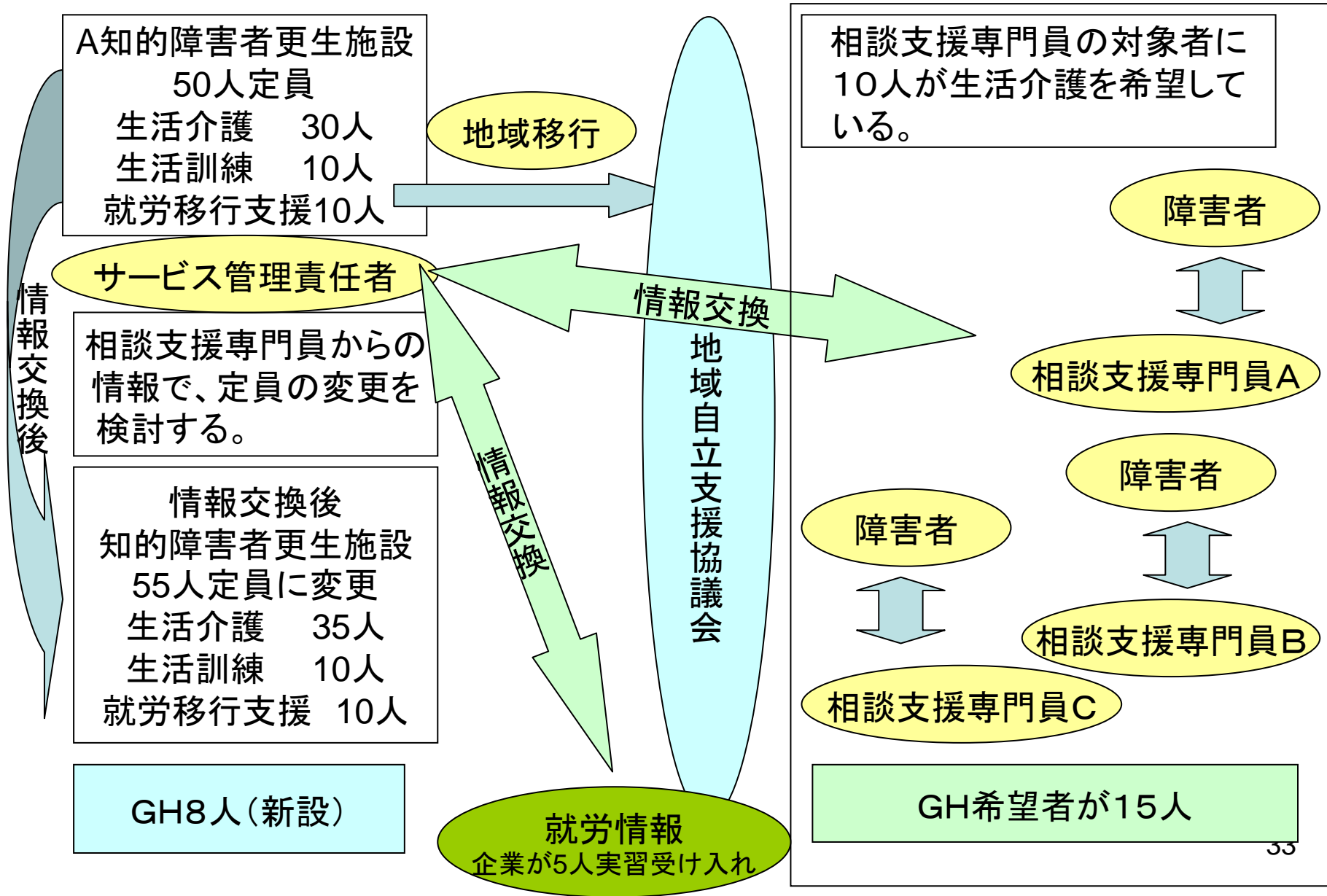
頑なに他人を家に
入れようとする人
との人間関係をやっ
と築き、次の支援に
結びつくまでになっ
た

湯沢市はこの部分の「相
談支援」の手間を評価し、
1件5,950円支給
「相談」は対象外

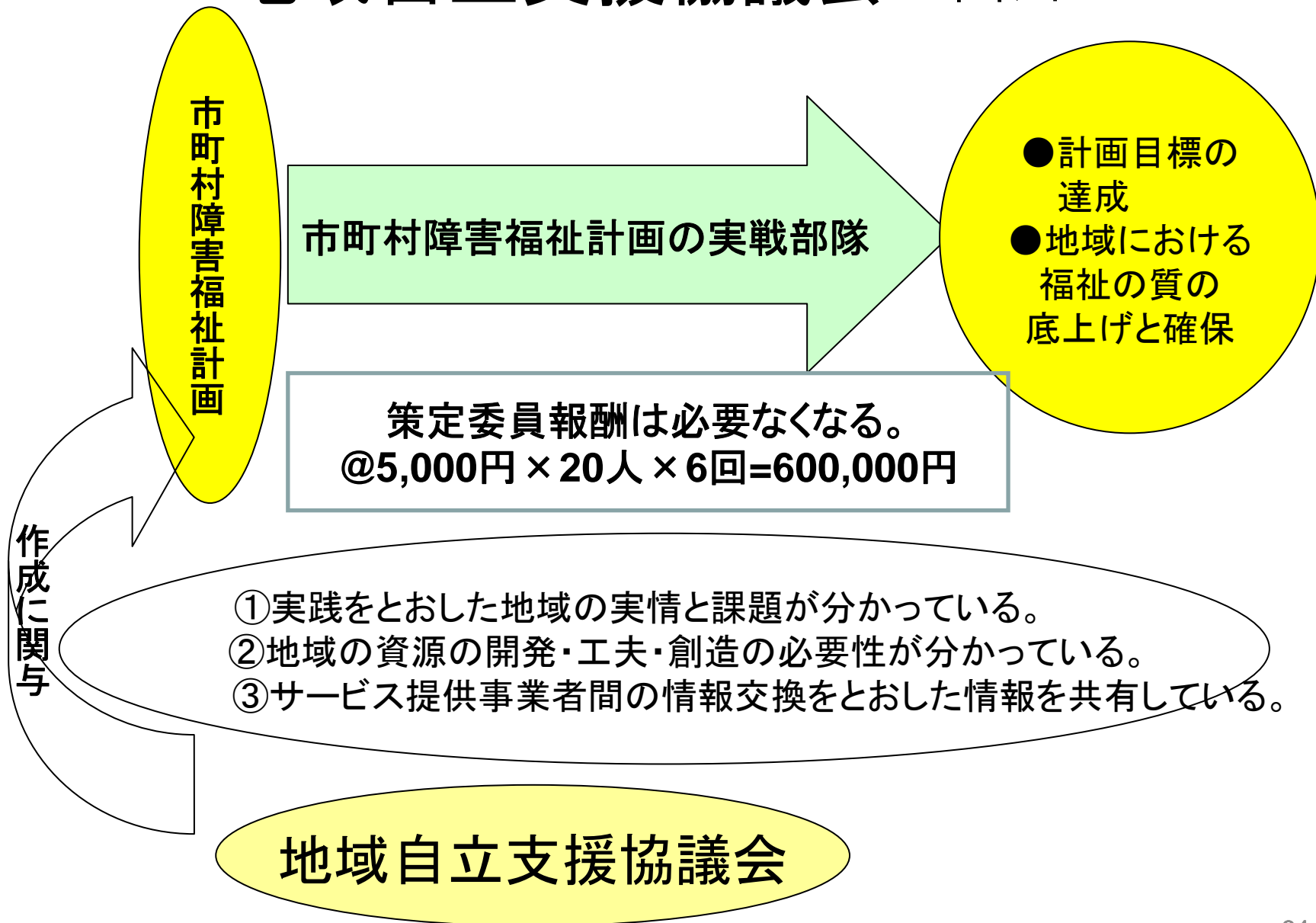


地域における支援として期間を定めて継続

地域自立支援協議会 ポイント2



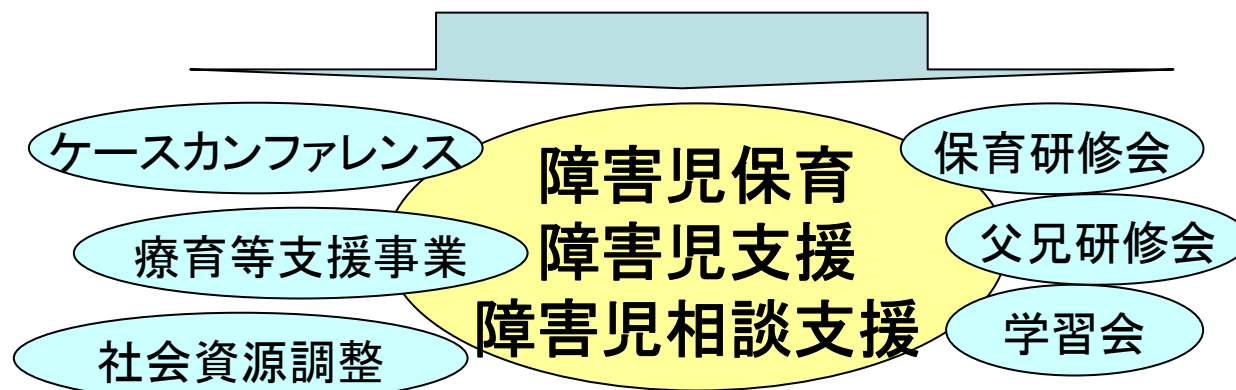
地域自立支援協議会 ポイント3



地域自立支援協議会 ポイント4

障害児保育の情報交換

- ①保育所や子育て支援センターに障害児が利用されても、専門知識をもった職員や障害児支援の経験がない職員などがいないなどで、どこに、どういう相談や情報をもとめたらよいかわからない。
- ②明らかに障害があるにもかかわらず、全く対応ができておらず、保育場面で家族や関係機関と連携をとったほうがいいと思うが、どこに情報発信したらよいかわからない。

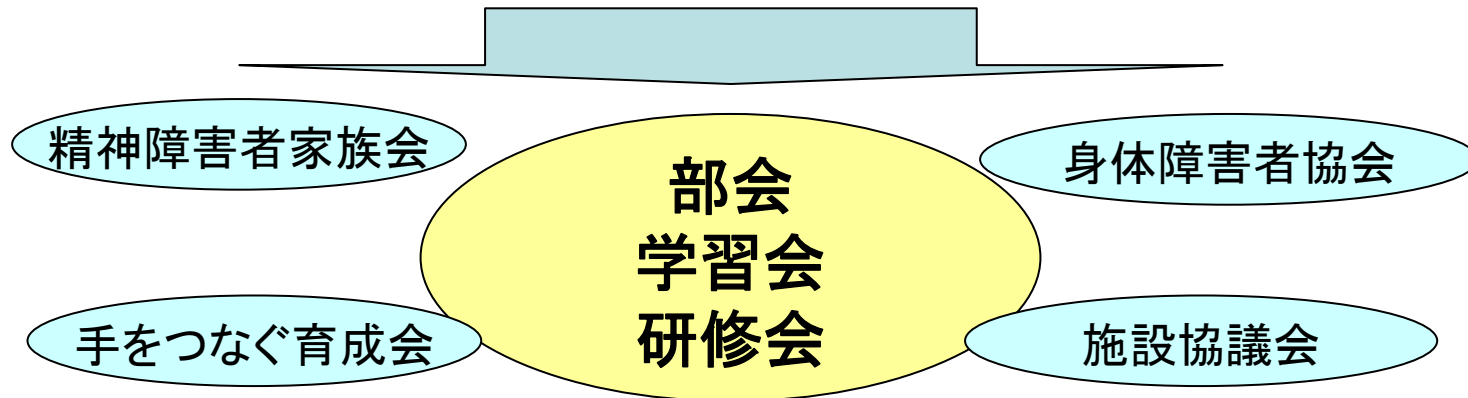


- ・障害児の支援部会を構成し、保育所や子育て支援センターによる障害児支援の偏りをなくし、地域全体が支援する体制作りの構築
- ・障害を受容できていない母親等への係わり方に関して、支援部会の連携により解決に向けられればいい。

地域自立支援協議会 ポイント5

家族会等の情報交換

家族会が、学習会や研修会に参加することが容易になり、地域の実情や現状が分かるようになる。その情報に対して、意見や社会資源の工夫に参画しやすくなる。



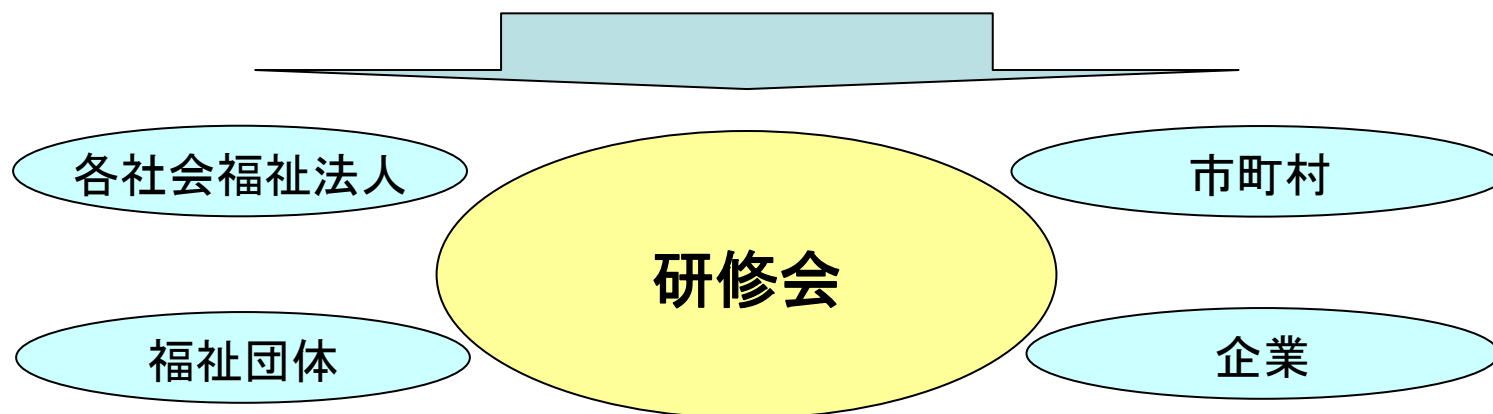
各団体が、苦勞して研修会や勉強会を開催しなくても、必要なときに必要な会議や学集会、研修会が可能となる。(家族会等の会員が停滞している。)

- ・各種団体等のネットワークが形成できる。
- ・**障害当事者(家族等)の意識が変わる、障害者の文化の形成を図る機会。**

地域自立支援協議会 ポイント6

研修会の開催

自立支援協議会を構成する社会福祉法人や事業者が負担を按分することにより、効果的な研修会が可能となる。

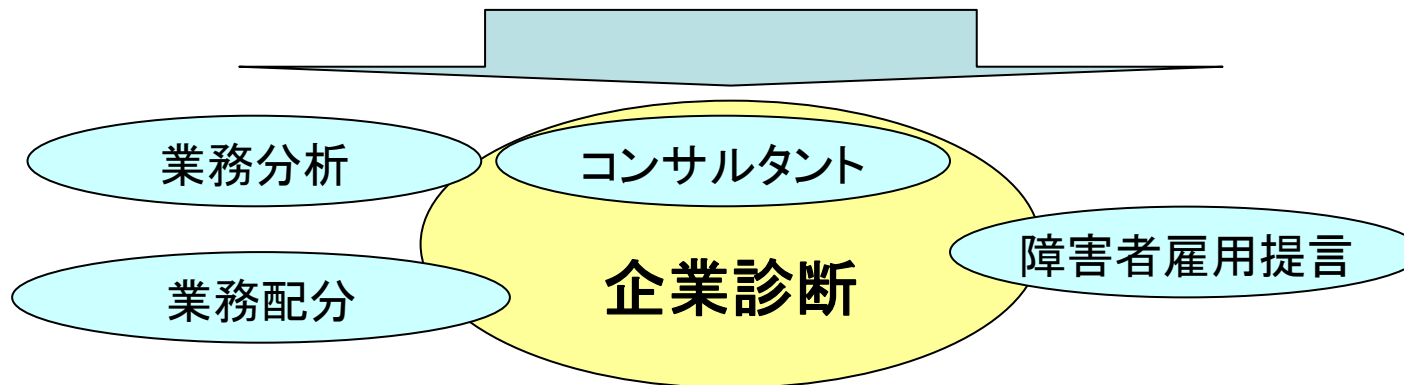


ある法人が毎年かなりの予算で「公開セミナー」を開催しているが、50万円もかかるすばらしい講師を招聘して行う場合でも、各法人等が2万円程度の負担で済む。年に数回の効果的研修が可能になる。

地域自立支援協議会 ポイント7

就労支援コンサルタントの活用

企業などの事業所に就労支援コンサルタントに入ってもらい、障害者就労の分析してもらおう。

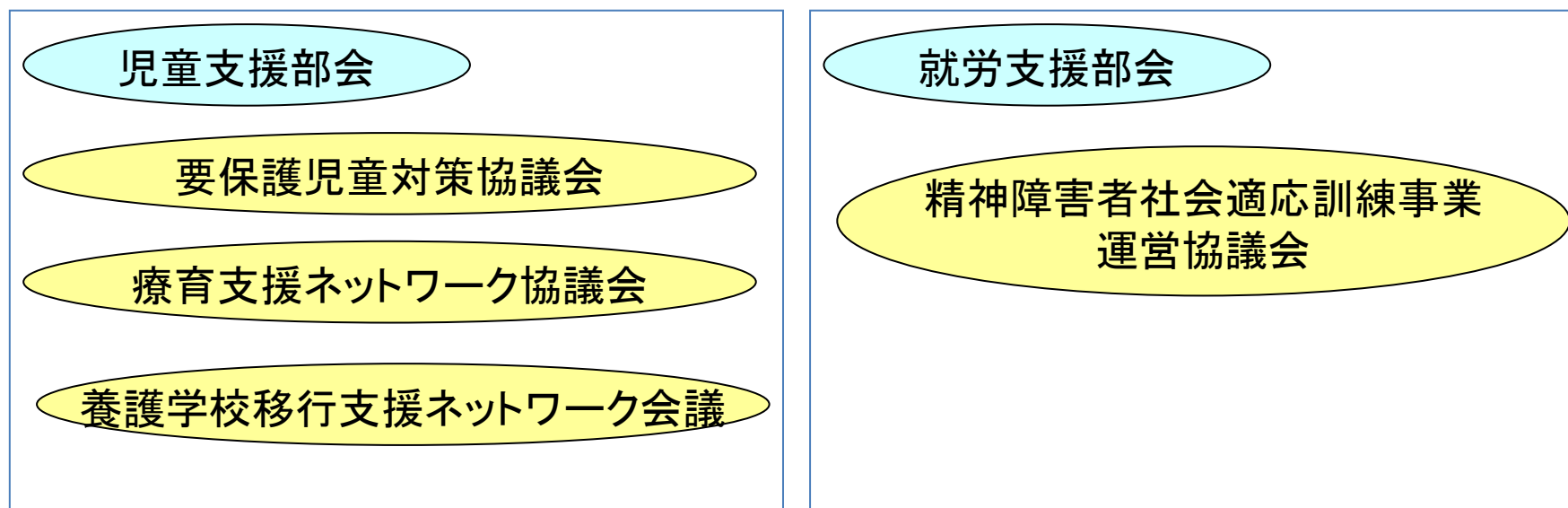


- ・事業所の業務分析をとおして、障害者が行える仕事の提言や業務配分等を雇用提言してもらおう。
- ・この状況を他の事業所にも広め、雇用環境の意識改革と拡大に結びつける。

地域自立支援協議会 ポイント8

様々な協議会の交通整理

地域の様々な協議会等が、個別に行われているもので、自立支援協議会の部会等で整理できるものがたくさんある。



地域自立支援協議会 ポイント9

虐待対応の専門チーム設置 (児童、障害者、高齢者)

行政は、虐待対応が可能になるように専門職員を育成する**予算に力を入れる**(障害・児童・介護担当部局横断による取り組み)

構成メンバー

地域包括支援センター
(社会福祉士:虐待専門員)
福祉事務所(児童相談員)
障害者相談支援専門員
保健師(虐待・自殺担当)

先進地の事例研修
及び講師
招聘研修

情報が入りやすい体制を住民に周知
(24時間対応の体制:
自殺にも対応)

- ・虐待事例の対応研修会
- ・児童相談所等の専門職との事例検討会
- ・虐待に関する法的根拠の学習会(厚労省職員招聘)

災害対策部会

災害が発生したときに地域全体が
迅速に対応できるシステムの共有

福祉・介護関連

湯沢雄勝圏域地域包括支援ネットワーク協議会

災害時の情報把握体制

1. 定期的な情報共有体制

要支援・介護者、障がい者、障がい児童、高齢者世帯等の状態像確認と情報の共有

①どこに

②どういう

状態の人がいるかを把握し、情報共有が基本

2. 「どこに」のエリアをどの範囲とすべきか

1. 湯沢市

- ①皆瀬地区は、1エリア
- ②稲川地区は、4エリア(駒形、川連、三梨、稲庭)
- ③雄勝地区は、4エリア(秋の宮、院内、横堀、小野)
- ④湯沢地区は、社協の支部単位

2. 羽後町

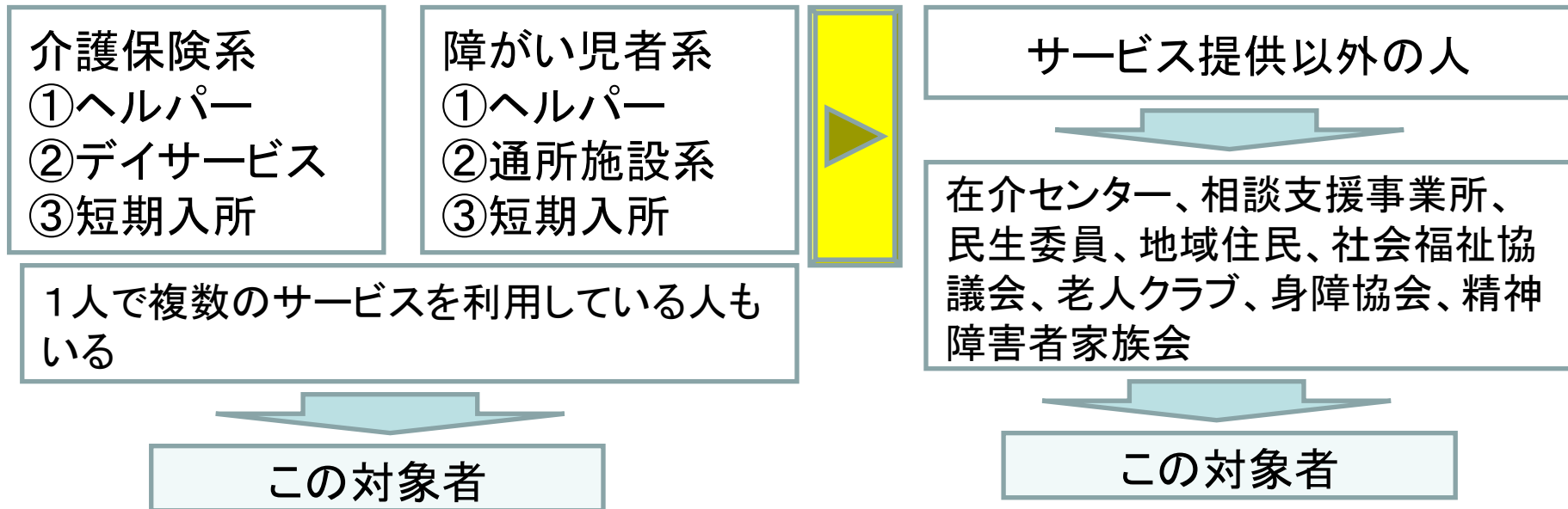
羽後町は、6エリア(三輪、西馬音内、新成・明治、元西、仙道、田代)

3. 東成瀬村

東成瀬村は、2エリア(田子内、岩井川)

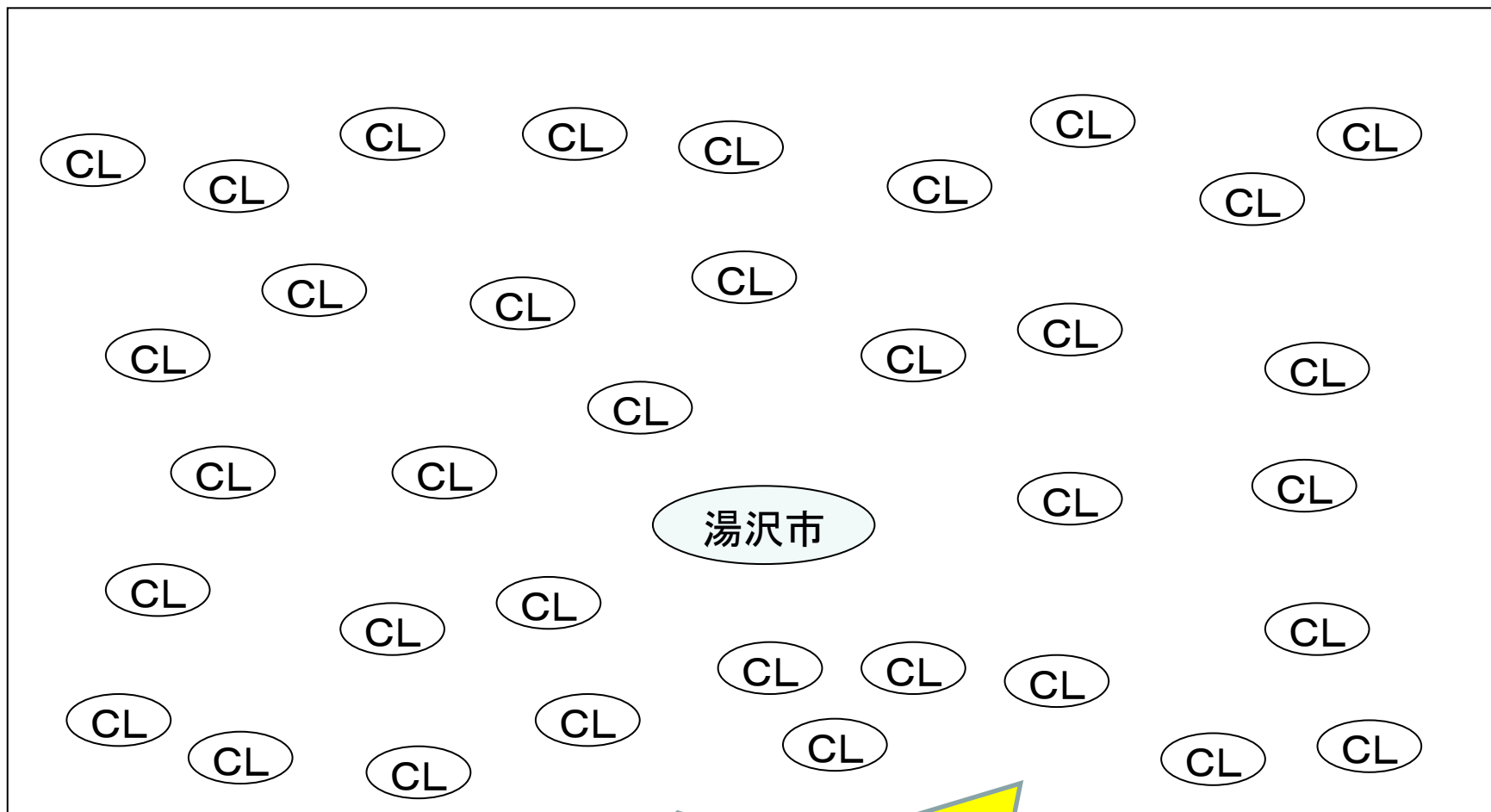
3. 「どういふ」状態の人がいるか

- ・サービスを提供している事業所が最も良く把握している世帯。
- ・民生委員や地域住民が把握している高齢者・障がい者世帯等。



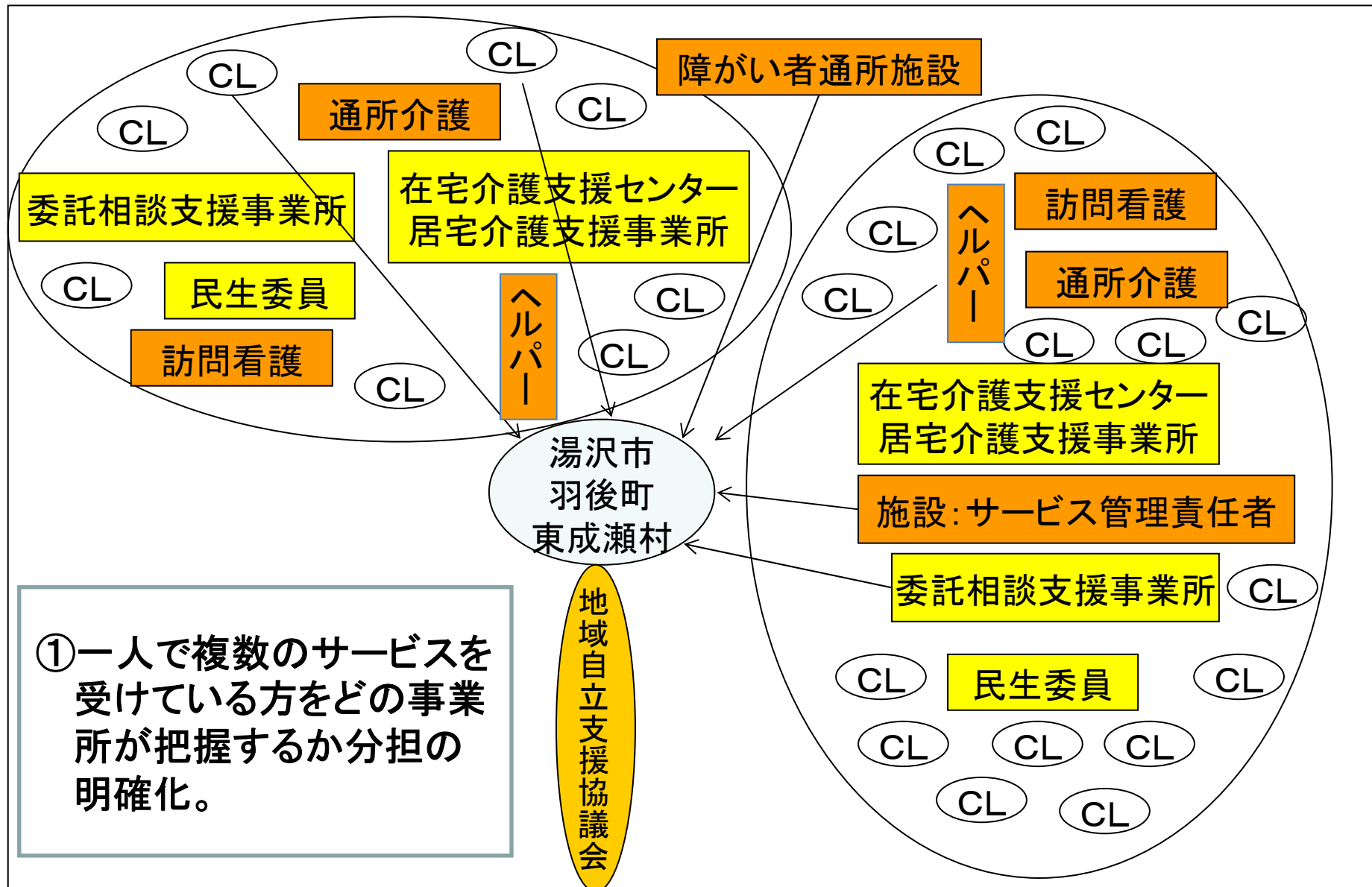
災害が発生した時、誰が、状況確認をするのか、**予め役割を明確にしておく。**
そして、**定期的な役割分担と情報収集の訓練**をすることが重要。

福祉関係団体が独自にマップやリストを作成しているところもあるが、単独でやっても災害が発生したときは、全体の調整には結びつかず、逆効果や自己満足型になることが想定される。地域全体の中でしっかりと対応しておかなければならない重要な事です。

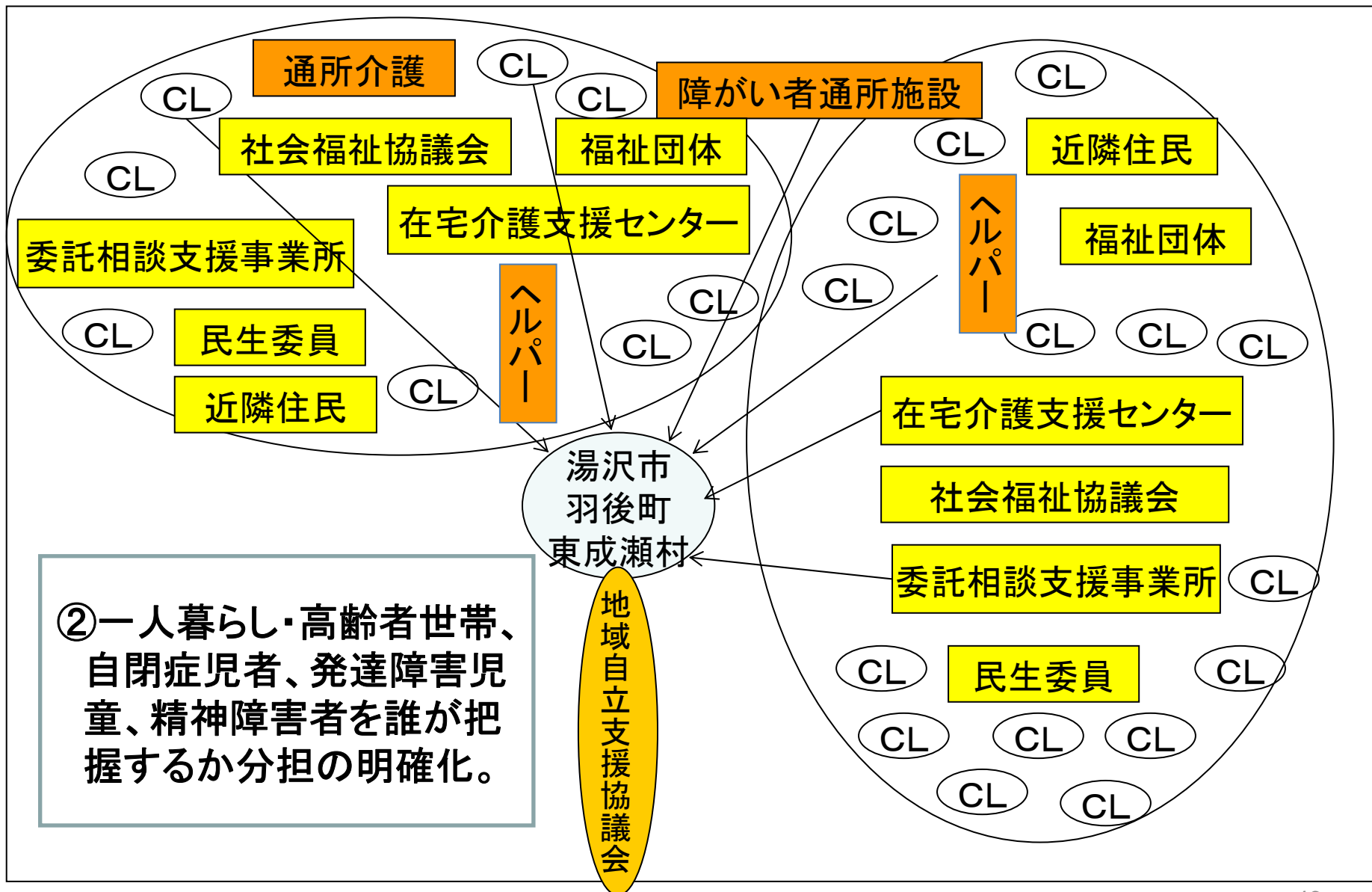


湯沢市に災害が発生したとき、
要援護者の状況を市が把握し、
対応することは不可能です。

役割の確認①サービス利用者系



役割の確認②サービスを利用していない人



考慮すべき事項

1. 一般の避難と分けて配慮すべき対象者

- ①自閉症や発達障がい児童の方は、避難所でのパニックが想定されるので、専用避難所を地域ごとに事前に準備しておく。(家族と一緒に避難できる場所の確保。)
- ②精神障がい者や認知症は、安定している方でも、不安定になる恐れがあるので、専用避難所を地域ごとに事前に準備しておく。(本人を一人にするかどうかは、状況確認)
- ③経管栄養や痰吸引を必要とする方は、緊急受け入れ先施設を決めておく。(ベットや枕元に、緊急受け入れ先施設を明示しておく。).....施設も災害時に何人が定員外に施設利用するかが事前に分かり、その方々の医療面や特別食等のサマリー情報を共有しておくことで受け入れ対応ができる。また、搬送の有無も可能。

2. 地域内で配慮すべき対象者

- ①心のサポート(災害の不安や余震の怖さで、一人暮らしを嫌がる方もいる。気の合う一人暮らし同士がどちらかの家で一緒に過ごすなどの工夫も事前にしておく。)
- ②一人暮らし等の寂しさを癒してくれている猫や犬などのペットが気になって、避難中に具合が悪くなる方がいるので、この対策を講じておく。(動物病院からのアドバイスをマニュアル化。避難中も時々会える場所での集中管理。等)
- ③デイサービスセンターや通所・入所施設における一般避難民の入浴サービスや一時受け入れ。

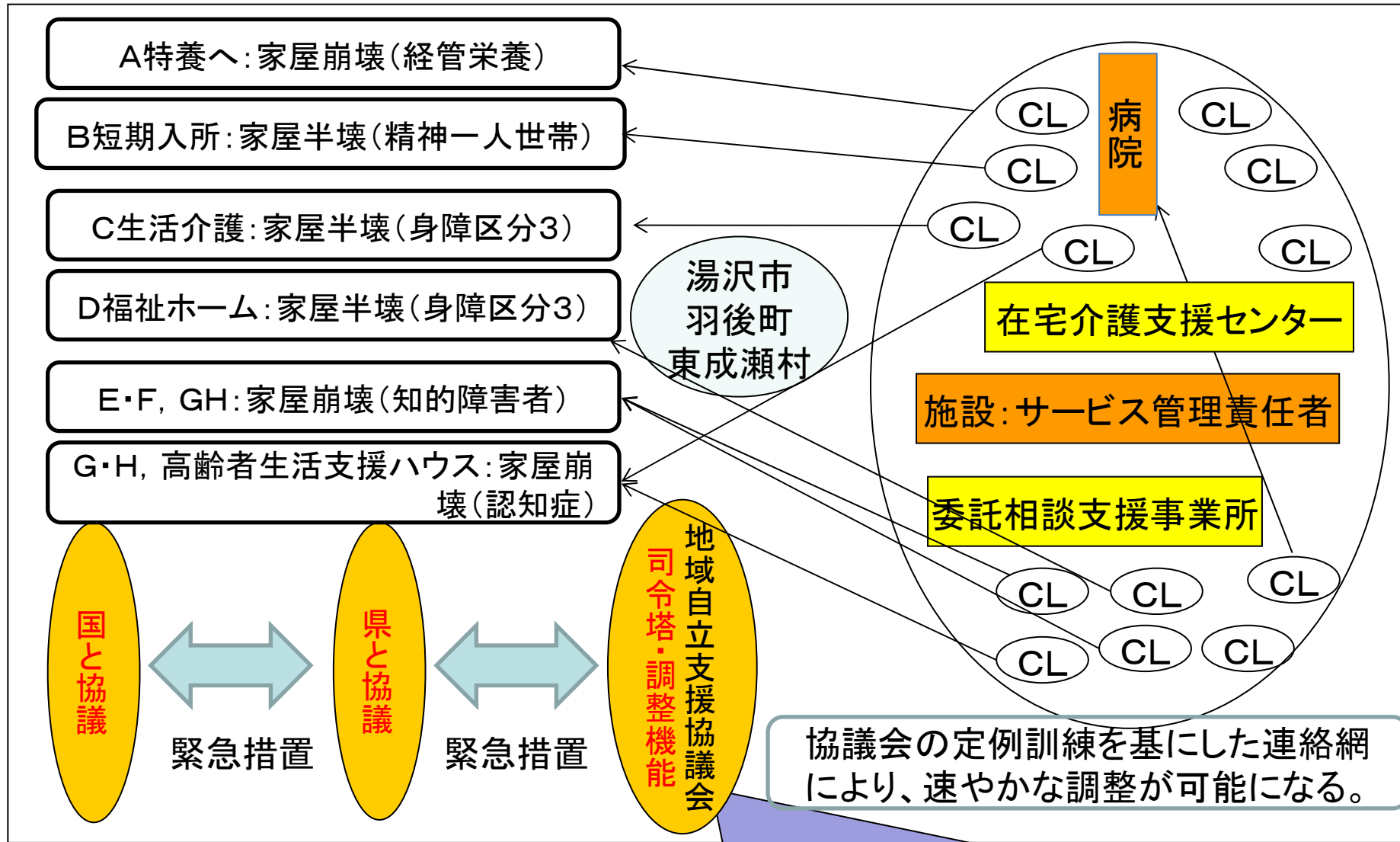
3. 停電や通信網の対策。

- ①行政等の計画的な予算措置による、無線機の配備。(半径20~30km対応型)
- ②施設に自家発電装置の配備。(法人施設の整備に市町村が1/2補助など。) 痰の吸引や酸素吸入器が使えなくなる。ボイラーや給水・給湯ポンプが止まる。厨房が止まる。
- ③保存食の備蓄(日本赤十字社各市町村支部の社費の活用:乾パン・缶詰等) 嚥下障がい者用のおかゆの備蓄やハイカロリー食の医療機関からの手配等。

4. 災害対策本部に協議会「災害対策部会」を併設

- ①無線による情報収集(部会で対応すべき対象を明確化しており、情報収集シートを策定しておく。これにより、災害対策本部への情報がいち早く報告できる。)
- ②想定していない対象者が出てくることは十分あり得る。それらを含めて、総合的に指示・調整できる、介護や医療・福祉に精通した災害対策部会員の本部配置が求められる。更に、訓練をとおしての実践力を付けておくことが望まれる。

高齢者・障害者・児童及び難病等全ての連携と調整が可能



地域包括支援ネットワーク協議会の機能を基に、より短時間に状況を把握し、施設や医療機関の受入、更にはサービスの総合調整を行う。

早期に対応しておかなければならない 地域自立支援協議会の災害時想定訓練

①行政にはできない。

- ・実践に結びつく災害時想定訓練を定期的に行う。(常に反省点を整理する。)しかし、これを実施するのは行政ではない。行政は定期的な異動があり、思いが深まらない。先ず、前年度踏襲型、マンネリ型になる。災害時に訓練の効果が発揮されない。

②介護に関する専門家集団の知恵が反映される。

- ・誰がどこの施設や病院、避難所に行けばよいか調整できる。リスト化できる。
- ・担当ケアマネ等の連携が可能。事前に準備されている個別サマリー情報(本人了解付き)を施設や病院等に提供でき、対応がスムーズ

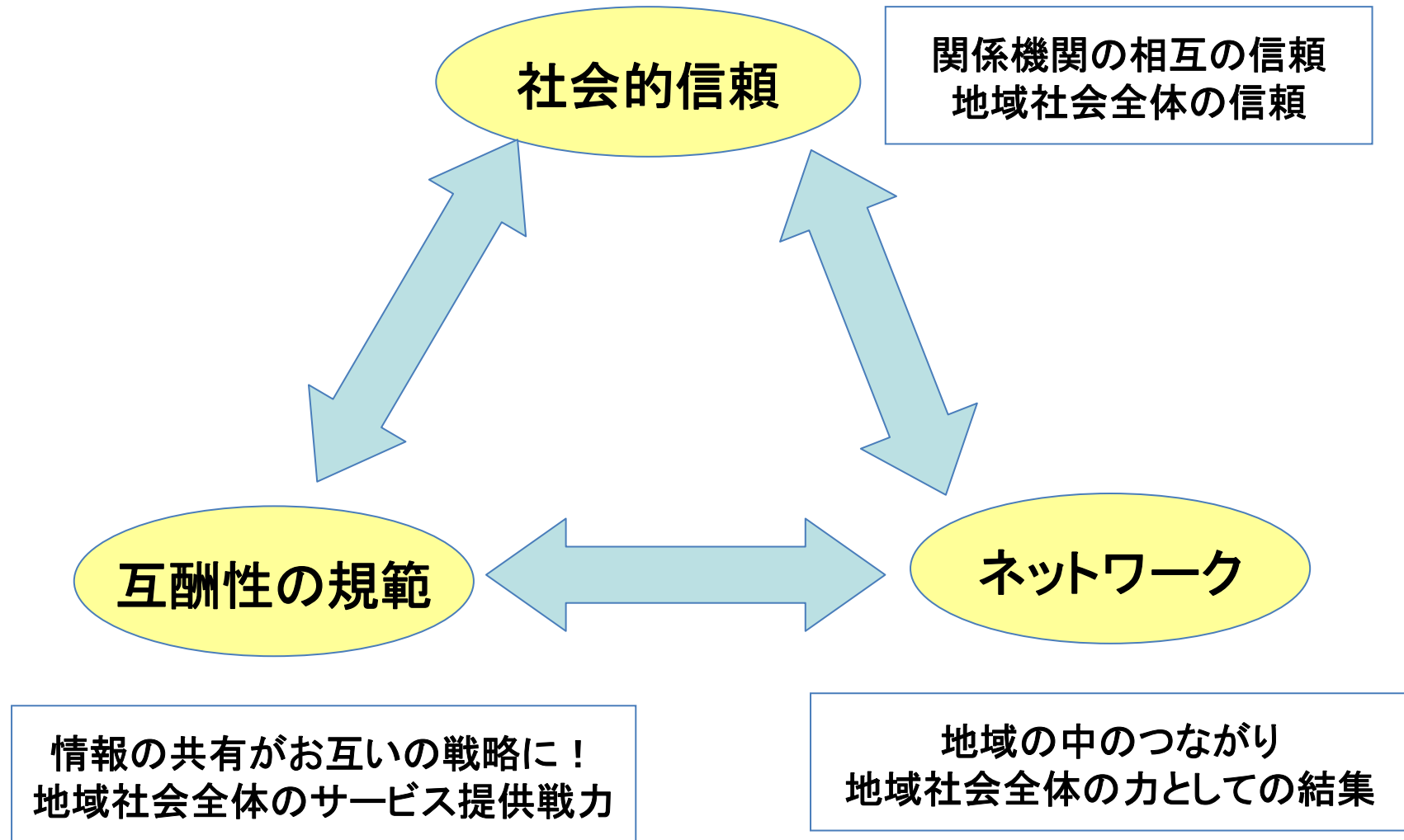
③施設や病院の災害対策が共通認識される。

- ・停電、断水、ガス遮断等のライフライン対策の共通対策が可能
- ・食事の備蓄、非常食の確保対策の共通対策が可能(配食のおにぎりは嚥下障害には無理。おかゆの備蓄、医療機関から緊急の高カロリー食手配等)

④施設や病院等の調整を拒む問題

- ・停電でインターネットが使えない。
- ・電話が使えない。
- ・携帯電話が使えない。
- ・災害時の連絡網をどうするか。共通の認識と対応策を早期に準備しておく。(自家発電の整備→痰の吸引ができない。酸素吸入器が止まる。)

地域自立支援協議会は ソーシャルキャピタル



参 考

1年間の議論の内容

現状の問題点を徹底的に出し合う。(良い点・悪い点)

1. 個別にお集まりいただき議論した。

1. 入所系施設の集まり

- 今入所している方々の程度区分だけで判断して、新体系を考えざるを得ない。これだけで判断していいのだろうか。どうもすっきりしない。
- 新体系に移行したいが、判断材料がなくて困っている。
- 今までは、何も考えなくても、空きが出れば、単に次の人を受け入れればよかったが、今度は考えなければならなくなった。頭が働かない。
- 新体系に移行するにも、地域にどのような社会資源があるのか全く情報がない。地域を意識したことがなかった。施設完結型に慣れていた。

2. 通所系施設の集まり

- 今まで、入所施設の空きがでなかったので、重度の方々を受け入れてきたが、入所系の施設が新体系に移行したら、生活介護や施設入所支援などで受け入れて欲しい。その代わりに、中軽度の方々の就労移行の受入を行い、地域に移行させたい。
- 市の支給決定後に、どこのサービスを受けるかはご本人さんが決めることだが、公平な情報を出していただきたい。いつも同じ所ばかりに偏ることがないように。
- どこに、どういう施設(社会資源)があるか、利用者さんにわかるような資料やマップがあれば、分かりやすいと思う。通所系は、入所系施設より知名度が低いので、どうしても不利である。
- 市町村の支給決定は何を根拠にしているのか。生活訓練は最高2年の標準的利用期間であるが、2年で訓練を終了することが明らかに困難な方を「生活訓練」で支給決定してくる。支給決定の客観性をしっかりして欲しい。

3. 企業や商工会・青年会議所の集まり

- 施設に外注で長年出してきたが、良いものもあれば、粗悪で手直しをしなければダメなものもあった。良いものは職員がやっているんだろう。いつになったら良いものをよこすようになるんだろう。
- 下請けに出している作業が、納品日までに収まらない。施設には期限ものは出せない。作業を指導するなら、社会の常識、厳しさを認識してもらいたい。
- 下請けに出している施設に行って、どのようにやっているんだろうと見たら、ズバ抜けて優秀な利用者さんがいて、いつかあの人を雇いたいと思っているが、施設がいい顔をしない。

4. 相談支援事業所の集まり

- 本人のニーズアセスメントするが、そのニーズに対する地域の社会資源の情報がないため、どういうサービスで調整をとったらいいのかわからない。
- 行政も、窓口申請に来られる方から、施設などの利用意向を求められても、どこの施設がどういう状況なのか情報がないので相談や情報を提供できない。
- 長い間対象者に関わってきて、やっと心を開いてくれて、次の段階に実を結び始めたのに、こういう関わりが評価されないのに虚しさを感じる。いくら何でも、ただ働きはどうかと思う。
- 施設は今まで独占企業のようなもので、全く空きがでない。本来、重度の人こそが施設を利用すべきなのに、施設にはかなり軽度の人も利用しており、地域移行など全く念頭になく、10年・20年と、ただ漠然と過ごさせている。早く、本来利用すべき人を受け入れて欲しい。

5. 養護学校訪問学級の集まり

- 私の町には相談支援事業所を委託していないので、湯沢市のように相談を継続して支援してくれるように市町村同士の連携をお願いしたい。
- 痰の吸引や酸素吸入をしている児童の緊急時の受け入れや、レスパイトを受けてくれる施設がない。何のための施設なのか真剣に考えてもらいたい。
- 湯沢市の災害対策の考え方を聞いて安心した。自閉症の子や酸素吸入している子は、一般の方々と一緒の避難所では無理。そういうことを地域ネットワークで取り組んでいることに安心した。

2. 組み合わせでお集まりいただき議論した。

1. 入所系と通所系施設の集まり

- 入所施設の新体系移行をいつ頃に考えているのか。その時、早めに移行の内容を情報として欲しい。日中活動で、施設に遠い方で、通所が難しい方が出た場合の協議や調整を行って欲しい。
- 就労移行における地域企業等の就労環境を整える協議会の設置が必要と思われる。
- 就労継続Bの工賃倍増に関する取り組みについて、情報交換の場が欲しい。
- 地域移行の受け入れとしてのグループホームやアパートなどの環境整備について、法人として前向きに考えていきたいが、どの程度のニーズや対象者がいるのか分からないので、そういう情報の共有が欲しい。また、サービス管理責任者の個別支援計画への関わりにも影響してくる。

2. 入所・通所施設と企業や商工会・青年会議所の集まり

- 市役所から前回、今までの障害者施設の頭がストップの話しや人権侵害の実情が話されたがショックだった。施設は「福祉」という名のもと「性善説」で行われてきたとばかり思っていたが、全く持って、同じ民間法人なのに、何もしなくても金が入る仕組みは許せない。今回の法律改正は、遅きに失したと思う。社会保険庁といい勝負だ。
- 下請けの作業が欲しいと言うことで、善意で出してきたが、皆さんのいい加減な仕事に取り組む姿勢に、障害者の方々がかわいそうに思った。今までこういう議論の場が無かったことに、障害者問題を長期化させ、気づかせなかったのだ。残念でならない。
- 企業として、障害者就労に関するコンサルタントを派遣していただき、我が社のどういうところに障害者が就労可能なのかを見てもらいたい。行政は、制度が定着するまで、こういう面に積極的に力をいれていただきたい。
- 下請けに出している企業として、優秀な利用者に来てほしい。施設も、そういう方々に対するピンポイントの支援が必要と思う。通勤ができる住まいの環境作りも、行政と力を合わせて取り組んでいただきたい。
- 施設として、これからの取り組みにご理解を得たい。こういう協議の場が今後継続してもたれるのであれば、障害者施設の取り組みも、しっかりと緊張感をもったものになると思う。刺激になりました。

3. 入所・通所施設と相談支援事業所の集まり

- 相談支援専門員としてニーズを基に、サービスを調整したいが、サービス情報がほとんどない。福祉事務所に聞いても分からないと言われるし、施設の情報が欲しい。
- 新体系に移行する時期や、どういうサービス体系を想定しているか。日中活動の定員の考え方もお聞きしたい。そういう地域の社会資源の情報が共有されることで調整が図られればよい。
- 福祉事務所の話では、施設毎に施設利用調整会議を設置して、利用者が定員を超えた場合や次の利用者の調整を客観的に図ることとしているという説明であったが、施設内の職員だけで施設利用調整会議を構成するのではなく、外部の方も入れて客観的なものにして欲しい。
- 定期的な情報交換会を持ってもらいたい。利用者の近況や地域移行へ向けた状況などを知り、地域の誰が支援するかについても、相談支援専門員がアプローチを考えないといけないので。サービス管理責任者の説明資料にもあったように、施設と相談支援は密接な関係が必要なので。
- 社会福祉法人はもっとグループホーム等の住居対策に積極的になるべき。利用希望に対する希望対象者の調整と情報共有が必要。

4. 相談支援事業所と行政の集まり

- 相談支援専門員として、サービス利用計画費の対象ケースが全く無い中、相談支援の見えない部分を評価してもらえないことはありがたい。
- 今回、行政担当者が変わったら、具体的に制度が分かるようになった。行政担当者によって、福祉行政が良くなったり、悪くなったりするのはもうごめんだ。そのためにも、国が立ち上げを進めている地域自立支援協議会を早急に作るべき。今回の集まりをとおして、地域自立支援協議会の必要性が具体的に理解できた。
- 虐待などの事例もあり、介護保険の地域包括支援センターとの関わりもしっかり見据えてもらいたい。
- 地域のインフォーマルサービスを構築していくときに、社会福祉協議会のネットワーク活動が見えてこない。介護保険事業にばかり目を向けずに、地域福祉活動に本腰を入れて欲しい。
- 精神病院のケースワーカーから退院する人がいるのでよろしく。薬は飲みたがらない、人は入れたがらない人だ。ヘルパーと短期で申請よろしく。こういう一方的な言い方の病院があり、医師との連携すらできず、情報が全く無い。早くこういうことが調整できるシステムが欲しい。

5. 相談支援事業所と精神障害者・虐待関係者の集まり

- 精神障害者で、5年・10年と長期入院した人は、家庭が精神障害者が居ない生活に慣れたので、退院後の受け入れはほとんどが無理。行政が積極的に地域生活支援について、地域の関係機関に働きかけ、支援ネットワークづくりを仕掛けてくれることは、社会資源の構築の機運を高めるので、地域自立支援協議会の必要性がやっと分かった。
- 虐待に対して、地域包括支援センターの社会福祉士が対応してきたが、どのように介入していったらよいか、場当たり式で心配と不安であった。市が予算を掛けて「虐待専門チーム」を作ってくれるというのは心強い。
- 虐待や自殺について、保健師も地域包括支援センターとの関わりの中で連携を取りながらやってきたが、所詮素人の対症療法に過ぎなかった。地域の中できちんと体制を作って取り組めるようになることをいつも望んでいた。地域自立支援協議会は障害者だけの協議会だと思っていたが、地域の総合調整機関であることがイメージでき、理想に近づいた。もっと早く欲しかった。
- 精神障害者の地域生活支援は、全く遅れていた。相談支援体制が地域に構築され、そこを中心に地域の関係機関が連携を取り、地域の受け皿が確保されるようになるには、相談支援体制の専門性を高める必要がある。

見えてきたもの！

行政が制度施行の
責務をどう担えるか

精神障害者の退院移行促
進事業を行政は責任を
持って取り組まなければな
らない。Drの関わりは？

障害者の就労に対するネットワー
クや地域で評価し合う情報交換が
必要

サービス提供事業者は、
先ず、行政の動きや
ビジョンを待っている。

社協が見えない。

相談支援専門員は、
実践現場でどうやれ
ばよいか、比較や評
価をされたことがない
ので、質がバラバラで
ある。

虐待や自殺に対する
対応は、連携や専門
チームの域にはない。



障害福祉に関する相談支援体制の充実と自立支援協議会 相談支援体制充実への取り組み

広島県東広島市社会福祉課
東広島市子育て・障害総合支援センターはあとふる

石原さやか
金子百合子

東広島市の概要

平成17年2月に旧東広島市と賀茂郡4町、豊田郡1町が合併して誕生

人口	177,727人
世帯数	73,381世帯
面積	635.32Km ²
身体障害者手帳所持者	5,778人
療育手帳所持者	1,059人
精神保健福祉手帳所持者	832人
自立支援医療受給者（精神）	1,258人



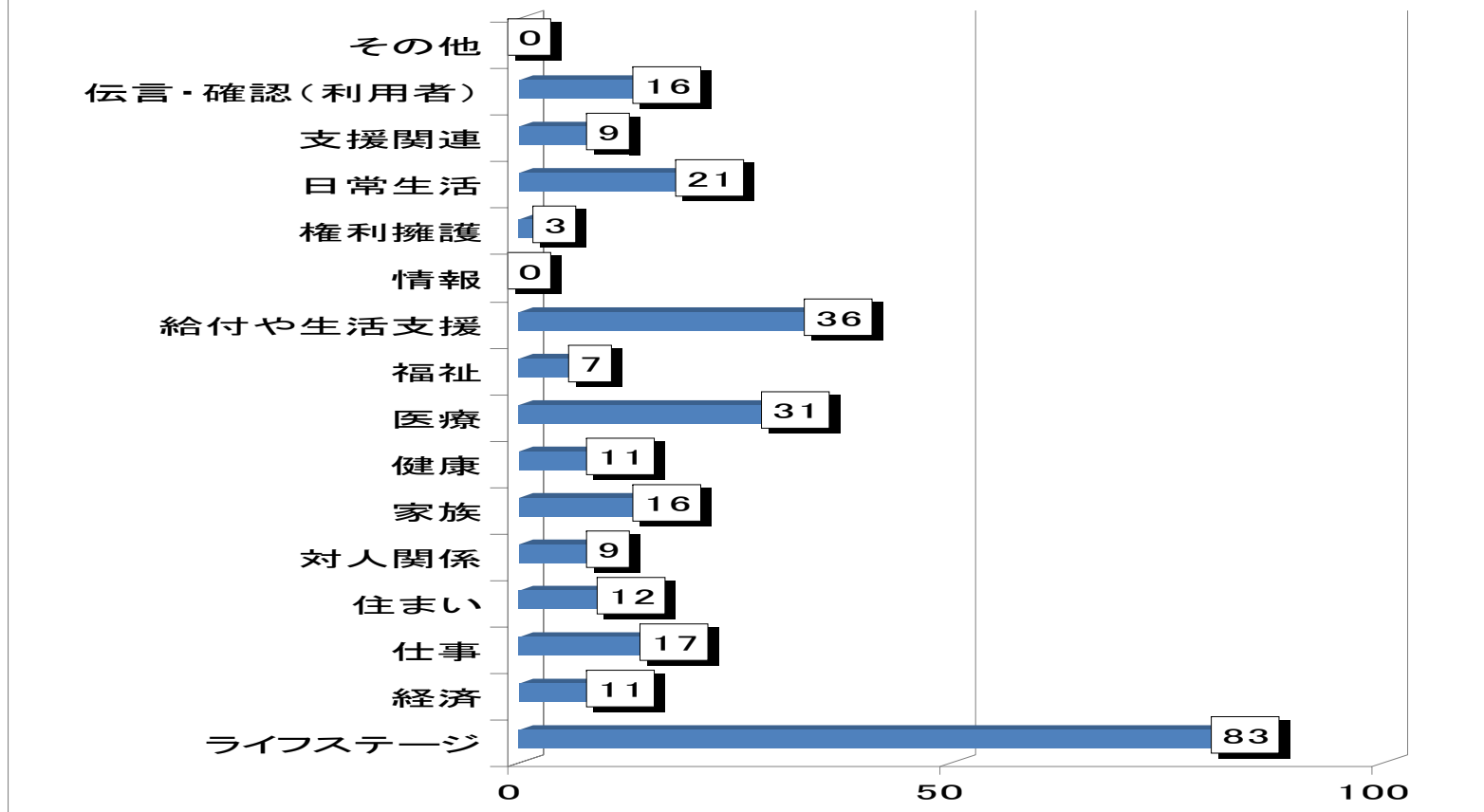
平成20年7月1日現在

相談支援事業概要

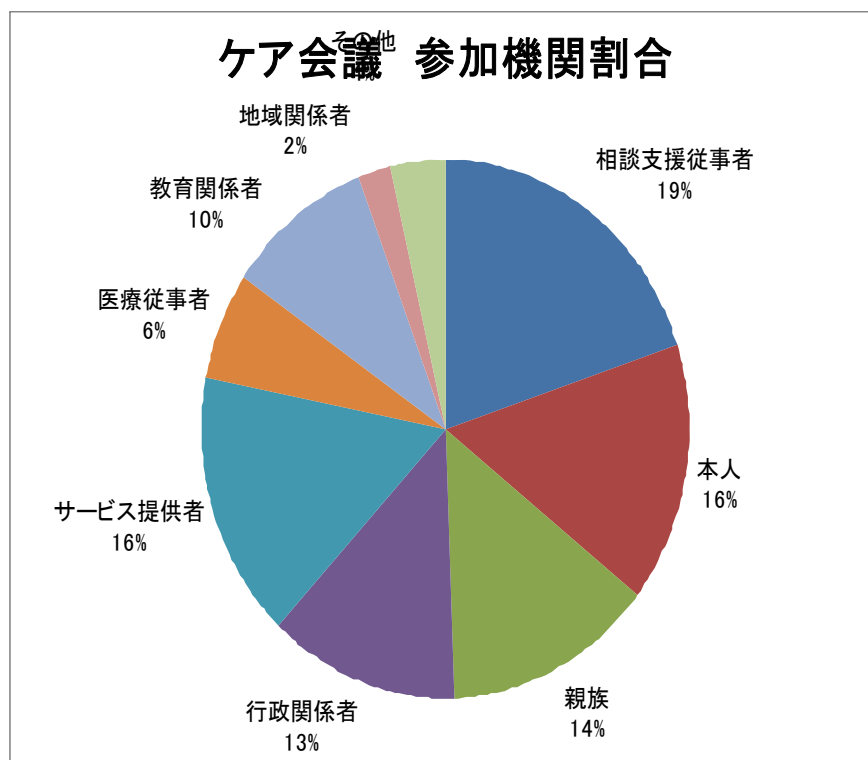
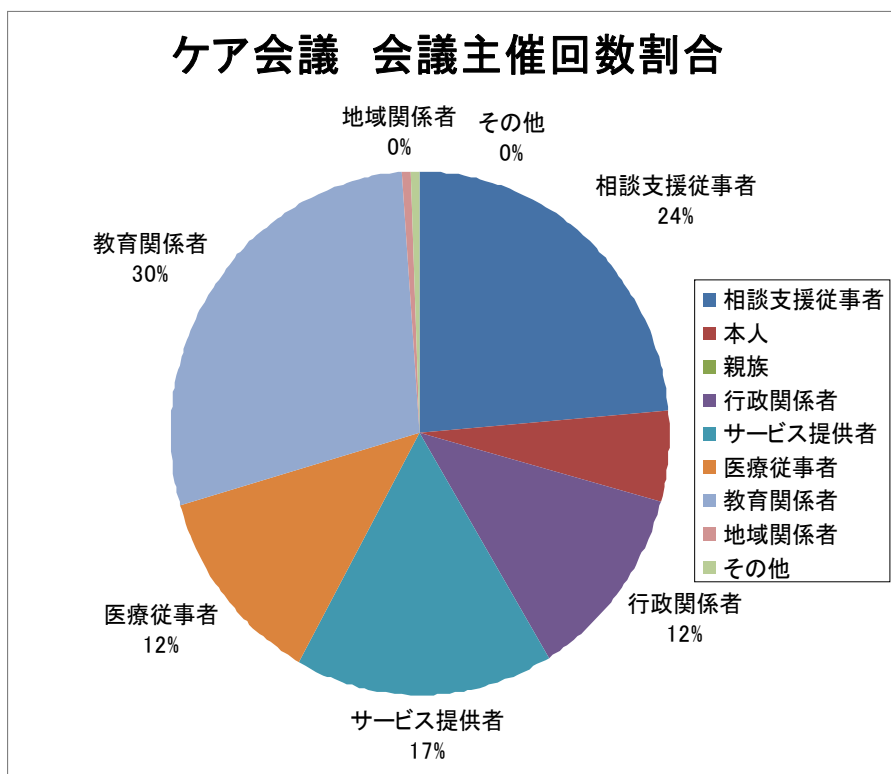
相談支援体制	地域自立支援協議会	重層的な仕組み	個別支援会議実施状況	開催回数
委託(3法人)	設置済	あり	日常的に開催	4月 17回 5月 18回 6月 15回
東広島市子育て・障害総合支援センターに常時駐在	平成16年度から取り組んできた機能をそのまま移行	分野別会議と課題別会議の2本立てで模索中	各機関の呼びかけで会議開催 (教育、医療、行政、相談支援事業者、本人等)	平均 16.7回

平成19年8月～平成20年5月 開催ケア会議(203回)の議題内訳資料

ケア会議 議題項目件数

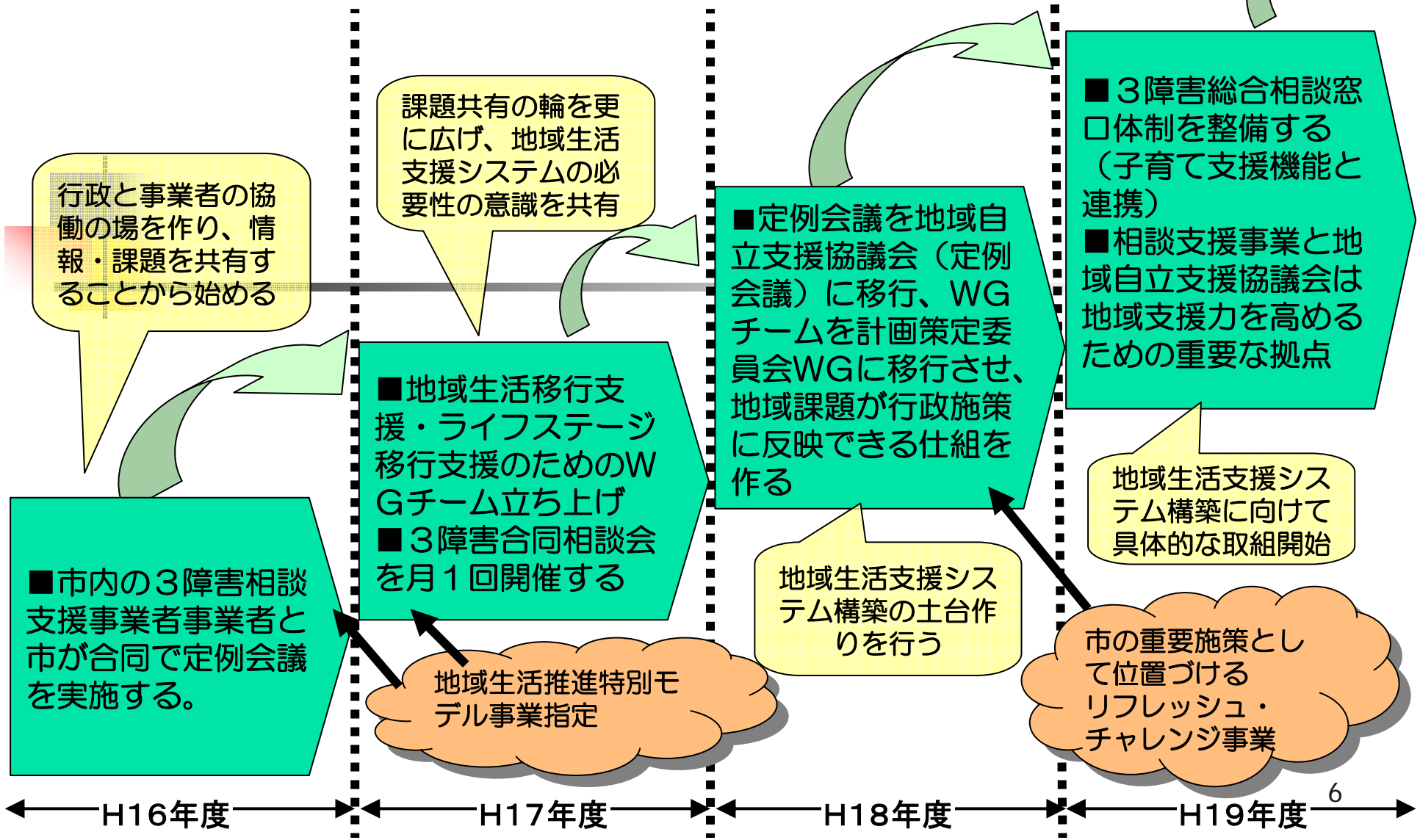


平成19年8月～平成20年5月 開催ケア会議(203回)の参加者内訳資料



相談支援体制ステップアップの過程

H20年度



東広島市障害者計画・障害福祉計画

(1) 計画の基本理念

共に生きる

自分らしく生きる

地域共生のまちづくり
～このまちで私らしく生きるために～

(2) 基本方針

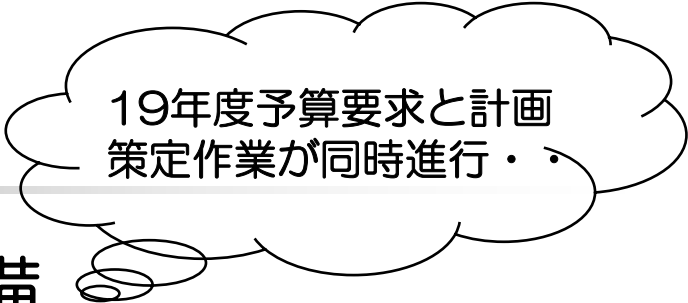
- ①共に理解し、ふれあう
- ②共に学び、活躍する
- ③共に支えあい、暮らす

(3) 重点施策

- ①ライフステージ移行支援
- ②就労・社会参加支援
- ③住まいの支援と権利擁護



計画の推進体制



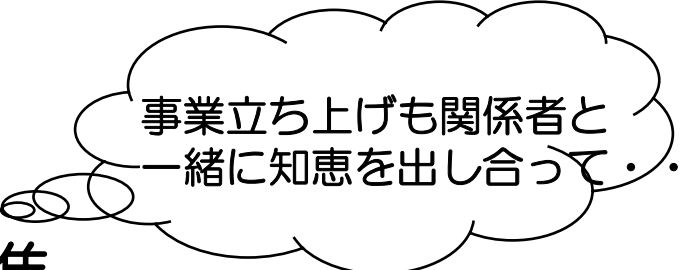
19年度予算要求と計画
策定作業が同時進行・・・

(1) 総合相談支援窓口を整備

障害の枠を超えた総合的な相談窓口設置
子育て支援窓口併設

(2) 地域自立支援協議会を核とする地域生活 支援体制を整備

市と委託相談支援事業者による
自立支援協議会運営



事業立ち上げも関係者と
一緒に知恵を出し合って・・・

(3) 市民みんなで計画を推進



東広島市子育て・障害総合支援センター

東広島市の中心市街地にある東広島市民文化センター内に
子育て・障害総合支援センター「はあとふる」を開所

【特長】

- 市が整備を行い、委託相談支援事業者(3法人)の相談支援コーディネーターを駐在させる。
(コーディネーター6人+事務職員1人)
- センター管理、窓口対応のために市職員及び非常勤職員、(所長(子育て支援機能兼務)、活動支援員)を置く(3人)
- 子育て支援機能(家庭児童相談員、基幹型子育て支援C、ファミリーサポートC等)を併設し、連携して支援を行うことにより、ライフステージ移行支援で重要な部分を占める早期療育支援機能の強化を図る。



障害者相談支援センター基本方針

- 利用者主体の支援
- 障害分野を超えた協働による
地域福祉づくり
- 地域自立支援協議会の着実な運営
- 地域社会資源のネットワークづくり
- 人材育成機能

はあとふる入り口

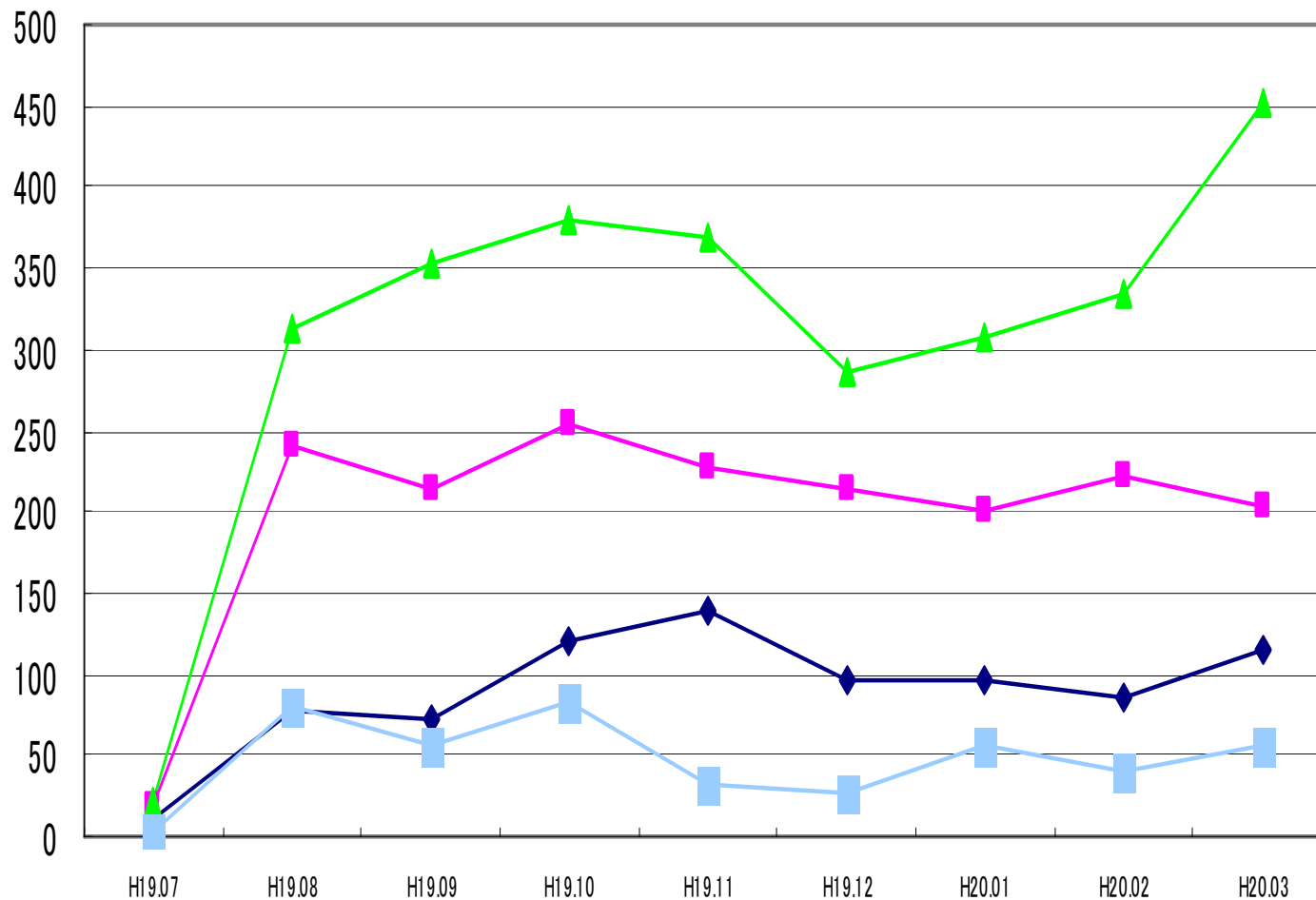


障害者相談支援センター一部分



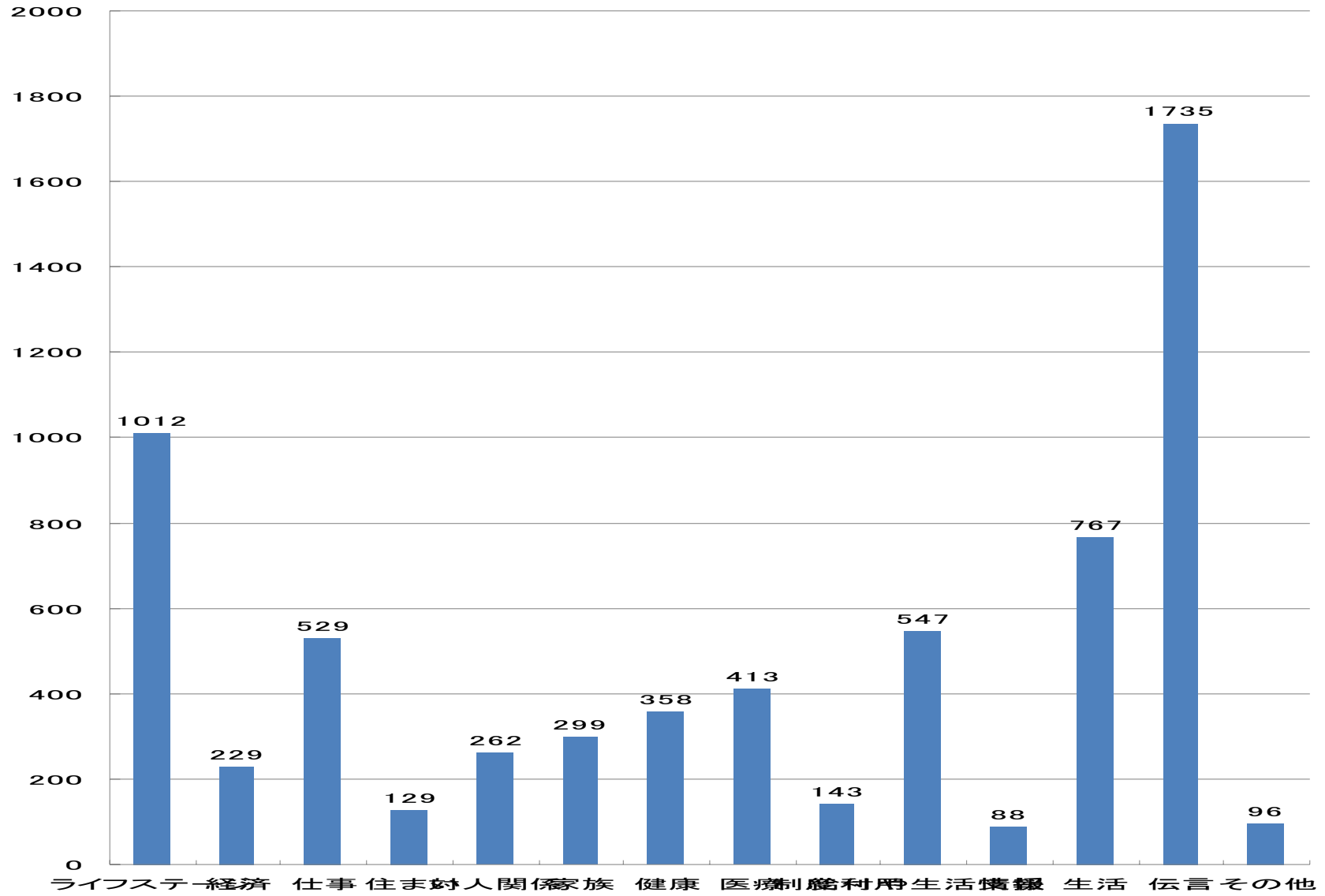
障害者相談支援センター受付状況(H19年7月～H20年3月)

件

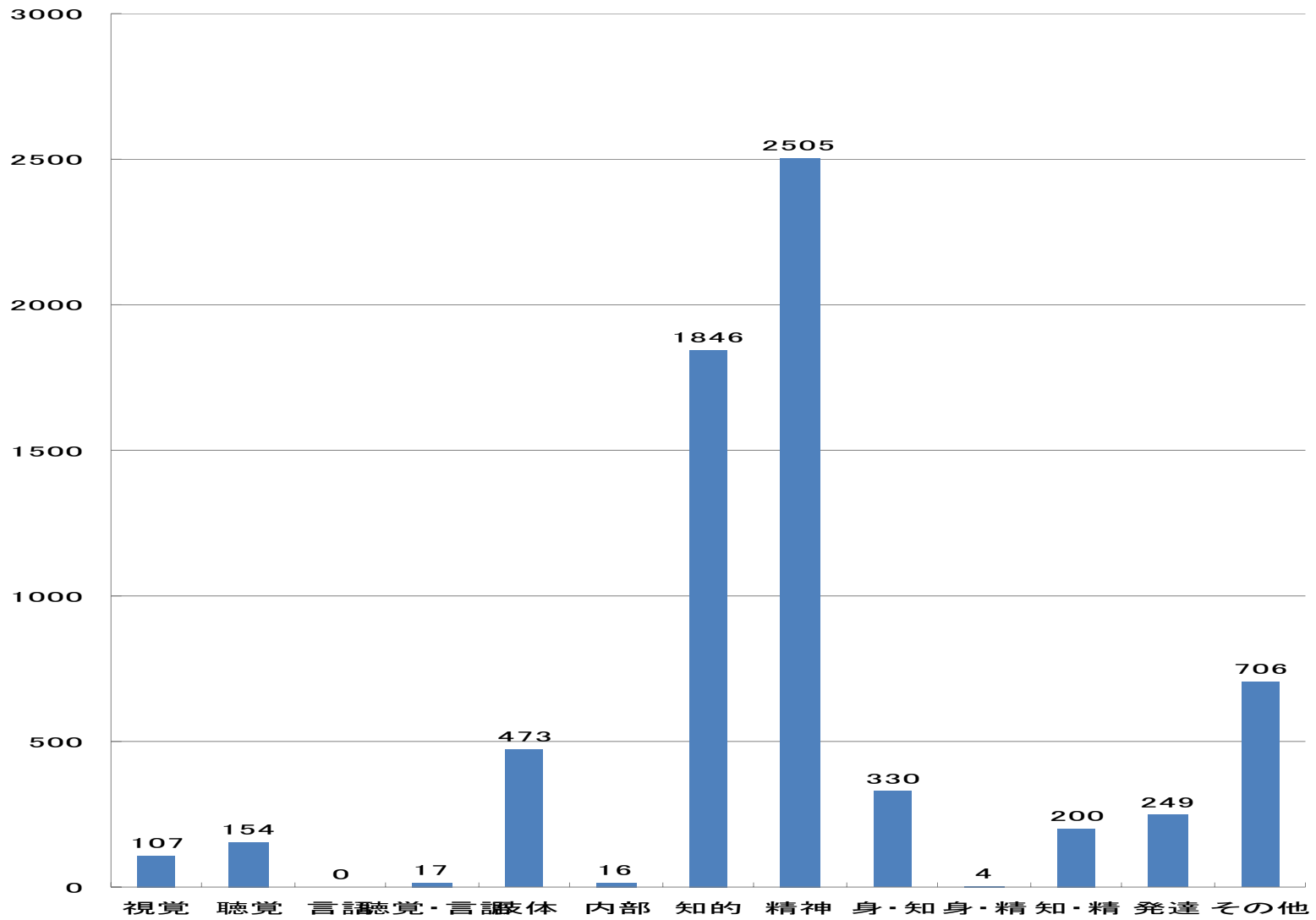


年月

相談内容別相談件数 期間：2007/7～2008/3

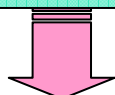


障害別相談件数 期間：2007/7～2008/3



地域自立支援協議会

個別支援会議⇒個別のケースに応じた支援者会議



定例支援会議⇒関係者の情報共有・地域課題抽出

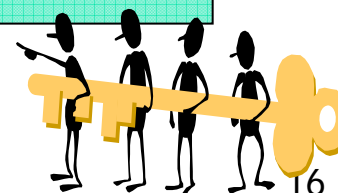


課題別会議⇒中長期的課題検討・プロジェクト会議



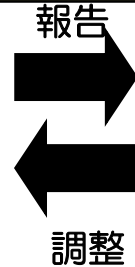
全体会議⇒社会資源提案・検討、評価

自立支援協議会は会議でなくプロセス



地域自立支援協議会

個別ケア会議
(随時開催)



事務局会議
(毎週月曜日開催)
社会福祉課、障害者相談支援C

課題提起・運営

相談支援定例会議 (毎月第3木曜日)

指定相談支援事業者、発達障害者支援C、高次脳機能C、医療機関MSW、社会福祉協議会、就業・生活支援C、市発達障害支援CD、市就労支援CD、市児童福祉課、身体障害者専門相談員、福祉サービス利用支援員、家庭相談員等

定例支援会議 (毎月第4木曜日)

相談支援会議メンバー、教育機関(大学、小学校、幼稚園、特別支援学校等)、ハローワーク、施設、障害福祉サービス事業者、地域活動支援C、基幹型子育て支援C、保健所、市教育委員会、保健センター、産業振興課、支所担当課 等

全体報告

+

精神保健福祉分野

療育支援分野

地域生活支援分野

全体会議 (年2回程度)

課題別会議

プロジェクト会議



東広島市障害者計画策定委員会

課題の共有から課題の解決へ

分野別
メンバー

H19、9～H20、3月分野別会議で情報、課題確認

精神保健福祉分野
課題別検討

療育支援分野
課題別検討

地域生活支援分野
課題別検討

H20、4～6月課題別会議

課題抽出・共有

課題別
メンバー

障害児長期休暇の
過ごし方(日中一
時支援、短期入所
の利用ルール)

障害児長期休暇の
過ごし方
(社会資源の開発)

ホームヘルパー確保
(人材育成・支援)

就労支援
(共通のアセスメント
シート作成)

ケア会議で出た話

夏休みや放課後に障害児が過ごす場がない・・・
日中一時支援事業に利用者が殺到し、争奪戦状態に・・・
3時過ぎに学校から帰ってテレビかゲームで過ごす毎日・・・

(保護者の思い)

- ・ 日中一時支援を利用したい
- ・ 学童保育中に地域開放のプールを利用したい
- ・ いろいろな体験をさせたい
- ・ 他の兄弟にも関わってあげたい

(事業者の思い)

夏休みだけに支援が集中し、継続性がない
サービス体制が人的にも質的にも不十分
利用予約が早いもの勝ちになってしまう・・・

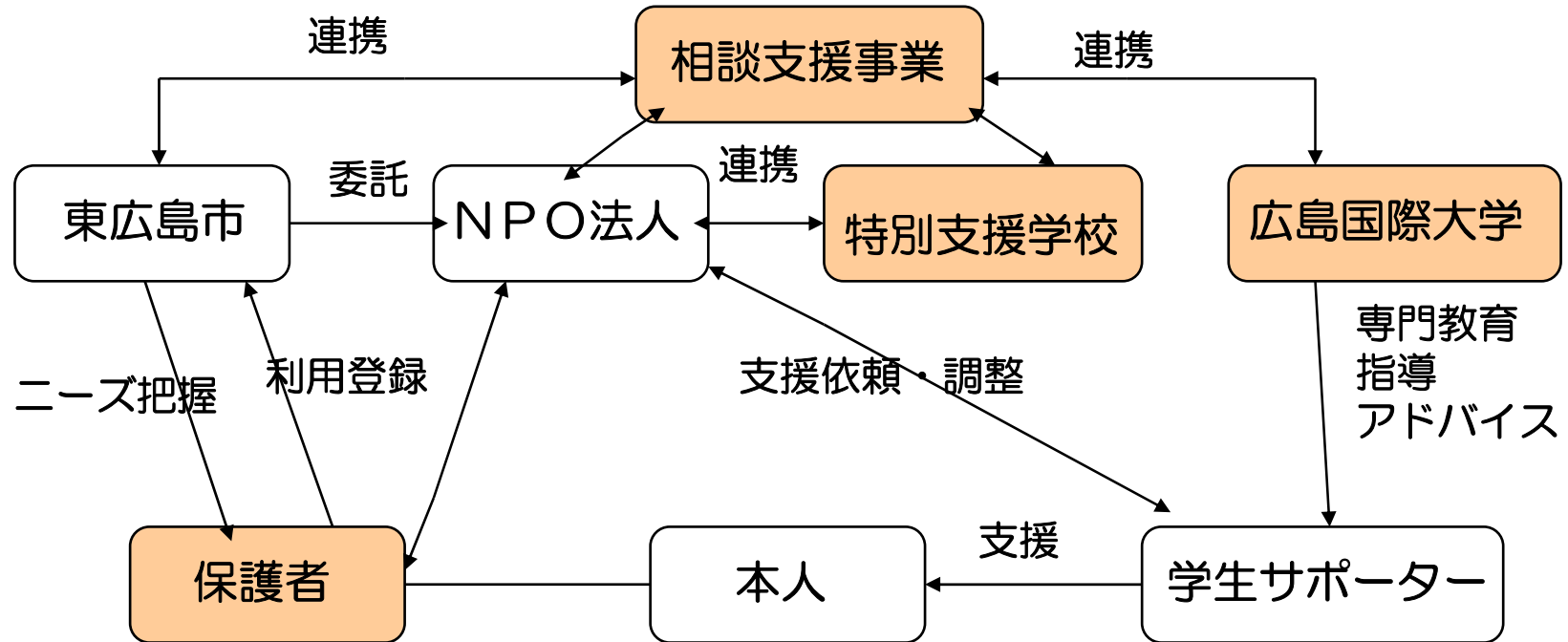
H18年度計画策定WG会議で地域課題として検討
→障害者計画の重点施策に位置付けた
→H19年度プロジェクト会議で具体的に内容検討

定例支援会議で地域課題の抽出整理

夏休みにニーズが高い地域プール利用対応
障害児の活動の場を創出
日中一時支援利用に関するルールづくり

大学生を活用して日中活動を支援する事業をつくろう

計画策定メンバー所属・・・



プロジェクト会議で内容検討し、**協働**で事業立ち上げ

事業に関わっている人たちの思い・・・

地域での学校の位置づけが変わり、この事業は絶好のチャンス。
機が熟せば、多くの経験を持つ地域のお年寄りにも参加してらえる活動になれば・・・(黒瀬特別支援学校)

この事業は学生にとってもメリットがある。直接子どもたちと接することが何よりの勉強。この経験は就職してからも活かされるはず。子どもが学生の先生になってくれる。(広島国際大学教授)

84人中43人が登録、皆放課後の活動を熱望していたことを再認識した。学生とPTAと一緒に考えこの事業をステップアップさせたい。送迎についてもお互い助け合えないか、話す機会をつくろうと思う。(保護者)



最初は不安だったけど、今は目的を達成するための支援を意識するようになった。子どもの変化を見ながらどう支援するのがいいかを考え、支援も日々進化。学生も子どもたちと一緒に成長している。(サポーター)

今日は高校野球の話をお兄さんとしたんよ。
お兄さん、かっこいいな。僕もやってみたい。(子どもたち)

計画策定に関わり、保護者や本人の思いが形になってとても嬉しい。この事業を私たちも大事に育てていきたい (WG委員・保護者)

災害時における相談支援と 自立支援協議会の取組み



がんばろう！ 輝く柏崎

～さらなる未来へ～

新潟県柏崎市
福祉課 若月 啓満



がんばろう！ 輝く柏崎 ～さらなる未来へ～

テーマ1

「災害時における相談支援活動」について

新潟県中越沖地震の概要

発生時刻:平成19年7月16日(月)午前10時13分、震度:6強、マグニチュード6.8

災害時地震・津波速報 平成19年(2007年)新潟県中越沖地震

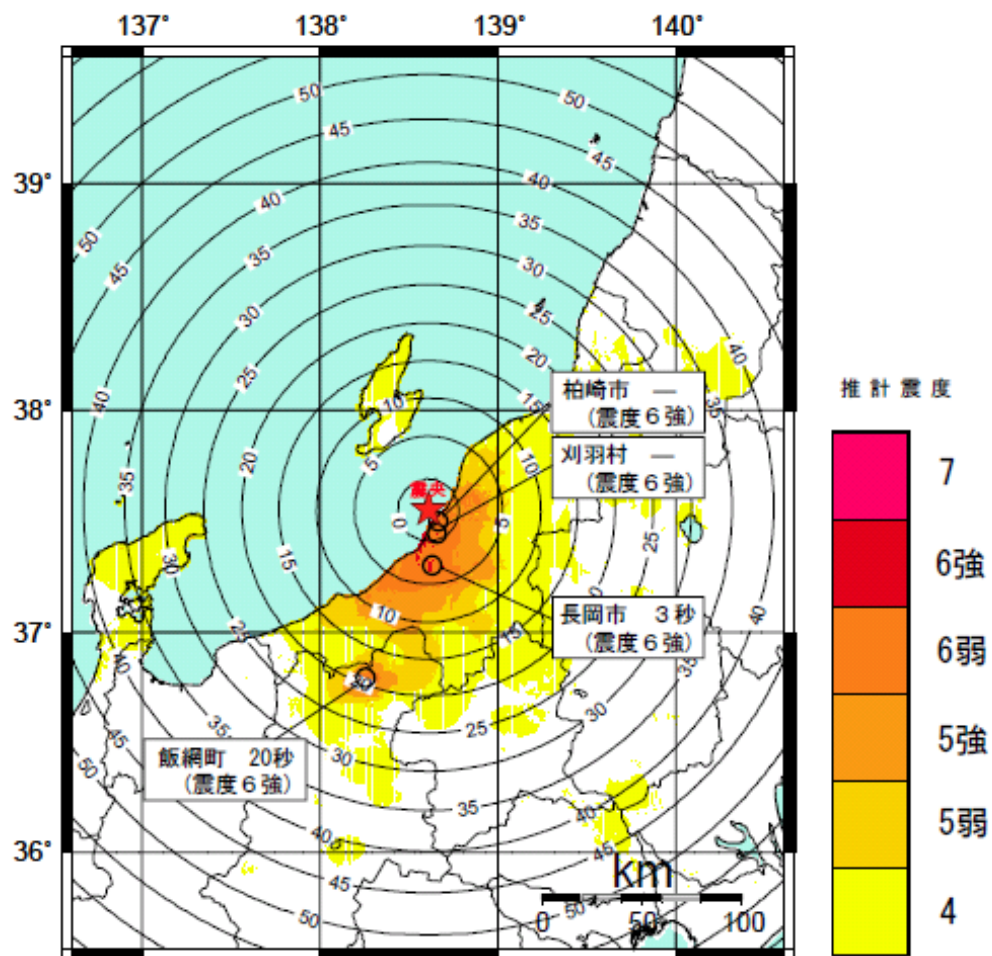


図1-3-2 緊急地震速報の第1報提供から主要動到達までの時間(秒)及び推計震度分布

被害の概要(20年7月1日現在)

		状況
人的被害	死者	14名
	重軽傷者	1,664名
住宅被害 ()内住居	全壊	3,437戸 (1,120戸)
	大規模半壊	956戸 (676戸)
	半壊	6,299戸 (3,888戸)
	一部損壊	41,786戸 (22,661戸)
	合計	52,478戸 (28,345戸)
ライフライン	水道	40,260戸
		8月4日復旧
	ガス	30,978戸
		8月27日復旧
	電気	23,300戸
		7月18日復旧

行政の現状と相談支援との連携と協議会の必要性 1

(行政の現状) ※柏崎市の場合

- 障害者福祉制度の変革
措置制度→支援費制度→障害者自立支援法
制度の改革により、市の情報の質が低下した
- 行政内部に点在する各種住民情報
災害時にほとんど役に立たない
- 障害者固有の困難の理解と継続支援の困難
モニタリング、アウトリーチが積極的にできない
- 多様なニーズへの障害福祉部署での対応の限界？
市民、地域一帯となった「まちづくり」へ
- 特に大規模災害時は、職員も被災者、避難所対応...
障害者支援に必要な人員（数）が確保できない

行政の現状と相談支援との連携と協議会の必要性 2

(期待される効果)

①相談支援事業者との連携

- ・ 専門性（身体、知的、精神、発達障害...）
- ・ 経験、体験...ノウハウ
- ・ 機動力を兼ね備えた人員の確保（アウトリーチ）
- ・ 行政にない“話しやすい身近な”雰囲気

②協議会の必要性

- ・ 地域の支援者が「顔見知り」であることの効果
気兼ねなく話ができる、事業所のノウハウが他に波及

特に災害という非常時では、短期間で効果的かつ効率的な結果を出す必要があり、上記の効果は絶大であった。（と思う）

中越沖地震時点での要援護者の状況

(障害関係分) ※「柏崎市災害時要援護者支援に関する手引」から

		柏崎市
身体障害	人数 ()内単身世帯	524名 (100名)
	対象者	身体障害者手帳第1種
知的障害	人数 ()内単身世帯	238名 (0名)
	対象者	療育手帳A
精神障害	人数 ()内単身世帯	321名 (105名)
	対象者	精神障害者手帳1、2級
合計		1,083名 (205名)

※65歳以上は除く

実際、上記の人だけが「要援護者」ではない

障害者相談支援センターの設置

- 新潟県(障害福祉課)が、中心となりセンター立ち上げ

(設置の趣旨)

障害者等(発達障害者その他の障害者含む)を支援するため、障害者相談支援センターを立ち上げ、障害者等及びその家族個々のニーズに応じた、きめ細かな相談支援(情報提供、助言、サービス利用の調整等)を行う。

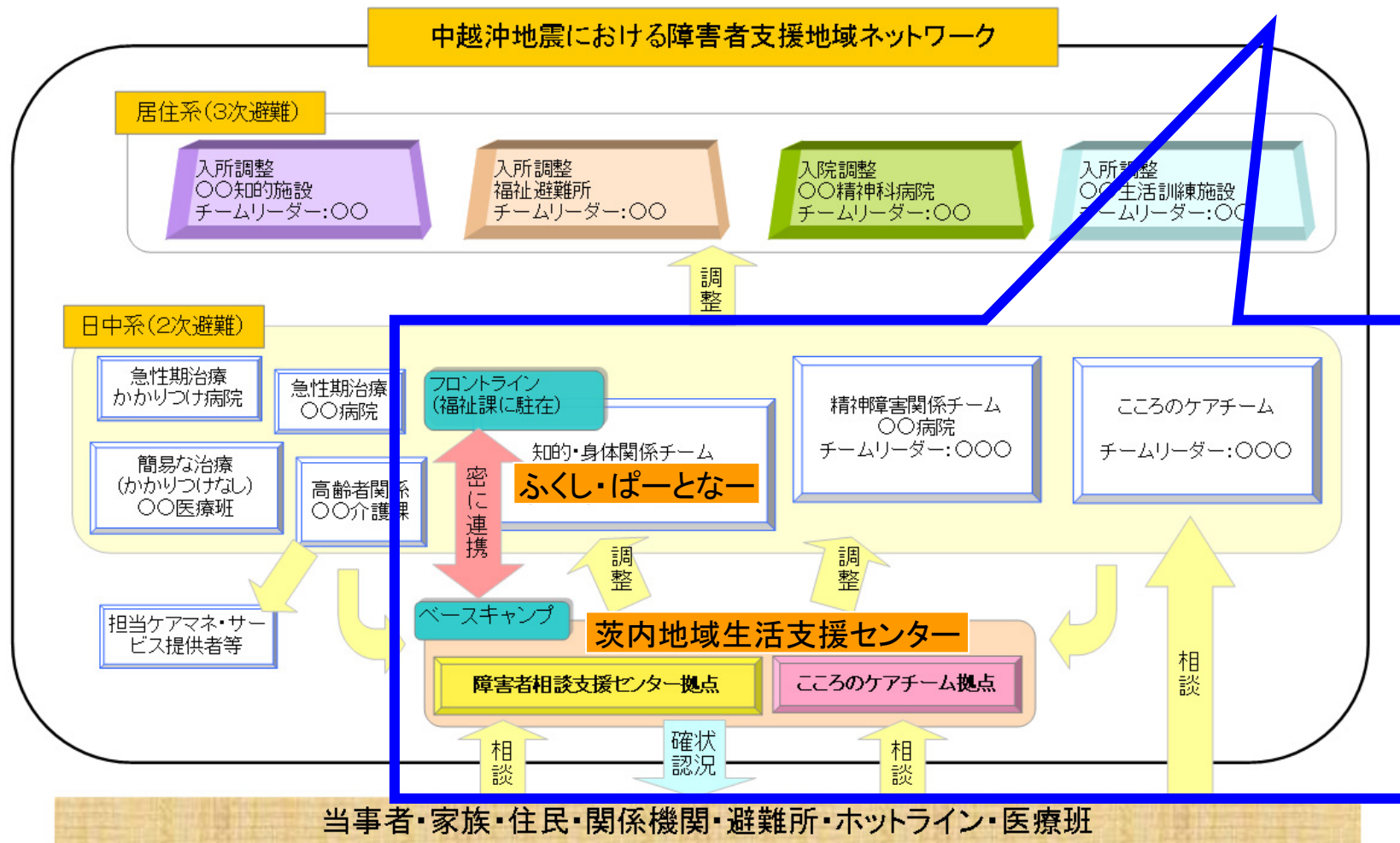
- 茨内地域生活支援センターを拠点とし、ふくし・ぱーとなーとの共同、連携により活動を相談支援活動を実施(ふくし・ぱーとなーは、市役所福祉課内を拠点とした)
- 2か所の拠点に県がコーディネートを行い県内の相談支援事業者を派遣(7/18~9/30までのべ275人)
- 柏崎市は、センターへの情報提供と相談員の把握したニーズを「支援」に繋げる等の**後方支援**に徹する

障害者相談支援体制のイメージ



茨内地域生活支援センターでの様子(2007.7.18撮影)

新潟県柏崎刈羽モデル



障害者相談支援センターの活動内容

県派遣コーディネーターと相談支援事業者、行政で日々、ミーティングを実施。活動方針やニーズ等を共有し、活動へのフィードバックを行う。

■ 7/18～7/23(発生後一週間)

「安否確認と生活状況の把握、緊急ニーズの確認」

(活動内容)

- 自宅及び避難所への訪問活動
- 電話による安否確認・状況把握



(サービス)

- 各種情報提供
- 関係機関との連絡調整
- ニーズ把握
- カウンセリング・・・等

■ 7/24～7/31(発生後二週間)

「収集された状況の分析」

⇒ ニーズを支援につなげる作業に着手

(活動内容)

- 継続支援の必要なケースへの訪問活動
- 緊急の個別支援期



ニーズ等の傾向

	7月後半	8月前半	8月後半	9月前半
児童	こころのケアに関する問い合わせが多い。片付け時の一時預かり。	避難所での見守り支援。ボランティアに遊んでもらう。	学校が始業することに関しての相談。	こころのケアに関する相談は、ほとんどなし。
身体障害	入浴・医療(透析等)に関するニーズが多い。	入浴、片付けに関する事。各種情報を求める声大。	情報を丁寧に渡す。視覚障害者のり災証明。	仮設住宅入居に伴う支援。
知的障害	水・食料・各種情報を求める声。	避難所での見守り。片付け時の一時預かり。	親から離れられない。親への支援。	仮設入居に伴った支援。最終スクリーニングで事例。
精神障害	避難所から〇〇さんは大丈夫?という問い合わせが多い。	1件のケースに長時間を要するケースが多い。	通常支援を徐々に再開。	きめ細かい支援を要するケースが多い。
高齢者	チラシを見て間違えて相談してくるケースが多い。		特に相談なし。	高齢であっても障害を合併しているケースの相談あり。

異なる専門性やノウハウを持つ相談員が互いに助言し、
補い合いながら相談支援活動を実施

(参考) 障害者相談支援センター相談件数 (19.7.18~19.9.30)

1 相談件数

障害種別	相談方法	電話	来所	訪問相談			計	発達障害再掲
				自宅	避難所	その他		
障害児		16	1	11	5	0	33	10
知的障害者		675	9	164	26	11	885	37
身体障害者		574	11	178	16	7	786	1
精神障害者		908	146	281	31	10	1,376	3
発達障害者		0	3	0	0	0	3	3
その他		29	0	6	41	1	77	40
計		2,202	170	640	119	29	3,160	94

注 「発達障害再掲」欄は平成19年9月9日までの件数。

2 相談支援の内容別件数（複数計上）

相談支援内容	対応状況	件数	内訳		
			相談及び情報提供	継続援助	他機関紹介その他
状況把握		3,447	2,934	499	14
居宅介護、日中一時支援、短期入所等の利用援助		7	4	3	0
障害児者福祉施設などの利用援助		7	5	2	0
市町村、医療機関等、関係機関との連絡調整		367	204	156	7
カウンセリング（傾聴を含む）		542	304	238	0
その他、個別の生活ニーズに応じた相談支援等		358	202	148	8
計		4,728	3,653	1,046	29

ニーズ把握により実施したサービス

- 重度障害者への入浴サービス(柏崎市元気館)

7月23日～8月17日の間実施

仮設入浴などの利用が困難な障害者を対象に、
自衛隊から元気館の特殊入浴風呂に給湯してもらい実施
利用者 延べ266人

- 在宅障害児童の日中支援サービス(さざなみ学園)

8月6日～31日の間実施

学校の夏期休暇と重なったこともあり、被災世帯の
負担軽減を目的に日中支援(介助)を実施
利用者 実利用者数6人 延べ30人日

協議会があったので出来た支援

■ 19.9.19 自立支援協議会で中越沖地震の意見交換会実施

(背景、目的)

- 行政と相談支援事業者で「支援者支援」の機会を設けるため、実施
- 地震後二ヶ月間の活動や心情を吐露し合い、お互いの労をねぎらう
- 「苦労話、改善点、地域の問題点、今の気持ち、上手くいった事例」を発表

(意見交換要旨) 上手くいった事例

- 事業者同士の連絡体制ができあがり、各種団体の情報、支援策、義援金、ボランティア等をメンバーにメール、口コミ等で伝達し、皆で利用した
- 対応が困難なケースについて各事業所間で自主的に連絡を取り合い、安定した支援ができた
- 事業所で不要になった支援物資等を必要な事業所に配布した
- 複数の事業者で合同で入浴ツアーに行った
- 緊急的な短期入所、サービス決定など行政に相談しやすかった
- 協議会でできた“よい雰囲気”で臨時的なサービスが早く実現できた(入浴等)
- 養護学校等とも同じ目線で支援(一時受入)をしてもらった



がんばろう！ 輝く柏崎 ～さらなる未来へ～

テーマ2

「柏崎刈羽の自立支援協議会の
立ち上げ経過と現状」について

協議会の設立経過

平成17年11月 障害者自立支援法成立

平成18年1月 障害者自立支援法施行に伴う連絡会議 設置



以降、18年12月まで月一度のペースで会議実施

平成19年1月

～3月 相談支援事業者、行政で協議会素案の取りまとめ作業

平成19年4月 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会 設置
(柏崎市と刈羽村で共同設置)

平成19年7月9日 第1回柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会 開催

連絡会議について

平成18年1月
スタート

1. 会議設置の目的

- ・ 障害者自立支援法の勉強会（制度の周知、新体系移行...）
- ・ 3 障害の支援関係者間の顔合わせ
- ・ ケアマネジメントの普及（相談支援事業の周知と技術習得）

2. 参加メンバー

- ・ 居宅サービス事業者、知的入所施設、精神生活訓練施設、児童入所施設、福祉ホーム、グループホーム等（7事業所）
- ・ 地域療育等支援事業コーディネーター（1名）
- ・ 授産施設、福祉作業所（2ヶ所）
- ・ 医療機関相談室ワーカー（3ヶ所）
- ・ 行政（県振興局、柏崎市、刈羽村の障害福祉担当課）

新制度施行による不安の吐き出しと顔なじみの関係づくり

連絡会議の検討内容

ー第1回協議会（19年7月）開催までのプロセスー

ステージ	時期	検討内容	ねらいや効果
準備期	18年 1～3月	<ul style="list-style-type: none">・ 法律を皆で学びあう・ 各施設の現状報告 →相談支援の必要性明確化	不安の吐き出し 顔なじみの関係作り
始動期	4～6月	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者自立支援体制に向けた「地域課題整理」・ 優先課題の抽出 →支援体制モデル案①提示	グループワークを取り入れ、 仲間意識 の基礎作り
活動期	7～9月	<ul style="list-style-type: none">・ チーム別ワーキング・ 協議→活動→まとめ	固定グループで仲間意識の確立
完成期	10～12月	<ul style="list-style-type: none">・ 支援体制モデル案②提示・ 案②の精度を高めるためグループ毎に協議・ 支援体制モデルの確定	仲間意識 の高まりをベースに濃密な議論展開
体制準備期	19年1～3月	<ul style="list-style-type: none">・ 組織の役割、目的を明確化・ 評価方法について検討	1年間の検討結果を協議会としてまとめの作業
体制完成期	4～6月	<ul style="list-style-type: none">・ 協議会の概要を関係機関等に説明・ ワーキング等の活動計画案の説明・ 中越圏域との調整について協議	協議会の体制イメージを全関係者で共有する作業を丁寧に実施

協議会の目指すところ

(目指す姿、期待するもの)

「この仕組みを使ってドンドン新しい施策をつくり出していきたい」

「もはや行政のみのノウハウやサービス創出だけでは、限界感あり。財政状況等も考慮すると行政依存ではなく、民間も同じ目線で自ら取り組む時期に来ている」という認識あり。

では、そのために

- ① トップの協議会委員を事業所のトップ(理事長等)とし、現場で起こっている事、考えている事、新しい発想をまず理解してもらう
- ② 実際に協議会の舵取りは、現場で頑張っている代表からなる「サービス調整連絡会議」で行う
- ③ 特に①は19、20年度で効果的に行い、21年度移行は実践のため、スピード感を重視した仕組みに転換する
- ④ これらを実行するためのパートナーが「**相談支援事業者**」

パートナーとしての相談支援事業者

(協議会の運営において“パートナー”として期待するもの)

1.多くの経験、体験から蓄積されたノウハウを地域に広める力

- ・個別支援会議への積極的な参加
- ・ケアマネジメント会の運営
- ・ワーキング活動でのリーダー

2.障害者に一番身近な立場として事態を伝える力

- ・サービス調整連絡会議、トップの自立支援協議会でのファシリテーター
- ・相談件数、傾向等の報告と分析

3.全体的な視点の中で、課題の優先順位付けを行える力

- ・サービス調整連絡会議、トップの自立支援協議会のテーマ選定

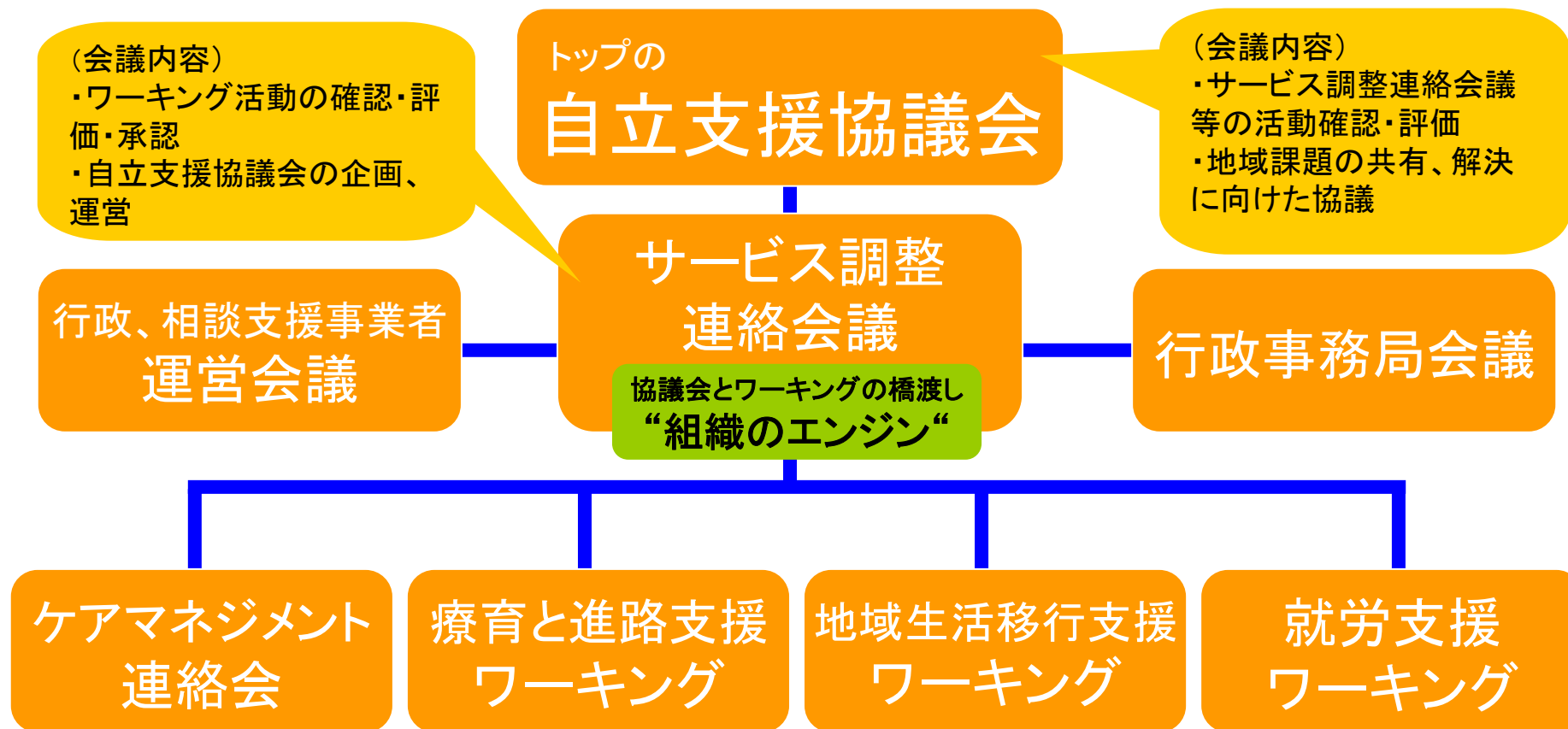
4.課題解決における客観的な視点を持つ力

- ・緊急性、将来への仕組み...どういった視点で課題に取り組むか

協議会の組織体系

※組織体制をまとめるに当たって留意した点

1. 連絡会議で積み上げた現場からの“声”を組織に反映
2. 柏崎刈羽地域内での問題、課題の解決力アップ
3. 平成19、20年度の2年間の活動に特化
4. 既存の活動との協調



トップの

自立支援協議会の歩み

(委員)

学識経験者、医療機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者代表、
障害当事者、ハローワーク、商工会議所、特支教代表 (12名)

(主な検討内容)

第1回 19年7月9日

・協議会の目的、組織の説明

※19.7.16 中越沖地震

第2回 19年11月19日

・中越沖地震の振り返り(支援活動報告)

※20.1.8サービス調整会議で激震が走る

第3回 20年3月3日

個別事例を中心とした議論に転換！！

・地域課題の共有「在宅生活における24時間介護対応」

第4回 20年7月14日

・「在宅生活における24時間介護対応」への具体的対応策の提案
・地域課題の共有「障害者の移動の困難」

自立支援協議会の歩み

||

「サービス調整連絡会議」の歩み

(メンバー)

相談支援事業者3、障害福祉サービス事業者代表1、各ワーキング代表4、県振興局3、
柏崎市刈羽村の担当11名 (21名)

(開催ペース、会場)

毎月第二火曜日午後1時30分～、会場も元気館の会議室を通年予約

20.1.8サービス調整連絡会議

「今やってることって、現実と全然関係ないよね...」

「1年前に話し合った課題って話をしたことないね」

「どうやったらサービス改善につながるか分からない」

今後の進め方の大きな転機に

<これまでの話題は...>

- ・組織の機能や役割のイメージ化
- ・会議ルール、報告様式の決定
- ・ワーキング活動の計画検討
- ・相談支援の報告等もなし

...会議の在り方論、組織のイメージ化
のやり取りに終始

×個別事例から離れてしまった

20.1.8サービス調整連絡会議のホワイトボード1

1. 現実論も語る場

(先進地を自分の手帳たよみでみる)

- 現実の認識が大切
- サービス改善につながる事例検討
(各々のそれぞれのイメージを出す)
- WGやサービス調整会議活動や問題点も知ることが
- これまでの活動で出た課題の協議も共有
 - 教育分野が福祉を意識する(かけ必要)
 - 自立支援とは何かを語る必要(次年度)
- 事前協議を深める (協議会をどう扱う場にするか
現実感をもてもらう)

2. 継続構造の生かし方

- 個別からの課題抽出 (ネット)
(GH)
・地域と考えるサービス改善 (如作居)
・メンバーと語り合い → 意欲アップ
・事例から協議会につなげる仕組みの構築
- サービス調整会議機能を元に戻す
WG活動から協議会やサービスにどう
つなげるのか 明確にし共有する
努力必要 → 参加する意味達成感上がる
- 相談支援からの困り事の集積と協議
(相談支援事業者中心に他職者も参加)
→ サービス改善と協議会に結びつける

20.1.8サービス調整連絡会議のホワイトボード2

3. 協議会当日の工夫

- ・ 職場スタッフの参加の現実感を高める
- ・ 利用者の利用の時間帯は変えた
- ・ 定例スケジュールあると良い
- ・ 会場を元気館 20. 駐車場利用の少ない時間帯 (夜間 20.)

今後について 協議会と連携関係

- ① サービス連絡会議を生かす(本)
相談支援事業者の報告し協議(共有(日誌+PC))
- ② 教育と医療機関のつながり見直し強化
- ③ WGの負担を軽減する
サービス連絡会議から出た課題も単体的に協議する
現場の声をひらき集めてサービス連絡会議・報告
(各WGから出た課題の振り返りなど)
→ ①の協議に希望人数を把握して法人に依頼
- ④ 今後について サービス連絡会議: WGリーダー
に変更し協議する

ここまでを振り返り...協議会運営の工夫

1. 個別事例を中心とした議題、テーマの設定

- ⇒ トップの協議会で定例議題にする
- ⇒ 進行役を相談支援事業者の輪番制へ

2. トップの協議会で法人トップに現実を分かってもらう

- ⇒ 各所属内でのスムーズな話題の広がりを
- ⇒ 仕事に反映させる

3. ワーキング⇔サービス調整会議⇔協議会の関係性を事例により強固にする工夫

- ⇒ 事例が協議会の血液「事例が流れるイメージ」共有

4. 「事例」の意味を整理し、使い分ける

- ⇒ 地域課題としての「事例」と処遇検討を要する困難「事例」

5. 協議のプロセスを可視化し、参加者全員で共有する

- ⇒ トップの協議会は傍聴自由、広い会場で夜間開催に

6. 20年度は具体的な成果にこだわる年に

- ⇒ 具体的な対応策をトップの協議会に提案

7. 障害福祉分野を超えた広がりを意識

- ⇒ 地域資源の捉え方の再認識



第2回協議会の様子
(19.11.19)

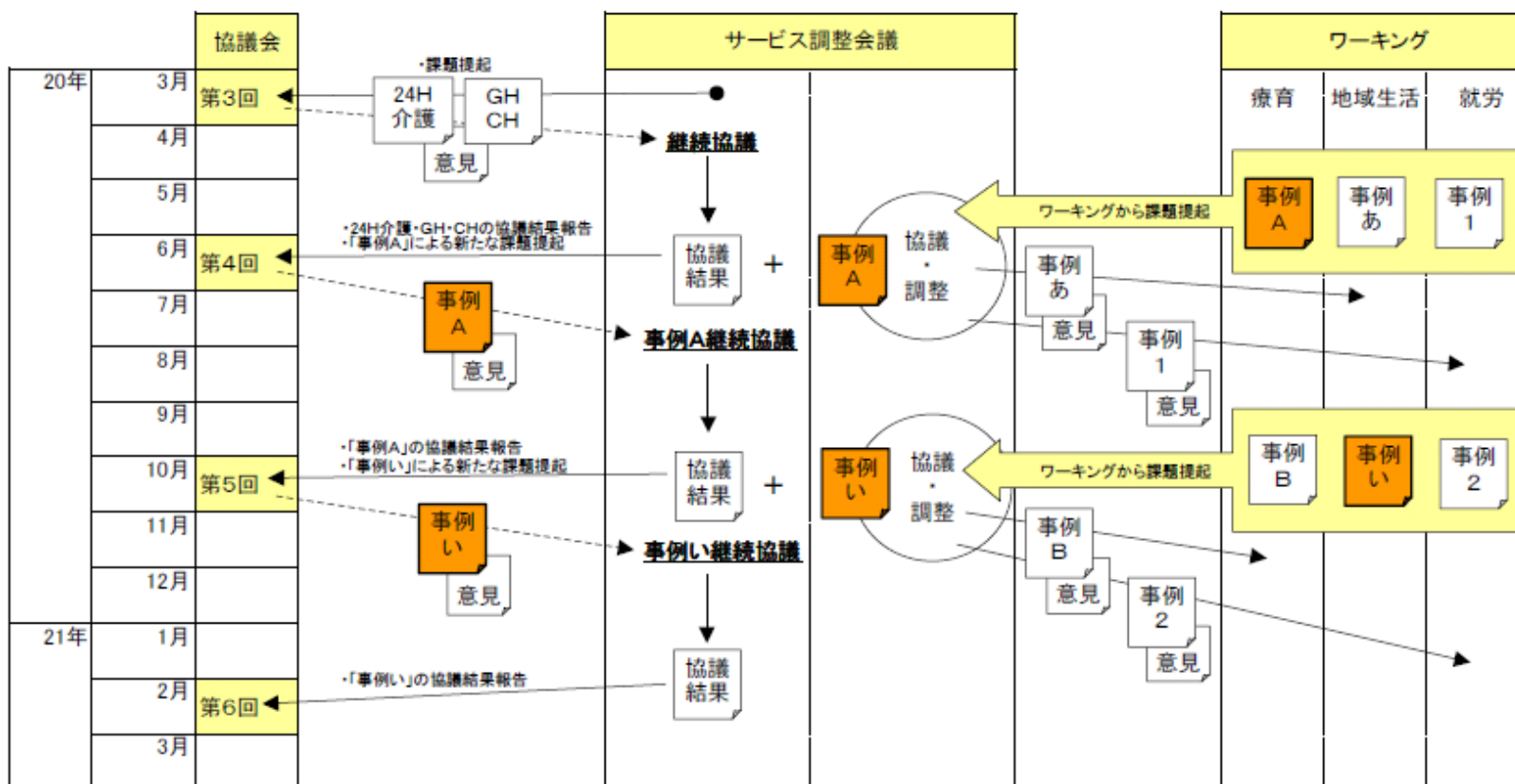


第4回協議会の様子
(20.7.14)

(参考) 事例の流れるイメージ

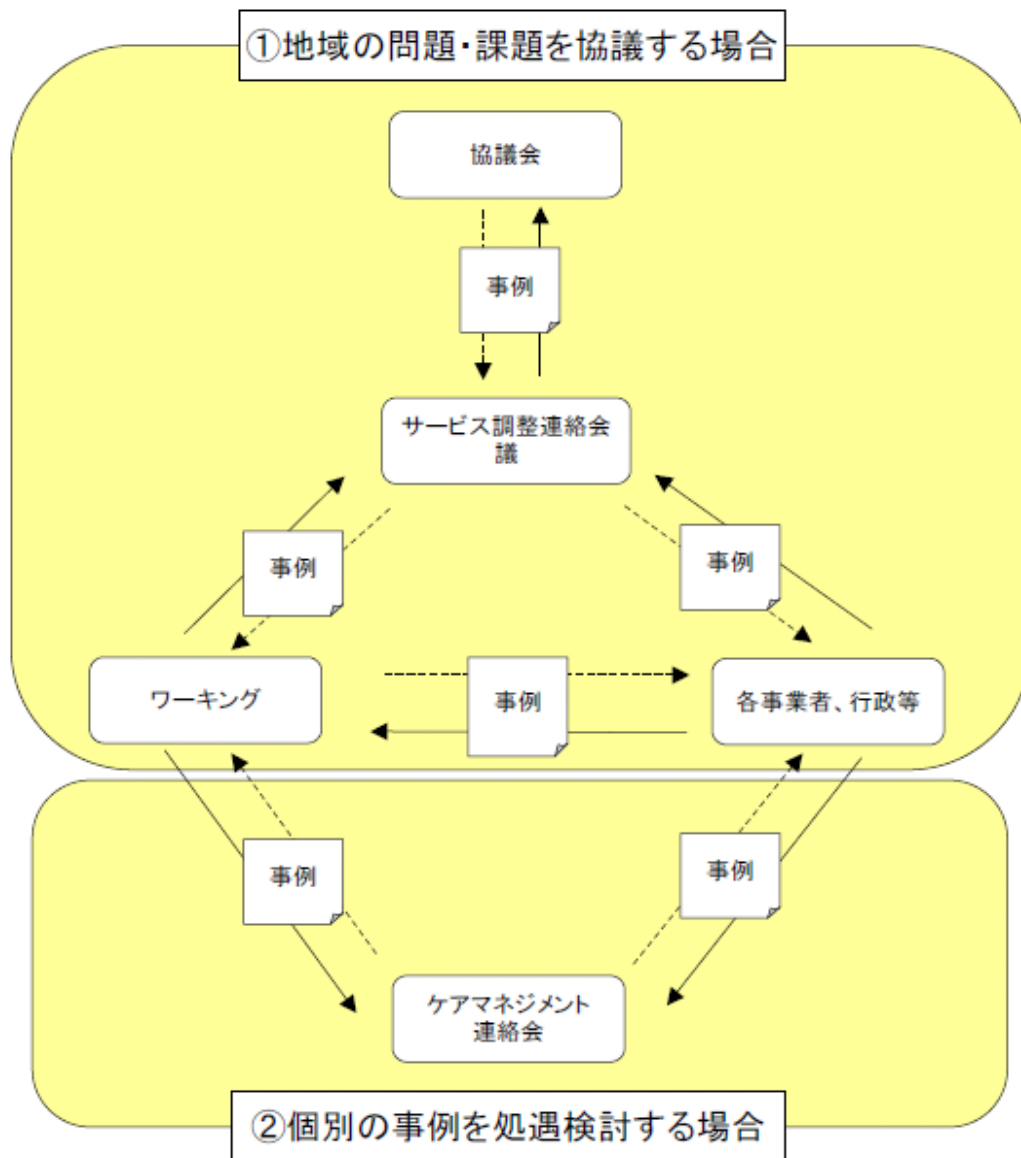
○事例が“流れる”イメージ2

①地域の問題・課題を協議する場合



参加者、ワーキングの発言がきちんと取り上げられる仕組み

(参考) 事例の意味合いの整理と使い分け



会議で論点が
ぶれないために

困難事例も相談支援
事業者からなる
ケアマネジメント連絡会
で寄り添う

地域自立支援協議会とは

小澤

- 国の研修で強調している3層構造
- 個別調整会議→定例調整会議→運営会議
- 考え方としては、ケースワーク(アウトリーチを含む)→コミュニティワーク→コミュニティ・デベロップメント、のソーシャルワークの3層構造のシステム化
- これに基づいて、個別ニーズ→地域課題→社会資源の調整と開発へ展開する

地域自立支援協議会の活性化条件

- 下からの組織化(サービス調整会議から全体の調整へ発展的)
- 上からの組織化(先に地域自立支援協議会を立ち上げる):部会(分科会)の重要性
- 市町村(行政)は事務局、記録、会場提供などの黒子役が重要
- 部会、サービス調整会議をリードするキーパーソンの重要性
- 助言・スーパーバイザーとしてのアドバイザー事業の有効活用

第73回市町村職員を対象とするセミナー

【シンポジウム】

「どのように相談支援体制を整備するか、自立支援協議会をどう活用するか」

—相談支援事業所と自治体の共同の仕方— 資料

ぱあとなあ相談支援事業所 における活動から

平成20年7月23日(水) 秋田県湯沢市 ぱあとなあ相談支援事業所 長沼敏幸

当事業所の概要

- 平成17年4月施設開所以来、自主事業で主に身体障がい者を中心に相談支援事業を開始。平成18年10月～障害者自立支援法に基づく市町村地域生活支援事業（湯沢市）受託。以降、障がいを問わず相談支援を開始している。
- 現在の相談体制：3名（平成19年4月～）
 - 1：主任相談員（事業所管理者、重度包括支援事業管理責任者兼務、有資格：介護福祉士・保育士・介護支援専門員）
 - 2：相談員（就労継続支援B型サービス管理責任者兼務、有資格：社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員）
 - 3：看護師（生活介護サービス管理責任者兼務、有資格：正看護師・介護支援専門員）
- 【平成20年6月実績】 計156件 *施設利用者の相談含む
 - ◎身体障がい:88件 知的障がい:31件 精神障がい:30
 - その他:7 （156件中児童19件）
 - ◎湯沢市:124件 その他の市町村:32件 *新規13件
 - *福祉サービスについての相談対応が95件で最多
- その他、障害程度区分認定調査業務を受託

当事業所における市町村相談支援事業の委託状況の変化

平成20年度

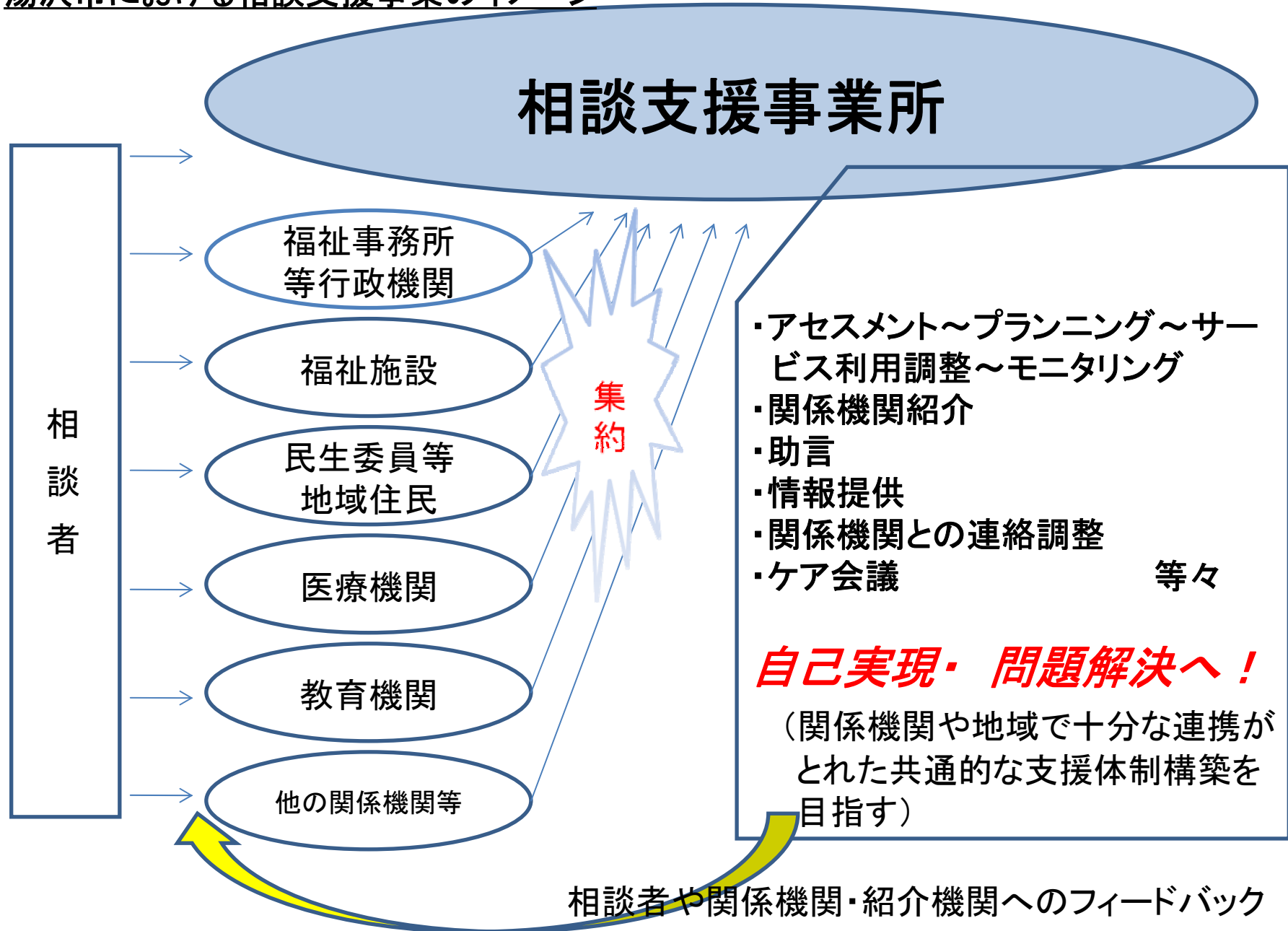
平成19年度

- ★湯沢市のみ委託：
相談員1名分の補助
(月に165,000円)に加え、
サービス利用計画作成を問
わず、訪問・来所相談・連絡
調整各1件につき2,500円の
請求が可能
- ★湯沢市は3事業所と委託契
約(当事業所は3障がい対応、
他は知的障がい・精神障が
いを主)
- ★他の市町村とは委託関係は
ないが、1件8,500円でサー
ビス利用計画作成や支援を行
うケースもある



- ★湯沢市・東成瀬村と委託契約:湯沢市
は相談員2名分の補助(月に165,000円
×2)に加え、サービス利用計画作成を
問わず、ケースに大まかでも支援のプ
ランニングを行い、重点的に支援を
行ったケース1件につき5,950円/月の
請求が可能。東成瀬村とは月に1回の
相談日の開催手数料(交通費)+サー
ビス利用計画費の契約
- ★湯沢市は2事業所と委託契約(当事業
所は3障がい対応、他は知的障がいを
主) *精神障がいの相談が増加
- ★他の市町村とは委託関係はないが、
1件8,500円でサービス利用計画作成や
支援を行うケースもある

湯沢市における相談支援事業のイメージ



湯沢市モデルの効果

- ★相談支援事業所を介することで、一定のサービス(支援)水準を保つ・一貫性を持つ
- ★各サービス事業所の完結型で終わらない本人の今後のライフステージや地域生活をとらえたトータルな支援体制へ
 - * サービス利用中断者への支援強化
- ★各事業所のオブザーバー兼相談役としても期待
- ★窓口がはっきりすることで住民や関係機関が戸惑わない

そこで…

< 相談支援事業所としての考えたこと >

★相談しやすい環境の提供を

(だれもが相談しやすい状況 * 施設内の喫茶スペースを活用 * 障害への偏見軽減を)

★信頼される相談支援体制を

(専門性及び実践力の向上 * マネージメント力で勝負)

★中立・公平性を

(誘導や「事業所肥やし」はしない)

★主体的なマネジメントを

(見ないふりはしない。またエンパワメントを生かす)

★通所・入所施設の相談員とは違う自覚・業務を

(生活全般のコーディネーターで！)

★関係機関とのほう・れん・そうを

(地域で必要とされる事業所へ、ネットワーク形成を)

そんな中様々な課題が出てきた！

★相談支援業務の強化(マルチ・体系化など)が必要ではないか、事業所毎の差がある、関係機関の理解が必要だ、いろいろな情報がほしい、連絡調整が大変などなど・・・



自立支援協議会に期待しようじゃないか！

(ケース検討や役割分担・ネットワーク強化・切磋琢磨等ができる！)



←福祉事務所の思惑と一致 *地域包括的支援のエッセンス注入

相談支援事業所の集まり(意識共有)＋行政の下ごしらえ
(関係機関行脚・説明会)＋(考える)時間等から、

クライアントの状態を問わず生活全般を支えられる体制を
(地域包括支援ネットワーク協議会構想として始動)

相談支援事業所連絡協議会設立～

地域包括支援ネットワーク協議会設立発起人会～を経て、

平成20年3月26日

湯沢雄勝圏域地域包括支援ネットワーク協議会設立！

《ポイント》

- ・行政が相談事業所の思いを発散させてくれた
- ・広域圏で行うことで、近隣町村やその住民・関係機関も参加、期待できる
- ・介護保険サービスとの狭間に悩む住民や関係機関を巻き込んだ
- ・個人へ委嘱するのではなく、機関・団体へ委嘱している
- ・行政と相談事業所が同じ夢を持っている
- ・やらされているのではなく、必要性を感じてのスタートであった

設立以後、当事業所は事務局として活動・・・

具体的には：連絡調整・各部会を除く会議の開催等々

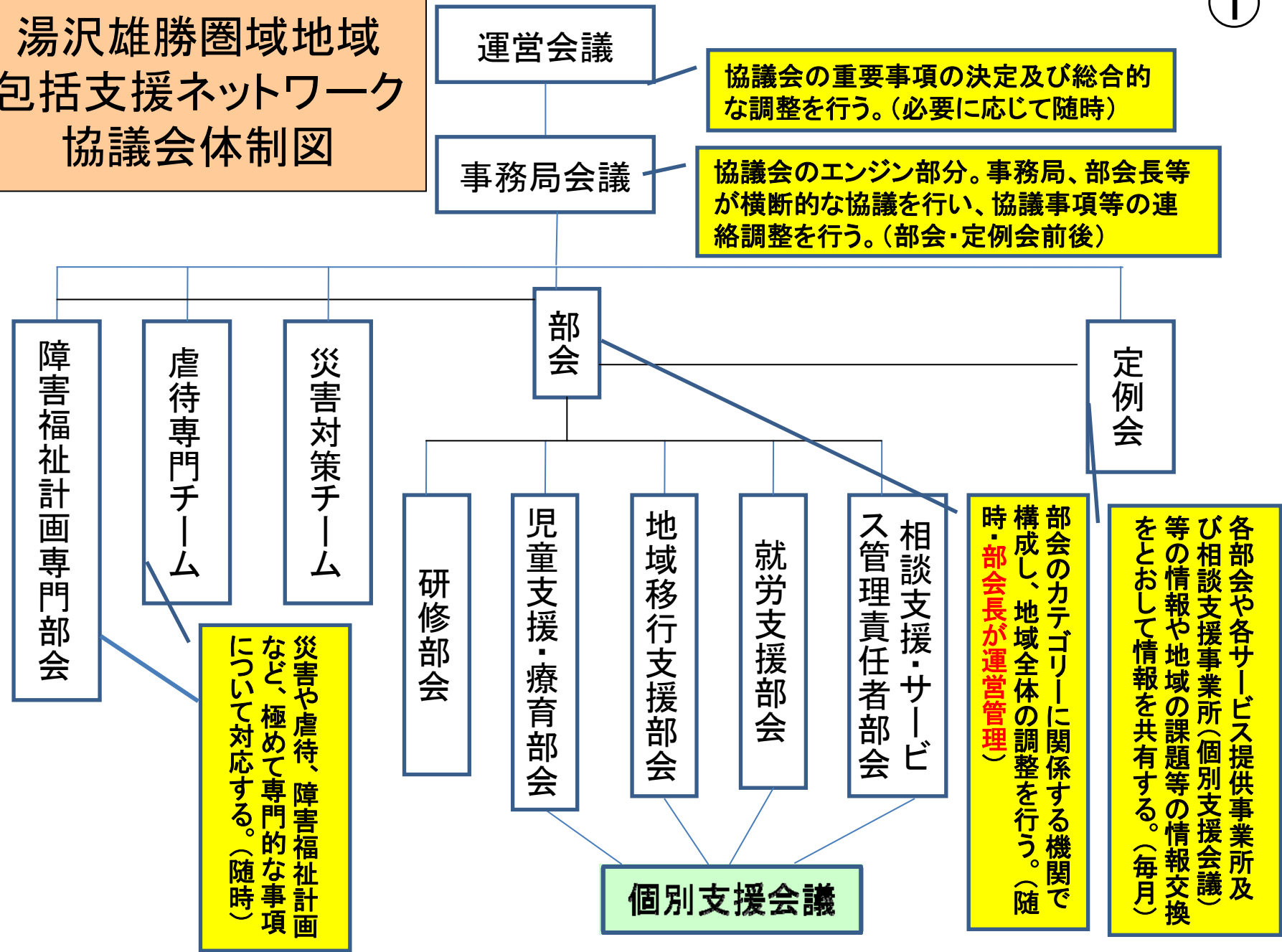
* 湯沢市・羽後町・東成瀬村からの事務委託費（年間36万円、3市町村で人口案分）をもらう形としている。

- 市町村は事務局会議・運営会議に参加するほか、バックアップ機関として各部会等参加。相談支援体制整備の責任主体としての役割であり、協議会や事務局、相談支援事業所を見守りまたは牽制する。また、必要に応じ助言を行い、災害対策や虐待問題等協議会の事業によってはメインで活動する

★以下①～⑫の資料は各部会のイメージとして作成（運営会議資料）。事務局は各部会に参加へ。

注）設立間もないため、一部構想上のものもあります

湯沢雄勝圏域地域 包括支援ネットワーク 協議会体制図



協議会の重要事項の決定及び総合的な調整を行う。(必要に応じて随時)

協議会のエンジン部分。事務局、部会長等が横断的な協議を行い、協議事項等の連絡調整を行う。(部会・定例会前後)

災害や虐待、障害福祉計画など、極めて専門的な事項について対応する。(随時)

部会のカテゴリーに関係する機関で構成し、地域全体の調整を行う。(随時・部会長が運営管理)

各部会や各サービス提供事業所及び相談支援事業所(個別支援会議)等の情報や地域の課題等の情報交換をとおして情報を共有する。(毎月)

個別支援会議

会議イメージ

運営会議 (26団体)

協議会の決定機関(全体会)。予算・事業計画・運営に関することを決定するほか、相談事業所の評価などを行う。当面は随時開催(概ね3ヶ月に1回)。協議会事務局が開催・運営する。地域の課題を整理し地域への提言をしていく。

定例会 (相談支援事業所及びサービス提供事業所、各部会長、市町村)

協議会事務局が開催・運営で毎月開催予定。湯沢雄勝圏域の場合は相談支援・サービス管理責任者部会を定例会とする。各相談支援事業所・事業所及び部会活動について最新情報の交換の場。個別支援会議をおこなったケース等の情報を共有し地域での課題も整理していく。

事務局会議（事務局、相談支援事業所、各部部长、市町村）

協議会のスケジュール管理等協議会の運営に関する連絡調整を行う。随時開催（概ね1ヶ月毎）。協議会事務局が開催・運営するが定例会の前後に、行う予定。

各分会（各構成機関）

各部部长が開催・運営する。毎月開催を予定し、内容は各分会で調整。具体的な構成員や活動内容については後述。

相談支援・サービス管理責任者部会

= 定例会

構成メンバー

相談支援事業所(やまばと園・ぱあとなあ・松風)、
 指定障害福祉サービス事業所(やまばと園・皆瀬更生園
 愛光園・ひばり野園・五輪坂ひなげしの里・かざぐるま作業所・
 ぱあとなあ・松風・いなかわ福祉会・みなせ福祉会・幸寿園・
 湯沢市社会福祉協議会・羽後町社会福祉協議会・
 東成瀬村社会福祉協議会・平成園居宅介護事業所)
 家庭相談員(湯沢市)、地域包括支援センター(湯沢市・
 羽後町・東成瀬村)、各部会長、湯沢市、羽後町、東成瀬村

ケース関係者・関
 係機関・団体・職種、
 スーパーバイザー
 等:例)医師・警察
 署・介護支援専門
 員在宅介護支援セ
 ンター(地域型)等

具体的活動イメージ

- ①地域の要支援の情報の共有・サービス利用調整
- ②個別支援会議(支援困難例等)の開催
- ③地域におけるサービスの質の標準化を図る

サービスネットワークの形成、サービス利用調整、個
 別支援会議、虐待専門チームへの委員派遣、その他
 ワーキング等

協力機関

* 必要に応じ連携、招集

就労支援部会

構成メンバー

ハローワーク湯沢、湯沢市商工会議所、商工会(羽後・東成瀬)、
 就労支援サービス事業者(五輪坂ひなげしの里・湯沢工芸
 授産場・偕行塾授産場・ぱあとなあ・かざぐるま作業所・松風・
 やまばと園・ひばり野園)、障害者就業・生活支援センター、
 養護学校(稲川養護・横手養護)、相談支援事業所
 (やまばと園・ぱあとなあ・松風)

湯沢市
 羽後町
 東成瀬村
 事務局

バックアップ

労働基準監督署、
 職業訓練校、障害
 者職業センター、
 民間企業、保健所
 等

協力機関

* 必要に応じ連携、招集

具体的活動イメージ

- ①湯沢雄勝圏域の障害雇用の拡大、充実を図る
- ②就労訓練時の工賃アップや支援の質の向上

就労支援ネットワークの形成、地元企業への働きかけ、
 企業診断等による雇用拡大への取り組み、施設の作
 業受注や販路等拡大、個別ケース会議、その他ワー
 キング等

地域移行支援部会

構成メンバー

佐藤病院、入所型サービス事業者(皆瀬更生園・やまばと園・愛光園・ひばり野園・松風)、NPOビーイング・身体障害者福祉協会(湯沢市・羽後町・東成瀬村)精神障害者家族会「日の出会」、手をつなぐ育成会(湯沢市・羽後町・東成瀬村)、相談支援事業所(やまばと園・ぱあとなあ・松風)

湯沢市
羽後町
東成瀬村
事務局

バックアップ

在宅サービス提供事業所、不動産会社、アパート業者、建設会社、民生委員、各JA、等

協力機関

* 必要に応じ連携、招集

具体的活動イメージ

- ①施設や病院を出て、地域で自立し生活できる体制を整える。またそれに向けた入所・入院中の取り組み
- ②障害をもった方が安心して地域生活を送れることを目指す

長期在院患者減少への取り組み、施設から地域への働きかけ、退院・退所に伴う住宅確保等支援、住民理解・協力要請、個別ケース会議、社会資源への提言、バリアフリーへの取り組み、その他ワーキング等

児童支援・療育部会

構成メンバー

子育て支援センター(湯沢・いなかわ・おがち・皆瀬・羽後)、家庭相談員(湯沢市)、養護学校(稲川・横手)、民生委員(湯沢市・羽後町・東成瀬村)、手をつなぐ育成会(湯沢市・羽後町・東成瀬村)、教育事務所、やまばと園、ぱあとなあ、NPOビーイング

湯沢市
羽後町
東成瀬村
事務局

バックアップ

児童相談所、教育委員会、主任児童委員、各保育所、民生委員、保健センター、警察所、医療機関 等

協力機関

* 必要に応じ連携、招集

具体的活動イメージ

- ① 支援が必要な児童(保護者)の情報共有と支援体制の強化。
 - ② 地域の療育機能強化を図る
- 要支援児童の情報収集、住民理解・協力要請、個別ケース会議、療育プログラム検討・調整、虐待専門チームへの委員派遣、利用調整、その他ワーキング等

虐待専門チーム

構成メンバー

地域包括支援センター(湯沢市・羽後町・東成瀬村)
 医師会、湯沢市(児童相談員・健康対策課)、
 羽後町(各担当)、東成瀬村(各担当)、民生委員、
 介護支援専門員協議会、各部会選出委員
 (相談支援・サービス管理責任者部会・
 児童支援・療育部会)

左記以外の
 協議会委員
 事務局

バックアップ

児童相談所、各児童福祉施設(保育所含)、介護保険サービス事業所、在宅介護支援センター、教育関係機関、婦人相談所、母子支援施設、警察所、医療機関、司法関係者、専門家

具体的活動イメージ

- ①地域の虐待情報の集約・共有(通報)
- ②虐待予防へむけた取り組み

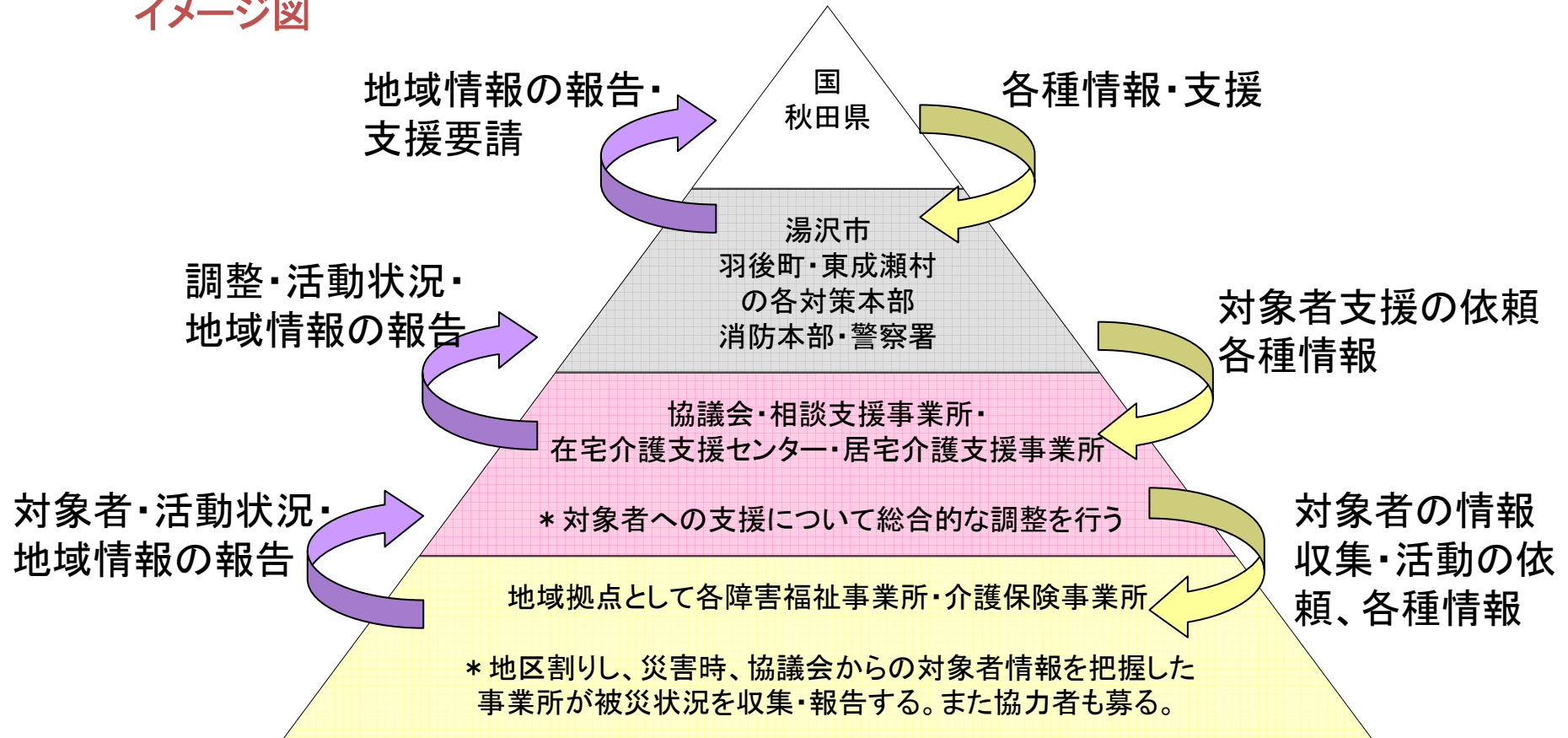
地域における児童・高齢者・障害者・配偶者への虐待情報の集約、個別ケース会議、通報等対応(介入)、虐待を早期発見できる体制づくり、先進地視察、その他ワーキング等

協力機関

*必要に応じ連携、招集

災害対策チーム

イメージ図



- * 地域の介護保険事業所との調整が必要
- * 事前のイメージ共有やルールが必要
- * 災害を想定した訓練等も計画



市長村を主に調整

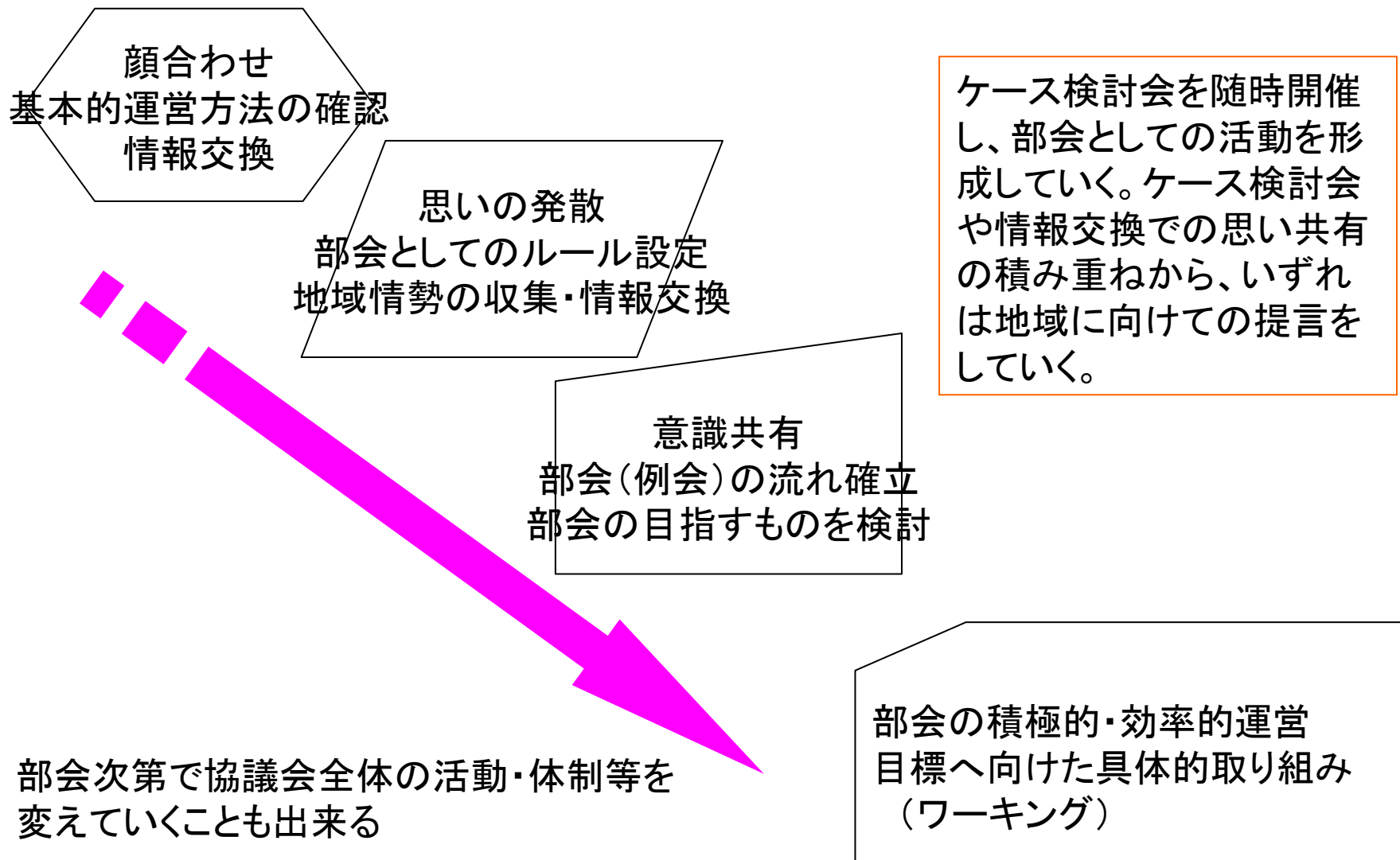
研修部会

運営会議で部会長を選抜（年度毎）。その部会長を中心に構成員を招集し年1回以上、地域を対象とした研修会を開催する。運営委員・事務局が全面的にバックアップする。

障害福祉計画専門部会

市町村で策定される障害福祉計画へ積極的に参加する。具体的には協議会での各部会活動やワーキングで共有した湯沢雄勝圏域の情報を提供し、計画策定（及び分析・モニタリング）へ向ける。また、策定委員には運営委員が入ることが予想される。各部会がワーキングを含め全面的にバックアップしていく。

部会発展のイメージ



絵に描いた餅で終わらないために

- ・協議会運営も効率を考えて行きましょう
→効率化へ向けたいろいろな意見を出して下さい
- ・「できない」ではなく、「こうしたら出来る」「こうしたい」での会議を
→「地域が〇〇であれば良い」と夢を語る場で
- ・1委員(事業所・団体)1役以上を
→みんなで作りあげ、負担も分かち合いましょう
- ・協議会をじっくり育てていきましょう
→効果はすぐには現れません。やれることからやりましょう

見えてきたもの・・・①【協議会の活動から】

- 各市町村や各関係機関、各事業所等の意識や思い、支援内容(質も含む)の差が大きい
- 個別のケースを通して考えさせられる部分が多い
 - 例: サービスやシステムの必要性・地域の課題・求められる対応・住民ニーズ・福祉関係者としての資質などなど
- ケアマネージャー的役割や相談窓口を求める声が多い(サービス提供事業所より)
 - * これまでの縦割りサービスを横断的に見れる視野を持った地域の調整役が求められている
- 1人のクライアントを取り巻く問題は様々である
 - * 再確認→包括的支援の必要性を痛感
- 効果が表れる、形ができるまでには時間がかかる
 - * 共通意識を持つだけで大変。広域だとさらに。

見えてきたもの・・・②【相談支援事業所として】

- 相談支援事業所への負担が大きい

(職員配置・人材育成・時間等々:湯沢市モデルは特に)

- 相談支援事業所としてのクオリティを上げていくことが必要であるとともに事業所間の格差を是正する必要性がある

(どこまで支援していいかわからない。まして包括的支援では特に。行政との話し合いや研修会、さらなる広域でのコンセンサスや調整が必要。)

- 行政の協力が不可欠

(信頼関係をベースにした連携が不可欠。また、行政が方針があまりない大変なこと・・・)

最後に・・・市町村の皆様へ

- 地域の相談支援事業所を信頼してください
(地域や相談事業所を育ててください！)
- 責任やクライアントを丸投げしないでください
(責務を忘れないでください。共に頑張りましょう)
- ともに夢を語りましょう
(やらされている感覚ではなく、問題の共有・連携を！)

障がい児（者）とその家族の皆さんの
地域での生活を応援します！

障がい児（者）生活支援センター

ふくし・ぱーとなー

ごあんない



指定相談支援事業

柏崎市東本町 風のまち フォンジェB1F

電話：0257-20-0084

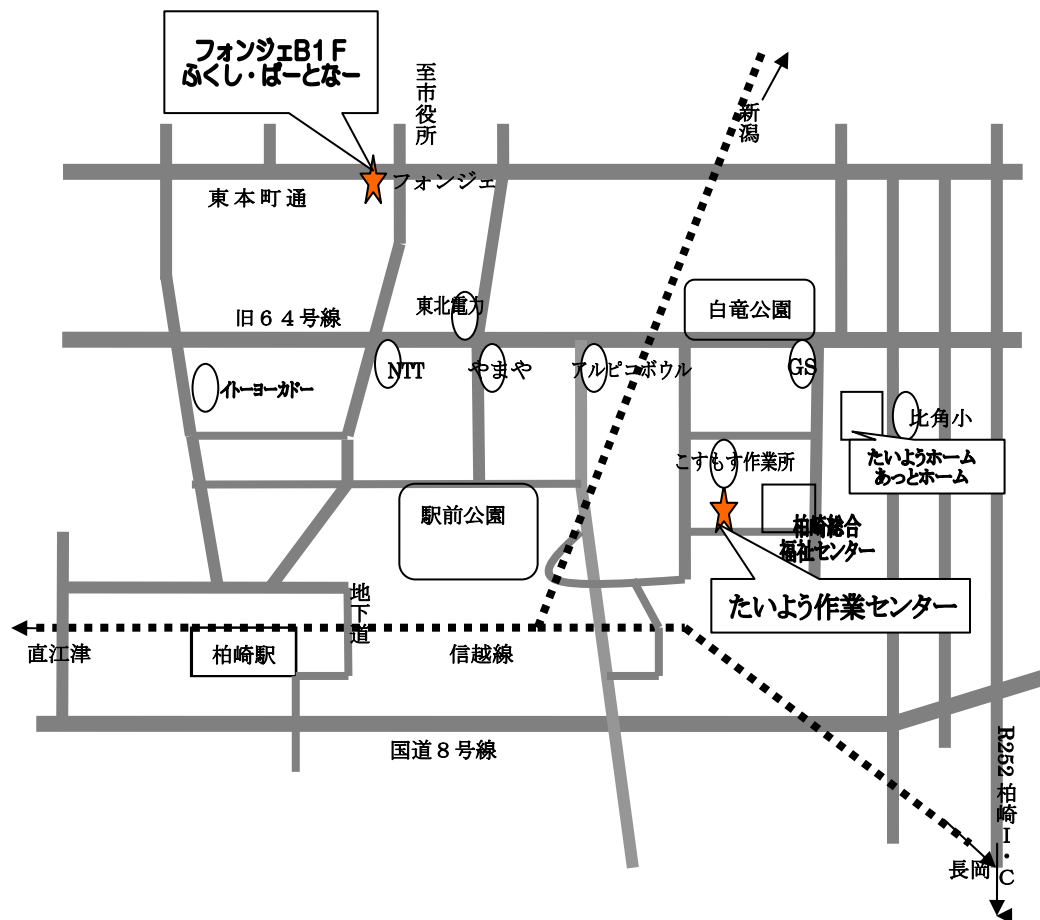
Fax：0257-21-8814

携帯：080-1026-7162

E-mail：f-partner@rose.ocn.ne.jp

社会福祉法人たいよう福祉会

ごあんない



ご相談がある方、事業について詳しく知りたい方、お気軽にご連絡ください。

□指定相談支援事業実施場所

障がい児（者）生活支援センター **ふくし・ぱーとなー**

〒945-0051 柏崎市東本町1丁目15番5号 風のまち フォンジェ B1F

TEL : 0257-20-0084

携帯 : 080-1026-7162

FAX : 0257-21-8814

E-mail : f-partner@rose.ocn.ne.jp

□指定相談支援事業受託施設

指定知的障害者授産施設

たいよう作業センター

〒945-0045 柏崎市豊町3番5号

TEL : 0257-24-0690

E-mail : taiyou-himawali@crocus.ocn.ne.jp

FAX : 0257-22-9175

http : //www16.ocn.ne.jp/~taiyou



障がいをもつ方の地域での生活を応援します



地域での生活を応援します

柏崎市、刈羽村で暮らしている障がいをお持ちの方やそのご家族が安心してより快適な暮らしができるように応援します。

- 日常生活全般に関する相談
- 援助プログラムの作成
- 福祉サービスの情報提供・利用の説明・企画・調整
- 援助プログラムのモニタリングと変更
- 施設入所についての相談・助言
- 専門機関の紹介



この事業の対象は

在宅で生活されている障がい児（者）
とそのご家族です。

この事業を利用するには

まず登録してください。

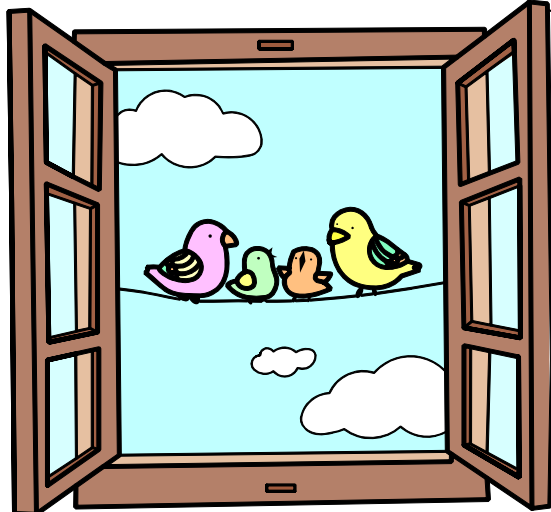
この事業は、サービスを円滑に提供できるように「登録制」になっています。利用の際は登録を行ってください。（費用はかかりません）
登録ご希望の方はご連絡ください。



外来でのご相談

お電話でのご相談

家庭訪問でのご相談



障がい児（者）の生活全般に関する相談や各種福祉サービスの利用の仕方などの相談に応じます。

また、必要に応じて専門機関との連携をとり行います。

フォンジェ内（月～金 10：00～17：45）

たいよう内（月～金 8：30～17：15）

※事前にご連絡いただければそのほかの時間も対応いたします。

協議会の組織体系内の関わり

障がい児(者)生活支援センター ふくし・ぽーとなー

自立支援協議会

自立支援協議会が円滑に進むように
進行や情報共有等の手伝い

他相談支援事業者、行政担当者
と共に連絡会議の課題の整理、
協議会に向けての助言 等

行政、相談支援事業者
運営会議

サービス調整
連絡会議

継続課題検討のファシリテーターや活動
報告による、地域課題の共有。

行政事務局会議

他相談事業者、事務局と共にワー
キングの運営

リーダーとして事務局と共にワーキングの運営、
事前準備

ケアマネジメント
連絡会

療育と進路支援
ワーキング

地域生活移行支援
ワーキング

就労支援
ワーキング